

参議院社会労働委員会會議録第九号

平成三年四月二十三日(火曜日)

午前十時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

福岡 知之君

田代由紀男君

前島英三郎君

村馬 孝且君

高桑 栄松君

委員

尾辻 秀久君

木暮 山人君

清水嘉子子君

田中 正巳君

西田 吉宏君

糸久八重子君

菅野 壽君

日下部禮子子君

堀 利和君

木庭健太郎君

沓脱タケ子君

乾 晴美君

勝木 健司君

西川 潔君

対馬 孝且君

議長

閣務大臣

厚生大臣

政府委員

厚生大臣官房総務課長

厚生省保健医療局長

厚生省児童家庭局長

下条進一郎君

熊代 昭彦君

寺松 尚君

土井 豊君

厚生省援護局長 岸本 正裕君
事務局側 常任委員会専門員 滝澤 朗君

説明員

外務省欧亚局ソウイェト連邦課長 東郷 和彦君

大蔵省主計局主計官 渡辺 裕泰君

○児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案(対馬孝且君外七名発議)

○委員長(福岡知之君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

児童手当法の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○対馬孝且君 きょうは私は、原爆被爆者の対策に対する基本的な考え方についてお伺いをいたしたいと思っております。時間もきょう四十分と限られておりますので、とりわけサハリン州での遺骨の収集、慰霊の対策等についても緊急課題のように思われますので、シベリアの抑留者問題とあわせて

質問申し上げたいと思います。

まず最初に、原爆被爆者対策の考え方についてお伺いをいたします。

政府は、原爆被爆者対策におきまして、およそ戦争という国の存亡をかけた非常事態のもとにおいては、国民がその生命、身体、財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは国を挙げての戦争による一般の犠牲としてすべての国民がひとしく受忍をしなければならぬと言つて、原爆被爆者もこの犠牲を受忍しなければならぬかのように言いますが、これは全く論理のすりかえだと私は思います。それは原子爆弾による被害の悲惨さ、障害の長期継続性、それから子孫にまで及ぶ影響を考えると、この原子爆弾の非人道性は何人も否定し得ないところであると思ひます。政府は戦争が国の存亡をかけたものであるとして、国民がひとしくこれを受忍せよと言ひながら、軍人軍属に関しては国と雇用関係があるから別だと、こう言うのであります。雇用関係があるから特別と言うなら、原爆という非人道的な兵器によって今なお苦しむ人々に対して補償するのも同様でなければならぬのではありませんか。一方では戦争という超法規的な状態を強調して責任を放棄しながら、片一方では雇用関係という法律関係を持ち出して補償を行う、これが論理のすりかえじやなくて何の論理だと言ふまじやうか。

政府は、この原爆の悲惨さを認めているからこそ原爆二法と言われる特別法を制定しているのではありませんか。本件についての大臣の基本的な姿勢についてお伺いをしたいと思ひます。

○閣務大臣(下条進一郎君) 原爆被爆者の本当にお気の毒な被害につきましても、私も心からお慰めの気持ちを持っておるわけでございまして、そういう点でただいまの委員からのお尋ね、深刻な

問題とまた受けとめておる次第でございまして。

原爆被爆者対策につきましては、放射線による健康障害という他の戦争犠牲者には見られない特別の犠牲に着目いたしまして、実態に即した対策を行うというのが基本的な考え方でございます。

原爆二法を中心に保健、医療、福祉の全般にわたりますして施策を講じているところでございまして。一方、原爆被爆者援護法は、放射線による健康障害という特別の事情にない遺族に対して補償を行うことや、被爆者全員に障害の有無にかかわらず年金を支給することなどを内容とするものでありますので、一般戦災者との均等上問題があると考えております。

今年度におきましては、諸手当の大幅な改善を行うとともに、新たに原爆死没者の慰霊等のための諸事業を実施することといたしておりました。今後とも原爆二法を中心とする施策の充実によりこれらの問題に対処してまいりたい、このように考えております。

○対馬孝且君 今、大臣の法改正の前進的な一面もあるという趣旨の考え方でございますけれども、ここは大臣、大事に受けとめてもらいたいと思ひます。平成元年十二月五日、当委員会におきまして六会派で議員立法を提出いたしておるんです。しかも、これは可決をしているんです。この点は非常に重いものであるということを理解してもらわなければならないと思ひます。これは日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参議クラブ、こういう六会派で、しかもこの措置を緊要の課題として、非人道的な問題を一日も早く解決すべきであると、こう言っているわけですから、それは法律改正で若干の前進をしたことは事実だらうけれども、基本的な問題を私聞いていられるんです。

あえて私申し上げなきゃならぬのは、同じ大戦の敗戦国であつた西ドイツはいち早く幅広い救済の措置を行つてゐるんです。太平洋戦争を体験している年代の数々、大臣、少なくなつてきていますね、もう四十五年ですから。したがつて、この戦争の悲惨さが忘れ去られようとしている現状であります。被爆者にとつては援護法が制定されることで戦争が終わるんです。六会派の議員立法の趣旨を体して、今後の大臣としての考え方をいま一度お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(下条連一郎君) ただいま委員からお話がありましたように、平成元年の当委員会では原爆被害者援護法が可決されて、また本会議を通じて衆議院に送られたこともよく承知いたしております。当委員会のそういう御趣旨は非常に重いものだと受けとめておるわけでございます。

○対馬孝且君 ぜひ今後の取り組みを切望しております。

それでは次に、原爆被災者の所得制限の撤廃問題についてお伺いしたいと思います。

昨年の五月十五日に、厚生省の昭和六十年原爆被災者実態調査(死没者調査)が発表されております。この調査は、戦後四十年たつて初めて実施された国の調査であります。遅きに失したと言えらるわけでありますけれども、改めて原爆の非人間性について裏づけられたと思ひます。

ことしの夏でもう既に被爆後四十六年になろうとしております。世界唯一の核兵器被害国である我が国がいまだに被爆者に対して国家補償が行われないまま放置していることはことに残念だと言わなければなりません。先ほども申しましたように、六会派、全野党の賛成多数で被爆者への国家的補償を定める原爆被災者等援護法が参議院を通過したにもかかわらず、政府は現行二法の微々たる改正でお茶を濁そうとしている態度は私は了解することはできません。

ところで、現行の特別措置法の諸手当について、医療特別手当及び原子爆弾小頭症手当を除いて所得制限が行われています。厚生省は本年度から所

得制限の限度額を引き上げ、支給率を九六%から九九%に引き上げようとしておりますが、このままでやれるんなら、どうしていつそのこと所得制限を撤廃しないのか、国家補償の趣旨からいっても当然ではないかと考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○政府委員(寺松尚君) お答え申し上げます。原爆被災者対策につきましては、平成三年度におきまして、被爆者の高齢化が大変進んでおります。それに対応いたしまして諸手当の大幅な改善を行うこととしておりまして、所得制限の限度額の大幅な引き上げもその内容の一つでございます。

諸手当の所得制限につきまして、被害者の障害の実態に即した対策を重点的に実施していく、こういう観点から私どもは原爆放射線による健康障害を現に有している被爆者につきまして支給されます先生御指摘の医療特別手当及び原子爆弾小頭症手当については所得制限を設けていないわけでございますが、これに對しまして、先生からさらに御指摘ありました特別手当あるいは健康管理手当等につきましては、放射線障害が現にないかあるいは原爆放射線との関連が明らかでない場合に、つきましても支給されるという手当てでございます。一般の社会保障との均衡を考慮いたしまして所得制限を設けているところであり、ぎりぎりのところまでそれを引き上げておるわけであります。これを撤廃することはまだ困難なことではないかと考えております。

○対馬孝且君 時間がございせんから、今の撤廃問題というのは、基本的には九九%まで出しておいて、厚生省、撤廃という制度を変えることはできないと、メンツ上の問題だと私は言わざるを得ません。いずれ抜本的な改正問題について後ほどまた機会を見てやりまされども、特にその点は思い切つた撤廃をするならする。何か現行制度だけに固執するというやり方は改めた方がいいと強く申し上げておきます。

それから次に、政府が従来検討を続けてきた原爆死没者に対する弔慰についてお伺いしたいと思います。

厚生省は死没者への弔慰表明として九千二百万円程度をつけておりますが、大騒ぎした割には大したことはないんじゃないかという私は実感を持っております。そこで、予算の中で具体的にどのような弔慰をあらわしていく考え方を御持たなのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(寺松尚君) それでは、先生今御質問の平成三年度におきます慰霊事業等というふうな弔慰のあらわし方をしておるのか、こういう御質問でございますが、私どもは原爆死没者を慰霊いたしまして、永遠の平和を祈念する、こういうことのために新たに財団法人放射線影響研究所を活用いたしまして被爆者に関する調査研究啓発事業、国際交流事業を行う、こういうこととしていたしておるわけでございます。また、それとともに都道府県等を通じて慰霊事業を行うほか、広島、長崎に原爆死没者慰霊等施設を建設するための施設整備検討調査費を計上いたしておりまして、できるだけ早い時期にこの検討会を発足させたい、こういうふうな考えでございます。

○対馬孝且君 弔慰の問題について今お答えをいただきましたが、この機会に、今言つた所得制限撤廃の問題と弔慰の問題をあわせて、最後に今後の取り組みの大臣の姿勢についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(下条連一郎君) ただいまのお話、二点でございますけれども、弔慰の方につきましては、政府の行つております原爆被災者対策は放射線による健康障害という他の戦争犠牲者には見られない特別の犠牲に着目したものでありまして、こうした特別の事情に着目したものでありまして、弔慰金の支給を行うということは一般戦災者との均衡上問題があるという理由から、今直ちにこれを上げると、個別の弔慰を行うということにはならないということを考えております。

政府といたしましては、原爆死没者を慰霊し永遠の平和を祈念するために、金品の支給といった個別弔慰措置ではなく普遍的、永続的な事業を行うことが適切である、こういうような考え方に立ちまして、原爆死没者慰霊等施設の建設につきまして、検討調査することともに、慰霊式典への助成等の慰霊事業を実施することとしたしておるわけでございます。

それから、もう一つの先ほど来所得制限の九九%になったのをもう一〇%へあと一%だからというお話でございますが、このことにつきましては、政府委員から御答弁申し上げましたように、ほかとの権衡の関係もございまして、今のところ直ちにこの制限を取り払うことは考えておらないというところでございます。御理解をいただきたいと思います。

○対馬孝且君 ただ、先ほどの受忍者というものの基本の考え方に政府、厚生省は今なお態度が改まっていない、言葉では戦争の犠牲、原爆の被災者に対する非人道的なものには理解すると、言葉で言っているだけであつて、言葉がそうであれば制度をきちんと変える、これが本当の被災者に対する政府の誠意ある態度だ、こう思ひますけれども、時間もありませんから改めて抜本的な改正を強く求めておきます。

次に、私はシベリアの抑留者、死亡者数の問題を含め、このたびのゴルバチョフ大統領の訪日を機にいたしまして、抑留者対策あるいは墓参の問題等を中心としてお伺いをいたしたい、こう思ひます。

まず最初に、抑留者、死亡者の数の現状についてどうなつてゐるかということをお伺いします。

御存じのように一九四五年八月九日にソ連が対日参戦をして日本降伏後、多数の日本兵あるいは一般邦人をシベリア、モンゴル各地に抑留をしたわけでありまして、シベリアの収容施設の大部分が粗悪で、医薬品等も乏しく、零下三十度の酷寒の中で炭鉱、鉄道建設、森林伐採、道路建設等の重労働が強制されたことは御案内のとおりであります。多くの方々が無念の死を遂げたこともまさに我々は残

念でなりません。

ところで、シベリア抑留者及び死亡者について厚生省がこれまで調べた結果、抑留者は私が大体把握しておるところによりますと、五十七万五千人のうち約五万五千人が死亡したとなっております。この数字は果たして正確なものなのかどうか、またどのように数を計算したのか、確たる数字を確認しておきたいと思ひます。いかがですか、この点。

○政府委員(岸本正裕君) ソ連に抑留された方々は、昭和二十一年以降逐次日本に帰還されたわけでございます。復員を担当しておりました官公署がこれらの帰還者からソ連邦内におきます情報をいろいろとお伺いをした。それからまた、日本国内におきましては、留守家族からの未帰還者の届けというものが出来まして、そういうものをもとにしまして推計をした数字が、ただいま先生おっしゃいましたように、抑留中死亡者数は約五万五千人である、こういうことでございます。

どの程度正確かというところでございますけれども、これはそういうことで事情から推計をしたものでございまして、かなり正確であるとは思ひますけれども、完全であるとは思っておりません。

○対馬孝且君 そこで私は、今回ゴルバチョフ大統領の訪日によって三万六千人の名簿がもたらされたということが報道されております。こういう方々の名簿を外務大臣同士で交わされたということでございますけれども、外務省から名簿の確認をして、遺家族の方々に對して一日も早く知らせてやるということは当然の対策ではないか、こう思っております。遺族からの問い合わせも私のところに電話が参つておりますが、一つは名簿の公開、第二は遺族の特定、通知、問い合わせに對する今後の体制としてどういう具体的な行動計画、スケジュールを持つて対応しようとしているのか、厚生省の対応についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岸本正裕君) 先日、ゴルバチョフ大統領の訪日に伴ひまして抑留中死亡者の名簿が外務大臣に手渡されました、ただいま厚生省がそれを引き受けておるところでございます。厚生省としては、ソ連抑留中死亡者の名簿につきましては、現在名簿の翻訳作業を行っているところでございます。翻訳終了後、御遺族のプライバシーにも配慮しつつ速やかに名簿を公開したいというふうに考えております。また、当局の保管資料と照合することによりまして名簿記載の本人を特定いたしまして、特定ができました方々につきましては、都道府県を通じて御遺族に對して名簿の記載内容をお知らせするというふうを考えております。

○対馬孝且君 ぜひできるだけ早く遺族のもとにお知らせをして、遺族の方々の要望にこたえることが行政の最大の当面の課題であるということと、早期に実現されることを切望しております。

いま一つの問題は、昨年六月に我が国で開かれたシベリア抑留をめぐるシンポジウムがございました。このときソビエト側の極東研究所長でありましたシリチェンコ氏は一九四九年の時点で墓地の数が三百四十一カ所あった、埋葬者は三万四千四百二十二二人であり、その後一九五九年には百七十八カ所の墓地が閉鎖されたと述べております。閉鎖された百七十八カ所の墓地はその後工場用地などに化したためにほとんどなくなつてしまつた、こういう問題がソビエトの極東研究所長によつて指摘をされておるのであります。この墓地に埋葬された人たちは約八千六百人、そのときにどう言つております。

この方々の遺族の墓参が不可能になつて現状であります。シベリア抑留後相当な時間を経過しているわけでございますが、もはや墓がなくなくなつてしまつた事態などを考えますと、私は今なお不明な遺族の方々の気持ちは本当にやるせない気持ちではないかと、こう思ふのであります。今度の日ソ共同声明においても、墓参を行う場合には、当該他方の国の政府は墓参の実施のための必要な便宜を与えることを合意をいたしたと聞いて

おります。とにかく政府は、早急に墓地の状況を把握し、遺族の方々の速やかな墓参及び遺骨収集の実現をすべきだと思ふのであります。政府の対応についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(岸本正裕君) 先生今御指摘になりましたような抑留中死亡者の埋葬地が地域開発、工場建設等のために破壊をされたというようなことが新聞報道されておりました、私もそれはそういう限りで承知をしておりますけれども、ソ連政府から公式に聞いておられることはございませぬ。厚生省は先ほど申し上げました抑留中死亡者の名簿とともにソ連政府から墓地資料も受け取つておられるわけでございます。ただいま墓地資料の内容を検討を始めておられるところでございます。御指摘のような事実があるかどうか、その状況について確認をしていきたい、こう考えております。

もし先生おっしゃるような場合につきましては、埋葬地がなくなつてしまつた、今後遺骨収集等が不可能である、こういうことでございませぬから、これは遺族のお気持ち等も十分踏まへつつ今後どのような懸念事項が実施できるか、そういうことを検討してまいりたいと考えております。

○対馬孝且君 しかし、考え方はわかりましたけれども、例えば第一次の収集のめどを大體いつころにしているのかとか、そういう具体的なスケジュールが私必要だと思ひます。

私も一九八六年にサハリン州に行つています。昔の敷香というところですが、本斗、あの付近にずっと行つてまいりました。確かにそういうことを現地に行つたときも報告されておりました。だからもう年数がたつておられるだけに、去年我が北海道は調査団を出しておりますので、その問題は後で触れますけれども、早くやらないうと墓地がもうなくなつてしまつておられるという大変な現状を深刻に受けとめていただけて対応してもらいたいと思ひます。

次に、サハリン州の遺骨、遺品の収集等の調査計画についてお伺いしたいと思います。

私は微力ではありますが、社会党の北海道委員長をやつておるのでありますが、昨年八月の十四日から二十三日までサハリン州の旧日本兵の遺骨収集調査団を出しました。これはソビエトのコムソモールサハリン州委員会の皆さんと我が北海道から十三名出しまして、かつて気屯というところと古屯という大激戦地になつたところでありましたが、幸ひこのときの激戦に参加した生き残りの元歩兵一二五連隊陸軍少尉村上健介さんの御協力をいただきまして調査を成功させていたできました。

これは遺族の方々から一日も早くサハリン州の遺骨収集をしてもらいたい、遺品の収集をしてもらいたい、こういう要望が非常に高まりましたので、実は調査団を派遣いたしました。これは援護局長に出していますけれども、かつての村上少尉の報告書を私は本心に涙ながらに読ませていただきました。

あの激戦の場に行つたときに想像に絶するものがあつたというのはどういふことかといふと、全部ツンドラ地帯でありまして、そしてタコつば作戦、私も軍隊へ一年八月月行きて、歩兵ですからよくわかるのでありますが、タコつば作戦というのは穴を掘つて体を隠す、そして戦車が来た場合には破甲爆雷という爆雷を抱えて戦車にまともに突つ込んでいくという、私も訓練を半年やりましたが、そのことをそのまま実践されたというのがサハリンにおける、地域は気屯、古屯という場所でございますけれども、これは敷香から約六十キロ近くのところでございます。

時の飯ごうであるとか食器であるとか、こういうものも発見をされました。帰ってきて慰霊を行い、援護局長に協力していただいて千島が淵の無名戦士の墓に納骨をさせていただきました。

こういう実態をちよつと考えてみますと、私はあえて聞きたいのは、厚生省もその後調査団を出していただきますけれども、何といつてもサハリン州における遺骨の収集あるいは遺品の収集という発掘計画、これは政府として当面最大の課題として取り組むべきである。私はこの報告書を読みながら本当に涙ながらに決意を、何とかこたえてやるべきだなと意欲に燃えたのはこのことでありまして、そういう実施計画がありましたら伺いをしたい、こう思います。

○政府委員(岸本正裕君) 樺太におきます遺骨収集につきましまして、昨年五月にソ連政府の原則的合意を初めて取りつけたわけでございまして、ソ連側が収集した樺太の旧国境付近の遺骨十六柱並びに北千島の旧占守島の遺骨七柱の引き取りを厚生省として九月に行つたところでございまして。その際、樺太での現地調査及びサハリン州政府関係者との打ち合わせも実施をいたしました。

平成三年度におきましては、平成二年度に実施をいたしましたこの打ち合わせと当方が行いました現地調査の実績を踏まえまして、また戦友、関係者等々の情報をもとにいたしまして、戦後初めてとなる樺太における遺骨収集を夏ごろに実施したいというふうに考えております。

○対馬孝且君 厚生省も、私は政府として考え方はわかりますが、コムソールサハリン州委員会の要請が私のところに来て、厚生省にも要請しているんだけれども、むしろこの点を私は配慮すべきだと思ひます。コムソール青年委員会の議長からは私のところへ来ているのでありますが、そつくりそのまま厚生省にも出しているのではありませんけれども、調査する場合の機材、器具、これが非常にソビエト側が不足している。例えば端的な話でいいますと、先ほども出しましたけれども、金属の探知器だとか、それからいわゆる携帯用の

デューセル発電機だとか、それからポータブル無線機、五キロ範囲内とか、あるいはビデオカメラだとか、こういうのが非常に現状のソビエトでは不足している。そのため遺品あるいは遺骨の収集が困難をきわめているということもこれでありまして、調査ももちろんのことだけれども、むしろ我が国が器具その他援助することによつて遺骨の収集あるいは遺品が早期に発見をされる、こういう問題も切実な要請として昨年の十一月十五日に私のところに来まして、その後厚生省の方に実は出していただきますけれども、こういう取り組みもあわせてぜひ実現をしてもらいたい、こういうふうに考えます。

それから私もサハリン州へ行つておりますけれども、一次計画としてはどの程度やるのかというふうな、もうちよつと具体的な、局長、北海道の道民の皆さん、その遺族の皆さんから率直に言つて強い要請書が来ているんですよ。この調査団には亡くなった父とか兄貴とかの遺族、そういう方々が全部行つていらっしゃるんですよ。しかも自費で行つたんですよ。そういう現状を考えた場合、もうちよつと具体的な計画を積極的に示してもらいたいし、また今言つた機材、器具、こういうものに對しても政府は積極的に対応をとるべきではないかと考えますが、いかがですか。

○政府委員(岸本正裕君) 樺太におきます遺骨収集というものは、南方地域におけるそれとまた違つた意味で難しさがあるということを認識いたしております。

昨年九月に派遣をいたしました樺太戦没者遺骨調査引き取り、このときに事前調査もしたというふうに申し上げたわけでございまして、そのような経験も踏まえまして、樺太の遺骨収集の実施に当たりましては、実施地域の実情を把握するため必要があるだろう。そして先生おっしゃいますように、そのときの経験から、地雷とか手りゅう弾とか、こういうものがありますので、金属探知器

というものが必要である。また非常に山野、道路等の事情が悪いものですから、四輪駆動車というようなものがぜひ必要であるとか等々のいろいろな知識を得てきているわけでございまして。そういうような必要な機材の調達、こういうものをどうするかということも含めまして今計画を考えている、こういうふうに考えているところでございまして。

○対馬孝且君 大臣、今私が訴えた、局長とやりとりしましたけれども、大臣として、今私が申し上げましたサハリン州の遺骨収集、また遺品の収集に對してもつと積極的に、また具体的に取り組みたいが、こういう厳しい困難な地帯であるだけに、大臣の今後の取り組みを一層努力してもらいたいという点で所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(下条進一郎君) 対馬委員御自身がサハリンに行かれましたところ、現地を見られ、そして極めて状況の悪い中で今後どのように遺骨の収集を続けていこうかというところについて大変貴重な御意見を拝聴いたしました。十分その御趣旨を踏まえながら今後対処してまいりたいと思つておるわけでございまして。

樺太におきます戦没者の遺骨収集は従来ソ連政府の同意が得られず、実施できなかったものでございまして、昨年九月初めてソ連側の収集した遺骨の引き取りが実現したところであります。

○対馬孝且君 時間も迫つてきましたので、最後に一問だけ申し上げたいと思ひます。遺骨収集団の編成は、例えば戦友会あるいは遺族会という方々が参加するのでありますけれども、参加者が非常に高齢になつてきたという、これは先ほど私は村上少尉のお話をしましたが、この方も私に言つておりました、もう高齢ではとて

もじゃないけれども遺骨収集は難しくなつてきたと。それは単なる平地を歩くんじゃないんですから、ツンドラ地帯を歩き、あるいはタコフばに入り、あるいは灌木地帯にずっと入っていくという、こういう状態ですから。

そこで、お伺いするんですが、現在政府はこの参加旅費等につきまして三分の二の補助、参加者の負担が大き過ぎるのではないかと意見もございまして、不幸にして亡くなられた方々の遺骨収集は国の責任で、また国の事業としても行うべきである、こう私は考えます。したがつて前例にとらわれず、政府の全額負担ということもこの段階では検討すべきではないか、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(岸本正裕君) 先生御承知のように、遺骨収集事業は昭和四十八年から遺族会や戦友団体の御協力を得て実施をしてきているところでございまして、樺太地域におきます遺骨収集につきましても、これまで実施をいたしました南方地域の遺骨収集と同様に、当時の事情を知る戦友の方や関係御遺族の御協力を得ることは必要であるというふうに考えております。

これらの協力者の方々に對しましての補助金でございまして、従来からの経緯や財政事情等からも、現行の補助金制度の三分の二の補助率を變更いたしまして全額国庫負担とするということは極めて困難であると考えておりますけれども、派遣事業全体の費用の軽減に努めるとかいうこと、いろいろ考えまして、民間協力者の負担が少しでも軽減できるような方策について研究してみたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 今局長からございましたように、基本的に三分の二を差えるというのは難しいとしても、というところで、例えば南方地帯とシベリアと画一的に物を見るというのは現実の実態として違うんですから、そういう意味では民間レベルのボランティアの参加、去年は我々の調査団にはみずから実費を出して自分の父、自分の兄貴に對して遺骨を早く引き取りたい、こういう一念で

やった、そのためには相当の、先ほども言ったようにホテルもないところもある、民家に泊まるのか、これ全部自費で出して、そうやった経緯もあるし、それから探知器だって借りていったんですよ、わざわざこっちから持っていくたんですよ。こういう輸送の問題とか、大変な苦勞しているわけだ。

そういう点では、今答えあつたけれども、三分の二をすぐ変えられないとしても、そういう実態に伴って国が手だてをするということの研究するということが、いま一步のことについて研究から対策に実現するように努力していただきたいということを、最後に大臣にお伺いして、私の質問を終わりたい、こう思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 非常に困難な状況の中での遺骨収集ということは今の委員からのあるお話しの中にも出ておりますし、また厚生省といましてそういう状況を把握いたしておりました。したがって、遺骨収集が今後速やかに促進できますように、また費用負担の問題につきましては、原則論は原則論といたしまして、負担が御本人にどのように軽減して済むかということの方策なども研究をしてまいりたいと思っております。

○対馬孝且君 終わります。

○糸久八重子君 児童手当法の一部を改正する法律案の審議に際しまして、まず大臣の基本的な児童観と申しまししょうか子育て観と申しまししょうか、それについて伺いをさせていただきます。

○国務大臣(下条進一郎君) 子供さんの問題についての基本的な考え方だと思いますが、子育ては基本的には個人や家庭の役割でありまして、それぞれの御家庭において愛情を持って行われるものである、このように考えておりますが、同時に次代の社会の担い手を育てるという意味では社会全体の貢献でもあり、社会全体の問題として考えなければならぬ重要なものだと思っております。

女性の社会進出や都市化の進展、出生率の低下

など、近年子供を取り巻く環境が大きく変化いたしました。近々子供を取り巻く環境が大きく変化いたしました。近々子供を取り巻く環境が大きく変化いたしました。近々子供を取り巻く環境が大きく変化いたしました。

○糸久八重子君 今回の改正は、特別給付の期限切れということだけでなく、一九八五年改正の際に、制度全般に関して検討を加え、必要な措置が講ぜられるべきものとされておりましたが、どこに重点を置きまして本改正案を作成されたのでしょうか。

○政府委員(土井豊君) ただいま先生お話のございましたように経緯で私どもとしても相当前から今回の改正に取り組んでまいりましたが、最近における子供を取り巻く諸状況の変化を踏まえまして、子供が健康やかに生まれ育つための環境づくりの重要な柱として今回の改正を位置づけたいと思っております。

考え方の基本といたしましては、昨年十二月、中央児童福祉審議会から意見具申をちょうだいいたしました。その中に示されているとおり、「世代間における社会的な扶養及び経済的な支援の必要性の高い児童養育家庭に対する育児支援の強化」、そのような考え方に立って、我が国の実情に即した形の児童手当制度の改正内容を取りまとめた次第でございます。

○糸久八重子君 児童手当の目的は、法の第一条にありますように、将来の社会を担う子供の健全な育成と家庭生活の安定にあります。この法の趣旨を踏まえるならば、児童手当の支給対象と支給期間に児童福祉と社会保障の考え方とを合わせなければならぬはずなのですが、この点についての御見解はいかがでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 児童福祉法におきましては、児童の定義規定として十八歳未満という年齢の規定がございます。そういう意味では、今回支給対象の児童の年齢との間に大きな開きがあると

いう点は事実でございます。ただ私どもといたしましては、今日における我が国の社会経済状況のもとでどのような改正内容をまとめるかという点におきまして、まず支給対象を第一子にぜひ拡大したい。今までは毎年生まれる約四割強の子供に当たります第一子が支給対象になっていないという点をやはり一番重要な課題というふうに考えました。

それからまた、支給金額につきましても、相当長い期間据え置かれていたというふうなことから、経済的にある程度価値のある額にしたいというふうなことから、今御指摘の年齢の問題につきましましては、中央児童福祉審議会の中でもいろいろ御意見がございましたが、最終的に御提案申し上げているような内容で妥当であるというふうな御意見をちょうだいいたしまして、それに基づいて御提案をした次第でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○糸久八重子君 前回の改正の際に、私は子供の扶養はもはや家庭にのみ責任を押しつけるのではなく、高年齢者と同じ程度にまで社会的扶養を拡大していく必要があるのではないかと問題提起をいたしました。高齢化の進展、とりわけ出生率の大幅な低下等の状況を見れば、次の世代を担う社会の宝として、これも大臣たたいまおっしゃいましたけれども、社会全体で子供とその家庭を支えていく必要性はますます重要になってきていると思っております。

そこで、先ほど子育て観というところで伺いをいたしましたけれども、子供の社会的な扶養という部分につきましまして、もう一度大臣から御見解をいただきたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 昨年の十二月十八日に中央児童福祉審議会でご考の方の基本をお示しいただいております。その基本的な考え方が私はやはり我々の考への非常に大事な線に沿っており、このように解釈しておるわけでございますが、子供の扶養、すなわち養育費の負担のあり方につきましましては、子育てが基本的には個人や家庭の役割

であるものの、同時に社会全体に対する貢献という側面を有している、この面が大変大事であるということ、また次に、公的年金制度等の社会保障制度を通じて高齢者世代の扶養に關しましては社会的扶養が一般的な姿になっており、このような世代と世代が相互に支え合う社会においては高齢者の社会的扶養のみならず子供の扶養に対する配慮も求められるというふうな考え方がございます。これを踏まえまして、家族内の扶養を基本としつつも、児童手当制度を初めとする社会的な経済支援の充実が求められている、このように認識いたしておるわけでございます。

○糸久八重子君 子供の社会的扶養に対する要請がますます高まっている現在でありますけれども、児童手当の果たす役割も本来それに即して大きくなくてはならないはずでございます。その意味から、今回の第一子からの支給拡大はもう通過した、そういう嫌いはありませんが、支給額にしても十分なものとは言えないわけでございます。まして支給期間を三歳未満、これまでの半分にした、そこまで引き下げたのはどうしても承服できないわけでございますけれども、一体どうしてそういう三歳未満という形にまで引き下げたのか、その辺の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(土井豊君) 御指摘の支給期間の三歳未満の問題についてでございますが、中央児童福祉審議会における意見具申の中におきましても、子の三歳未満の時期は、一つは人間形成の基礎となる極めて重要な時期であること、二つ目には育児に手がかり生活上の制約が大きいことや、また親の年齢も若くて収入が低い時期と考えられますことから経済的な負担も相対的に大きい、そういうことを考えまして、三歳未満に重点化をするという考え方を採用した次第でございます。

あわせて、今お話がございました制度改革の内容を第一子問題あるいは支給金額といったようなものもあわせて全体として充実しようという考えの中においてでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○糸久八重子君 子供の扶養という面では経済的な扶養というのは非常に大きな意味を持っており、厚生省の調査によっても、子供は三人欲しいと希望する御夫婦は非常に多いんです。特に女性ですね。非常に多いのですけれども、実際には一人ないし二人しか持たないという人が今多くなっております。出生率一・五七という形になっていくわけですから、その理由はやはり子育てにかかる経済的な理由をまず第一に挙げております。大臣、そういう子育てに対する経済的援助として、現在の育児手当の額で十分であると、そのようにお考えですか。

○国務大臣(下条進一郎君) 児童手当の改正につきましては、どの年齢の世代の方々が一番大変かどうか、これはどの世代でも大変でございます。結婚されたばかりの方が赤ちゃんをおつくりになると、これもまた大変でございますし、また、子供さんが大きくなっていくに従っていろいろなあれもかかりますけれども、相対的に最も支える力がまだ若い時代の、共働きをされても御夫婦の給料の合計が非常に低い段階での負担というものは一番大きいのではないかと、現行の児童手当の月額が第二子に二千五百円、第三子に五千円でありましたのを、この五千円の水増しは昭和五十年以来据え置かれておりましたので、これはもうどうしても改正しなくてはならないということで、これをまず引き上げることにはいたしましたわけでございます。

今回の改正案では、御承知のように、昭和五十年以降の諸事情を総合勘案いたしまして支給額を倍増し、そして第一子から支給をするというようにして手当を上げたわけでございます。三子からは一万円ということに相なって、それを拡大したわけで、一番経済的に大変な若い時代の、しかも子育ての一番手のかかるところに重点的にこのように手当をいたしました。現時点においては妥当な線ではなからうか、このように考えておる次第でございます。

○糸久八重子君 児童手当が将来の社会の担い手

となる子供を社会の子として健全な子育てが行われるよう社会全体で責任を負っていくという制度とするならば、支給期間を三歳未満に短縮するということは、あらゆる角度から考察しても、とても承服できないところでございます。

一九七二年一月に本制度が発足いたしましたけれども、そのときの児童手当の設立の趣旨というのは一体何だったのでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 制度発足時におけるこの制度の趣旨、目的についてでございますが、児童手当の支給によりまして児童を養育する家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するということを趣旨、目的としているものでございます。

なお、御案内のとおり、我が国におきまして児童手当制度がスタートをしたわけでございますけれども、その際の議論としては、いろいろな他の児童福祉施策の諸問題、所得保障施策との関連あるいは人口政策、賃金政策等々の議論がございましたが、基本的な目的につきましてはただいま申し上げましたような形で規定をされております。

○糸久八重子君 児童扶養家庭の生活安定、そして児童の健全育成という趣旨だったわけでありましたけれども、その二点から考えても今度の改正については承服できないわけですね。

というのは、まず三歳未満支給では生活の安定、つまり所得保障になるのかどうかということが一つです。それからもう一つは、児童の健全育成の意味では、むしろ三歳以上の児童が親離れをするときこそ児童の健全育成ということについては発揮されるのではないかと、そう思うんですけれども、そういう意味からいっても、三歳未満の支給ということについては全く承服できないんです。その辺についても一度御見解を伺わせてください。

○政府委員(土井豊君) おっしゃるとおり、子供にかかる経費でございますけれども、中学校、高等学校と進むにつれて一カ月の経費は大きくなっ

ていると思います。塾に通ったり、いろいろしております。そういう点では、子供が親離れをするような時期から後がまた大変だという御意見は、そういう点は私もそのとおりだと思います。

ただ一方で、親の収入という面を考えますと、例えば若い御夫婦が子供が生まれたということ、いわゆるお母さんがお仕事をやめるというケースがございます。いわゆるM字型カーブと言われる女性の雇用形態というものを考えてみますと、いい悪いは別として、実態として仕事をやめられて家庭でしばらくは子育てに専念されるというケースがございます。そういう場合に、例えば夫婦共働きで三十数万円の収入があったところ、それが二十数万円になるというような実態的な問題、それからまたもう一つは日本の賃金体系、これは御案内のとおり年功序列ということになっておりまして、子供が大きくなる四十歳代というのは比較的若い時代に比べて相当給料が高くなっている、あるいはまたお母さんも仕事に復帰できるというふうないろいろな面もあるかと思っております。いろいろな御意見があることは私も承知しておりますけれども、そこら辺を踏まえて中央児童福祉審議会の中でいろいろな角度から御議論をいただき、今日御提案申し上げているような案が一番妥当であろうというふうに考え方に立ち至ったわけでございます。その間の事情につきまして御理解を賜りたいと存じます。

○糸久八重子君 今M字型カーブの問題が出ましたけれども、出産、育児で仕事をやめざるを得ない実態というのがありますが、それを今私たちがこの社会労働委員会でも育児休業法をつくって、こうということ労働省と現在議論を交わしているところでございますけれども、とにかく国を挙げて育児と仕事の両立支援策を今行っていることと育てている間は非常に低いというふうな、そういうことを理由にして三歳未満を重点化するというのは少々おかしいのではないかと、そう私は思います。

す。

一九八九年の総務庁統計局の労働力調査によりますと、未っ子の年齢が六歳までの妻の就業率、これも四七％と非常に低くなっております。未っ子が七歳以上の母親の六割強は働いているのと比べますと就業率が低いということが明白になっていくわけでございます。

また、三歳未満というのは人間形成の基礎となる大事な時期だから育児に手がかる時期だということもおっしゃられましたけれども、それと経済的な支援の必要性とは必ずしも重ならないと思います。衣食住とか、また教育費、それをとっていても、子供の養育費がかさんでくるのは、先ほども申し上げましたけれども、むしろ大きくなってからなんです。子育てに対する経済的援助という意味からも三歳未満に切り下げる理由はない、私はそう思います。それらを踏まえて、もう一度御見解を聞かせてください。

○政府委員(土井豊君) 今回、制度の改正内容を固めるに当たりまして、先ほど来申し上げておりますとおり、全体としてどういう制度にするかという場合に、まず第一子に拡大したいという点が非常に大きなウェイトを占めていたと思えます。それは世代間の扶養、助け合いというような面を非常に重視しているという考え方のあらわれだと思えます。

それから、金額の問題、年齢の問題を含めまして、全体としてどのような財源規模の中で今回の制度改正を実現できるかといったような一面も現実問題としては無視できない一面としてございまして、そういう意味で、私もいろいろな形で御議論をいただき、御意見をちょうだいして今回御提案申し上げているような内容でまとめたわけでございますけれども、それと同時に、審議会の中でもいろいろな意見もございまして、残された問題といたしまして宿題をちょうだいしているような状況でございます。

御指摘の点もそういう中の重要な要素であると私も認識しております。確かにそういう意味

ではいろんな御意見が出るということも理解できます。ただ、そういう点につきましては、御指摘をいただいたような残された宿題というように受けとめ方もひとつしておるものですから、その間の事情も御了解を賜りたいと存じます。

○米久八重子君 子の養育が家計負担となるのは満三歳未満ではないということが国民生活白書の中にもあらわれているんですね。これを見ますと、ライフサイクルの余裕曲線は一番上の子供、長子誕生の三十歳代から四十歳前半までと非常に高いわけですね。四十歳代後半からだんだん低く低く下を始めて五十歳後半から後半にかけて最低となる。最近の進学率の上昇等は教育費の負担増となつて家計に重くのしかかっているわけです。したがって、満三歳未満という支給対象年齢の改正というのは生活の実態を少しも考えていないことを言わなければならぬと思うのです。その辺の教育費の負担増等々の関係からの御見解はいかがでしょうか。

○政府委員(土井豊彦) 児童を養育する家庭に対する生活支援という点では、確かに教育費負担が実態として大きくなつていっているのではないかと、これはあるかと思ひます。ただ、親の所得という面を勘案いたしますと、やはり第一子の誕生するような三十歳前後の時期というのは今度は収入の面でも非常に少ない。それからまた、先ほど来育児休業制度の絡みで御指摘ございましたけれども、実態として見てと両親のうちのどちらかがしばらくは子育てのために家庭に戻るといふような側面もございまして、そういう意味では、従来得られていた収入が減るという意味で私も赤ちゃんが生まれた最初の時期というのが一番大変なんではないだろうかという考え方に立つておる次第でございます。

○米久八重子君 子育て時期に大変な家計の負担がかかるからという目的で児童手当を三歳未満というところに重点的に考えた、そう言うならば、ここの厚生省関係の論議ではないんですけれども、私どもがただいま論議をしております育児休

業の場合も、仕事を休んで家庭にいる場合に非常に家計的な負担になるから、そういう部分では所得保障も何としても大事なのではないかと、そのように私たちは主張しておるわけですね。そういう部分ではこの児童手当の三歳未満の支給という厚生省の考え方と私も一致している、そういうふうにも考えるわけですが、それはさておきまして、私も児童手当というのは義務教育終了前までは最低限もう支給すべきであると思ひますし、さらに現在の進学率等を踏まえていきますと、どうしてもこれは延長をさせていかなければならないというふうなことも考えておりますけれども、それが本来の姿ではないかなというふうに思ひます。

視点を養育してお伺ひしますけれども、いわゆる児童の定義、これはどういうことになっておりますか。

○政府委員(土井豊彦) 児童手当法の三条に定義規定というものが設けられておりまして、「この法律において『児童』とは、十八歳に満たない者をいう。」、そのような定義規定を設けているところでございます。

○米久八重子君 児童福祉法の四条にも、児童とは満十八歳に満たない者をいい、児童は次のように分ける。乳児は満一歳に満たない者、幼児は満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者、少年は小学校就学始期から満十八歳に達するまでの者、これがいわゆる児童という定義なんですね。これはこの前の改正のときに私も申し上げたんですけれども、児童という定義が法律によつていろいろあるわけですね。例えばこの児童手当の児童は今度の改正案で言いますと満三歳未満を児童ということでしょう。それから児童扶養手当の場合の児童は何歳とか、いろいろあるわけですね。

そこで、法律の用語なんですから、そういう場合の児童というのは十八歳までだときちんと規定をしていくべきものが本来の姿だと思ひますけれども、そういうことから考えますと、児童福祉法に規定されているように、支給対象も十八歳未満

の者というふうにするべきであるというのが原則だと思ひます。

諸外国の児童手当の支給対象、ちよつと調べてみました。これは十六歳未満でなければ、学生についてはドイツが二十七歳未満、スウェーデンやフランスは二十歳、イギリスも十九歳未満とさらに延長して支給しておるわけです。改正すること、制度の前進ならばわかるんですけれども、後退に次ぐ後退なんですね。日本の児童手当というものは、福祉の面でも社会保障の面でも、その意味はもうますます改正するたびに薄れていくばかりというものが児童手当の姿ではないか、そう私は思ひます。

前回の審議の際に、支給対象児童拡大のためにやむを得ない措置として義務教育終了時から就学前にしたと、これはこの前の改正のときです。少なくとも家庭の児童の養育に対する援助ならば、どんなに短くとも義務教育終了時まであるべき姿と考へているから、将来はそういう方向に向かつて改善を図るべきだと、そう政府は答弁をしいらつたんです。児童手当という以上やはり本来十八歳までを対象とするのが、何回も申しますけれども、本当ですね。それなのに二歳までしか手当を出さないというのは一体どういうことなのか。どう考へてもこれはおかしい。政府が言うように二歳までを支給期間として切り下げるとすればこれはもうもはや児童手当の性格ではなくて乳幼児手当でしかないではないか、そう思ひます。それなら、そういう意味でも一度御見解を聞かせてください。

○政府委員(土井豊彦) 児童の定義が十八歳未満というところは児童福祉法の中にも明記されておりますし、児童関係の幾つかの法律でそのようにな取り扱ひにもなつております。ただ、児童手当につきましては支給対象児童という形で年齢を三歳未満という形で今回御提案を申し上げておる次第でございます。

今お話がございましたように、確かに年齢が下がってきているのではないかと、これは、事実と

してそのような内容で御提案をされている次第でございますので弁明は申し上げませんが、ただ、日本の児童手当制度はスタートの時期は三番目の子供からということになっておりまして、毎年生まれる子供の大体一八％ぐらいが三番目以降の子供でございます。それから第二子が約三八、九％、四割弱ぐらいのウェイトを占めております。それで第一子が四三％ぐらいになっております。これまでの制度というのは毎年生まれる子供の中の約四割強の子供たちが対象からずれているという面がございました。したがって、第二番目の子供から後が長い期間ももらえるというふうな仕組みでありました。

今回、その期間もそのままにしてさらに第一子に拡大できないかというのは一つの望ましい姿としてはあり得ると思ひますけれども、全体として制度をどのような形で構築するかという議論の際に、やはり現実的な形の議論ということを考えますと、全体としては今回は給付総額三割増という形で私どもの認識としては充実にしたというふうな考へておりますけれども、いろいろ御指摘をいただいた問題も残されているという認識でございます。そういう意味では確かに前回答弁と食い違ふところもあるかと思ひますけれども、今日の現実的な姿の改革案としてはそのような趣旨でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○米久八重子君 先ほどお伺ひいたしました、法の目的の中に「児童の健全な育成」ということが書かれてある。そこから考へてみますと、十八歳までの児童を持つ家庭の六分の一以下を対象に三年間だけ月額五千元とか一万元を支給するということなんです。それを考へると、どこに児童の健全育成という部分があるのかなというのを考へるわけです。

制度発足当時の概念からいいますと、児童の養育費の二分の一程度を児童手当で出すという思想であつたわけですね。厚生省は衆議院の審議の際に五千元、一万元という額であつたか養育費の二分

の程度はフォローできているというように考えを示していらしたわけですが、発足当時の理念はまさに義務教育就学前の児童の養育費の二分の一を考へていたはずだと思ふのです。間違つても二歳までの養育費の二分の一で足りるとしてははずではないと思ふんですけれども、その辺のところがでしうね。

○政府委員(土井豊君) 家庭の児童養育のための経済的支援というのにつきまして、どういう考へ方で支給金額を定めるかという場合に、昭和四十六年ごろ今お話がございましたとおり調べまして、養育にかかる経費のおおむね二分の一程度という金額を設定して御提案申し上げたという経緯はございます。

今回、私も御提案申し上げているような内容で案を取りまとめましたけれども、その際支給金額につきましては、一つには昭和五十年に、現行の第三子以降でございすけれども、五千円という金額が設定されたというのを前提にしまして、その後約十五年間における経済情勢の変化というふうなものを勘案いたしました。それと同時に、一方で最近における養育の実態がどうなっているかということも、これは民間の会社のデータでございすけれども参考にして、それに基つて金額を定めたということではなくて、五十年以降の経済変動に伴つて、設定された金額が妥当であるかどうかということを見るために、それを勘案しながら金額を定めていったというような経緯でございす。ただ、その場合に年齢の問題、これは三歳未満ということ、小さい子供さんにかかる養育費ということを参考にしたというのが事実でございす。

○米久八重子君 支給期間の三歳未満ということ、先ほどもどく大差承服できないと申し上げたんですけれども、ただいまの金額の面についても今回の改正では全く不十分だと思ひます。将来的な金額の引き上げについてどう考へていらしたのか、その辺の御見解をお伺いしたいし、また児童手当が子供の養育費の一定水準を担保す

るといふ考へ方からすれば、児童手当にも物価スライド制を導入してしかるべきだと思ふのですけれども、その両方について御見解を賜りたいと思ひます。

○政府委員(土井豊君) 現行の児童手当法六条の二項の中に、六条というのには「児童手当の額の規定でございす。前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられ」るべきであるという規定がございす。したがって、いろんな経済情勢が大きく変わるといふような場合には速やかな対処が法律上も求められているといふふうに考へております。

ただ、それでは物価スライドといったような他の年金等の中に導入されている諸制度でございす。それが、そういったものについてどうかということ、でございすけれども、年金における社会保険のシステムの中の一つの仕組みというものをそのまゝ児童手当の金額に当てはめることができるかどうかという問題があるのではないかと思ひます。ただ、今後社会経済情勢の推移にどういふうに対応していけばいいかということも考へる場合に、制度全般に関する将来の検討の中におきまして、今御指摘がありました物価スライド制というものも検討課題の一つであると私も認識をしております。

○米久八重子君 スライド制については検討課題の一つだ、そうおっしゃいましたが、お年寄りの医療費の自己負担についてスライド制の導入を今回提案されているようですが、それなのに児童手当について物価スライド制は早い時期に、お年寄りがそうだったからこつちもそうだということではないんです、そうじゃないんだけれども、この問題については物価スライド制というのは当たり前ではないか、そのように思ふところでございす。

というのとはなつたのでしうか。どうなんでしょう、その辺のところは。

○政府委員(土井豊君) 児童手当につきましては、私も多子奨励という意味ではなく、また出生率の向上といったような問題とは切り離した児童手当のあり方というのを考へてきたつもりでございす。今回第一子を第二子と同額にしておりますので、今先生御指摘のような意味では結果としてそれをどう評価するかという面から見た場合に意味が薄れたという見方も成り立つのではないかと思ひます。

○米久八重子君 第三子以降の額を二子、二子の倍額とするというその理由は一体何なのか。家計調査から見ても一人当たりの養育費はむしろ子供の数の少ない方が割高になるんですね。養育費の二分の一程度を支給するといふその思想からいまして、むしろ第三子以降に比べまして一子、二子の金額が少ないといふのはおかしいのではないか。一子、二子ともに二万円に引き上げるのが相当だと思ふのですけれども、その辺の御見解はいかがですか。

○政府委員(土井豊君) 児童手当制度ができてから約二十年になりますけれども、歴史的、経過的なものが基本にはあろうかと思ひます。当初三子からスタートをして第二子に昭和六十一年の国会で御審議をいただいて改正、拡大をしたわけですが、その際、第二子につきましては第三子以降の二分の一の金額ということにいたしました。

それで、今回第一子をどうするかという議論の場合には、私も第一子、第二子同額という考へ方をとつたわけですが、経過的に第三子から制度がスタートをして第三子中心に十数年間制度が運営されてきた、第二子を入れるときに第二子の金額というのには第三子以降の二分の一にしたというふうな経過から必ずしも合理的じゃないという御意見はあろうかと思ひます。子供にかかる経費といふことになれば一子から順番に、一子を一番多くして逆に少なくしてもいいじゃない

かという議論、同様にすればいいじゃないかといういろんな議論があると思ひますけれども、従来からの経緯を踏まえて、それを前提にして新しい金額を設定したということではございすので、この間の事情につきまして御理解を賜りたいと思ひます。

○米久八重子君 それでは次に、児童手当支給の予算とその実績についてお伺いしたいと思ひます。最近五年間の予算上の給付総額とその実績についてお伺いします。

○政府委員(土井豊君) まず給付実績でございすけれども、昭和六十年以降を申し上げますと、昭和六十年千五百八十九億、六十年千六百四億、六十二年千五百五十六億、六十二年千四百八十五億、平成元年千四百五十二億となっております。これは給付総額でございす。このうち公務員分というのは、それぞれ三千余の地方団体、それから国の場合には各省庁がそれぞれ自分のところの給付額を予算計上しているという点で、予算についてはちよつと全体的な数字がございせん。

そこで、まことに恐縮でございす。一般会計の国庫負担額という、本来給付に対する国庫負担額というもので経緯を申し上げますと、昭和六十年六百四十七億、六十年六百七億、六十二年六百六十二億、六十二年六百九十四億、平成元年三百五十九億、こんな姿に相なっているところでございす。

○米久八重子君 予算に比べて実績の方が伸びておられないんですけれども、この原因は何ですか。

○政府委員(土井豊君) 一つは、やはり昭和五十年以降支給金額が据え置かれていたという事情があると思ひます。それからもう一つは、生まれる子供の数の減少ということがあつたのではないかと思ひます。私どもその二つの要素から結果として毎年少しづつ支給金額が減少傾向を今日までたどってきたといふふうに考へております。

○米久八重子君 確かに、子供が大変な勢いで減少しております。児童手当の給付総額も一九八〇

年をピークに年々減少の一途をたどっておるわけですが、今回一子にまで拡大をして手当額を引き上げたことで給付総額はどのくらいになりますか。

○政府委員(土井豊彦) 平年度ベースで申しますと約三割増の千九百億円というふうに給付総額を推計しております。

○糸久八重子君 一千四百億円が一千九百億円にまでなったということなんですか。

これまでの支給実績を見ますと、児童手当に対する国庫負担、これは一九八〇年度以降はもろとんと減っている。一九八〇年度には七百四十七億円であった国庫負担が一九八九年には二百九十九億円ともう半分以上にまで低下してしまっています。

一方、事業主の拠出金は一貫して増加の一途をたどっております。一九七二年度に百十六億円であった拠出金が一九八〇年には五百五十五億円、平成元年度には七百九十六億円にまで達しているわけですが、それを見ますと、これまでの児童手当の流れというのは一貫して国庫負担の減少と、その責任の事業主負担への転嫁であった、そういうふうに見えるのではないかと思います、その辺の御見解はいかがですか。

○政府委員(土井豊彦) 児童手当制度につきましては、御案内のとおり過去におきましてさまざまな議論がございました。大変厳しい国の財政状況のもとで、児童手当の問題につきましては必ずしも積極的な評価というものが得られなかったというふうな側面もあつたように理解をしております。社会保障制度全体の給付のあり方を見直す中で児童手当もやはり、ただいまお話がございましたが、昭和五十六年度に現行の特例給付というのを導入するという制度改革が行われました。その内容といたしましては、サラリーマンと自営業者別々の所得制限、一般の所得制限の上乗せ所得制限というものを設けまして、その間に入る子供たちにつきましては事業主が一〇〇%財源負担をするという仕組みの変更がございました。その結

果として、昭和五十五年度と現在とを比較すると国庫が減つて事業主がふえているというふうな財源負担の変化が生じているというふうな考えであります。

ただ、今回の改正におきましては、そのような負担割合の変更というものは行っておりませんので、したがって現行の負担に対してそれぞれ三割程度の負担増というものをお願いするという形で設計をいたしているところでございます。

○糸久八重子君 今回の改正で国庫負担も三割程度増額すると、そうおっしゃっておりますけれども、肝心の千九百億円が既に過去の児童数を前提とした架空なものではないか、今回の改正が即国庫負担の増額ということにつながるとはとも理解できないわけですか。

諸外国の例においてもドイツ、スウェーデン、イギリス、これは児童手当は全額国庫負担で行われております。児童の健全育成という観点から考えましても、我が国でも児童手当というのは全額国庫負担で行うのが本来の姿ではないか、また行うべきである、そう思いますが、その辺の御見解は大いいかがですか。

○国務大臣(下条進一郎君) 先ほど来政府委員から御説明申し上げましたように、この物の考え方はお手伝いをするという立場に立つておるわけでございます。児童を大事にしていこうということはその親御さん、御家庭の一つの大きな責務であると同時に、また先ほど私が御説明いたしましたように、社会的な立場からおおきく国民全体で大事にしていこうと同じように、お子さんも国家的な立場からこれを大事にしていこうという考え方に立つておるわけでございます。この点で私たちが児童手当を考えていくということでございます。

その児童手当の中でただいまの国庫負担の問題でございますけれども、これはもう御説明申し上げましたように、児童の負担がそれぞれの御家庭において一番重くのしかかる時期をいつに

見るかという見地から、これは御意見若干異なるかもしれませんが、私の方といたしましては重点的に三歳未満に絞られて今回の改正をお願いしておりますし、またその場合の児童手当の金額の決定に對しましては、従来の考え方から過去の資料をもとにいたしまして、そのそれぞれ倍額の金額二千五百円を五千円に、五千円を一万円に、こういうような考え方で、これが適当であらうという形で決めておりますので、全額国庫負担という考えには現在では立つておらないことを御理解いただきたい、このようにお願いする次第でございます。

○糸久八重子君 我が国の社会保障給付に占める家族手当の構成比、これは〇・六%、フランスの一〇・八、イギリスの七・二と比べて余りにも貧弱であると言わざるを得ません。児童手当の抜本的な充実というのは当然真つ先に取り組むべき課題であると考えますけれども、さらに諸外国ではこれに限らず育児休業中の所得保障としての両親手当とか、それから養育親手当、それから住宅手当など幅広い観点から家族への援助を行っているわけでございます。とりわけスウェーデンでは家族政策を国政の重要な柱の一つとして掲げまして、家族の側に出生、育児の選択をゆだね、国は出産、育児に関する多様な選択肢を整備していくことですべての家族を援助していくという方針をとっているわけですね。我が国の児童手当制度と、それから子供と家族に対する総合的な施策の充実についてもう一度厚生大臣の御見解を賜りたいと存じます。

○国務大臣(下条進一郎君) 子供を大事にするための条件をいかに整えるかということだと思ひますけれども、最近の女性の社会進出、出生率の低下、子供と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえまして、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりが一層大切になってきております。このため、内閣におきましても、関係十四省庁から成る健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議が去る一月二十三日に、安心して子供

を産める環境づくりに向けた総合的な対策を内容とする報告を取りまとめたところでございます。また、厚生省におきましては、平成三年度予算では児童手当の充実、多様な要請にこたえるきめ細かな保育サービスの実施、また新たに子どもと家庭一〇番事業の拡充等々の計画を盛り込んで総合的に対策を進めることになったところでございます。

今後につきましては、家族がともに過ごす生活時間の確保あるいはまた職業生活と家庭生活の両立の支援、これは労働時間の短縮等の問題に関連いたします。また、住環境の整備など関係省庁とも連携をとりながら、総合的な視点から安心して子供を生み育てることのできる環境づくりの推進に一層努力を続けてまいりたい、このように考えているわけでございます。

○糸久八重子君 子供を健やかに生み育てるための関係省庁連絡会議のお話を今大臣なさいました。厚生省は子供が健やかに生まれ育つための環境づくり推進会議を省内に設置をする、そして出生率の低下の要因とか影響の分析を行つて対応策を検討し、政府の連絡会議に反映させることを決めて、そして昨年の十一月ごろまでにその中間報告をまとめて、可能な施策から予算に盛り込む方針を決めた、そう聞いておるのですけれども、その報告は出たのでしょうか。それから今年度予算に盛り込んだ施策というのはあるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○政府委員(土井豊彦) まず、厚生省内に設けられました推進会議、何回かそれぞれの分野について議論、検討をいたしております。ただいまお話がありました出生率低下の要因分析を前提にしたが、女性の就労と子育ての両立支援あるいは子育てについての相談支援体制あるいは母子保健等の保健医療サービス、そういった分野を中心に現在取りまとめる最終段階になっております。若干予定よりはおくれております。

一方、内閣の方は一月の下旬に取りまとめを、これは柱立てでございますけれども、各省が取り

組むべきテーマとして幾つかの問題が提起されておりました。住宅、教育、雇用問題あるいは厚生省で言いますと保育あるいは児童手当の問題等々がその中に盛り込まれております。

私ももとしましては、今申しました省内における推進会議、それから内閣での連絡会議、そういったものにおけるまだ議論の過程ではございまして、最大限昨年暮れの手算編成の際に、それぞれ個別になりますけれども、できる限りの努力をして予算に取り組んだつもりでございまして。

○糸久八重子君 出生率の低下の問題で一つお伺いいたします。

昨年の夏に、一九八九年の合計特殊出生率が一・五七、それが出来以来本当にこの問題については多くの議論がございまして。しかし、この低下傾向というのは今日初めて起こった問題ではないと思ひます。

前回の児童手当制度改正の審議の際にも衆参両院において、「出生率の動向等を勘案し、長期的展望に立って、将来における児童手当制度の位置づけ及び国民の費用負担の在り方について、可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成を図ること」と附帯決議がなされておりますが、政府はこの出生率の動向をどのように勘案し、またどのような基本方針に立って今度の児童手当の改正に踏み切ったのですか。

○政府委員(土井豊君) 出生率の問題についてでございますが、平成元年一・五七と史上最低を記録したということでございまして。前回の昭和六十年の国勢調査に基づく人口問題の推計、これが一定の出生率の回復ということを想定した形で中間推計を出しておりますけれども、その想定に比べても相当低くなっているというような現状だと認識をしております。

私も出生率の問題というものは、個々人の、個々の夫婦の考え方の問題でありまして、行政としてはそこまではタッチできないだろうというふうな気持ちでおります。ただ、安心して子供を産み育てる環境づくり、これは私も精いっぱい頑

張る必要があるということ、先ほど来申し上げておるように関係各省庁寄り集まりまして努力をされているところでございまして。私も児童手当もその一つの重要な柱であるというふうな位置づけをしまして、今回御提案を申し上げた次第でございまして。

○糸久八重子君 冒頭、大臣が子育てに対して大きな喜びを持たせようという御発言をなさいましたが、子供を産み育てる意味について、先進諸国ではイギリスやフランスでは七〇%以上の人たちが子育ては楽しいとされているんですね。しかし我が国では次の社会の担い手をつくるという者が大体六一・七%、そうなりまして子育てというものは楽しいという状況ではないんですね。だから、子育てを楽しいようにするためにはもうもの施策を考えていかなければ、子育ては楽しいという状況ではなくて子育ては苦しみになっちゃいますから、そういうこともよくこれから勘案していただきたいと思います、そのように思ひます。

さて、最後になりますが、衆議院で児童手当法についての見直し規定が設けられました。この見直しの時期やめどについてお伺いをしたいわけですが、衆議院ではこの時期について、「経過措置終了後最も早い時期に」と厚生大臣は答弁をなさっていらっしゃいます。経過措置は一体いつ終了するのでしょいか。

○国務大臣(下条道一郎君) 今委員お尋ねのとおり、この問題につきましては衆議院の段階でもお尋ねがございましてお答えしたわけでございまして。

この経過措置終了という時期は事実関係の問題であります。第一子及び第二子以降の支給期間が三歳未満となるのは平成六年一月からであるということから、経過措置が終了する時期は三年後ということに解釈されるわけでございまして。

○糸久八重子君 ただいま大臣から御答弁いただきましたけれども、私といたしましては、見直しは三年後と理解させていただきまして、いろいろな議論をしましてまいりましたけれど

も、児童を次代を担う社会の子という観点から見れば、すべての子の権利として公平に生育期間中には児童手当を支給するのが当然だと、そしてその費用負担は全額国庫負担であることが原則であるということ、私は申し上げまして質問を終わりますが、もう一度最後に大臣の御見解を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(下条道一郎君) 児童の健やかに生まれ育つ環境づくり、これが今の議論の中の最も大事なポイントだと思ひます。その認識は全く委員と私も同じでございまして。

その関係でいろいろな環境づくりをしていかなければならない、その環境の条件の一つに児童手当の改善がございまして、その考え方はる御説明申し上げたようなことでございまして、ぜひ御理解をいただきたい、このようにお願いする次第でございまして。

○糸久八重子君 終わります。

○委員(福岡知之君) 両案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後零時三十三分開会

○委員長(福岡知之君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、児童手当法の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○日下部博代子君 それでは、まず遺族援護法案に対する質問をさせていただきます。

まず、この対象者の高齢化に伴って援護事業もきめ細かく内容の充実したものにならなければならぬというふうに思ひますけれども、厚生省の平成三年度における援護事業の内容を御説明いただきたいと思ひます。特に、前年との比較に對してどの点が高齢化に對応したものであるかということに焦点を当てていただきたいと思います。

それと同時に、今回の戦傷病者等の妻に対する特別給付金法の一部改正におきまして、基準日の変更を行って新たに十五万円、五年償還の国債を支給することとなっておりますが、この五年償還をもう少し短期の国債にできなかったのかでございまして。その点もあわせてまずお尋ねいたします。

○政府委員(岸本正裕君) 戦傷病者等の妻に対する援護措置でございまして、戦傷病者等の妻に限らず、戦争の被害を受けた方々は皆々々高齢化をしていくわけでございまして。戦傷病者等の妻も当然同じように高齢化をしていくわけでございまして、援護措置について高齢化に着目をした仕組みというものは特段にはないわけでございましてけれども、今年度から今法案審議でお願いしております援護法におきましては、年金の額を恩給の改善に準じまして平成三年四月から増額をお願いする。

それともう一つは、戦傷病者等の妻に對します特別給付金支給法の一部改正をお願いいたしました。戦傷病者等の妻に對する特別給付金を二つの点で範囲の拡大をお願いしているわけでございまして。一つは基準日の変更でございまして、前回の基準日の後、平成三年四月一日までの間に戦傷病者等の妻となった者に對して十五万円、五年償還の国債を支給するといふもの。また第二点目は、五十八年四月一日から六十一一年九月三十日までの間に戦傷病者等である夫が平病死した妻に對して五万円、五年償還の国債を支給するといふものでございまして。

先生のおっしゃることを私が今理解しているところでは、この特別給付金のいわば基準日の変更

ということ、通常の例でございますと十年後にこの法律の改正をするということであつたわけでございますけれども、いわば飛び乗りの形で高齢化に対応して五年早くこのような改正をするというふうに言えなくもない、こういうふうに考えているところでございます。

それから、特に高齢化をしてきているのであるから、国債の償還というものを五年と言わずに速やかにやつてはどうか、こういう御趣旨の御指摘があつたわけでございますけれども、厚生省が所管しております各種の特別給付金の支給制度というものは、従来から原則として十年間または五年間で償還する国債を支給するというものでございます。戦傷病者等の妻に対しまして特別給付金をこのような方法によりまして支給いたしておりますのは、国債として一定期間継続して定期的に償還を行うということによりまして、これらの方々に引き続き国から特別の配慮を受けているという実感を持っていただきたいという考えからでございます。

今回の改正におきまして、この特別給付金を五年償還の国債といたしましたのはこのような理由によるものでございまして、御指摘のようにもつと短くとかまたは一度にというようなことはこの制度になじまないのではないかとこのように考えております。

○日下部権代子君 いずれにいたしまして、戦争による犠牲者ということでございますから、その点を考慮しまして温かい、そしてきめ細かい内容の事業を進めていただきたいことをお願いいたします。以上質問を終わらせていただきます。

次に、中国帰国孤児の問題に関して御質問いたします。

厚生省が昭和六十二年に実施いたしました中国帰国孤児生活実態調査というのを拝見いたしますと、就業している方は六割弱しかいらつしやらないわけですね。また、帰国後五年以上経過してもなお二三%の世帯が生活保護を受けている。そのう

ちの五三・一%が就労している世帯であるという結果も出ております。就労してもなお生活保護を受けているということ、その給与が低いということだろうというふうに思いますが、この点に關しまして、この実態調査をどのように分析なさつて、そしてそれに対してどのように対策を立てていらつしやるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(岸本正裕君) 先生おっしゃるとおり、中国帰国孤児生活実態調査の結果によりまして、帰国直後はほぼ全世帯が生活保護の適用を受けているわけでございますが、次第に自立いたしまして、帰国三年後では五六%の世帯が生活保護から脱却をしている、こういうことでございます。しかし、中には帰国孤児世帯の中で帰国後相当期間を経過してしまつても、なお生活保護から脱却できずに自立に至らない世帯も少なくないことは御指摘のとおりでございます。そのために孤児世帯が就業意欲を持ち、早期就業をするということから定着促進センターにおきましていろいろな就業相談、就業指導、こういうことを行つてきたわけでございます。孤児は今まで長い間文化、生活習慣等が異なる異郷といましようか、異なる中国で生活をしてこられて、日本に帰つてきて急になじむというのとはなかなか難しい問題でございますから、私も、この孤児の生活指導、それから日本語の指導、就労の指導、このようなことに携わる方々がこのような文化、生活習慣等の違いを正しく理解した上で指導をしていくということが非常に大事だと思つておりまして、そういうことから専門家によつてこの指導のマニュアルをつくつていただこうと考えているわけでございます。

このようなことで、きめ細かく、孤児の気持ちに沿つたような就業指導をしていく、こういうことで就労の実績を上げていきたいと考えております。また、労働省の御協力も得まして、雇用主の帰国孤児への理解と協力を求める、そういうことで職場の開拓も行つていきたいということでございます。就労の実績は徐々にではありますが上がつていくというふうに考えております。

○日下部権代子君 今の御答弁によりまして、さまざまな対策としてのメニューはそろえられていきつたように思ふんですが、例えは日本語の問題にいたしましても、言葉がでないというところは基本的に生活に対する不安ということとがそこらから出発するわけでございますね。ですから、日本語をどのように習得することが早くできるような環境とかいうふうなことも含めまして、本当に親身な対策、対応をしていただきたいというところをお願いいたしまして、この件に関する質問を終わります。ありがとうございました。

次に、児童手当法の一部を改正する法律案につきましての質問に移らせていただきます。

我が国の児童手当制度というのは昭和四十七年に発足してから約二十年になります。制度発足当時の社会保障制度審議会の答申によりまして、児童手当制度は「将来飛躍的に発展させなければ本来の目的を達成できない」と指摘しております。しかしながら、その間支給対象児童の拡大はございましたが、支給期間は義務教育終了前というのから義務教育就学前になりまして、それから今回は三歳未満というふうになつてまいりました。また、給付額は昭和五十年以来ずっと据え置かれてまいりました。また、給付総額は昭和五十四年に千七百八十四億円というのをピークにいたしまして年々減少して、平成元年度には千四百五十億円というふうになつております。また、所得制限も昭和五十七年から強化されております。

こういうことを含めまして、さらにまた今回の改正案を含めまして、先ほど申し上げました児童手当発足当時の社会保障制度審議会の答申に盛られております目的、趣旨というものが生かされていくのかどうか、どのように大臣は考えられますか、御答弁をまずいただきたいと思ひます。

○政府委員(土井豊君) 昭和四十七年に児童手当制度がスタートをいたしました。今お話がございましたように、将来大きく成長させたいという考え方のもとに第三子以降、義務教育終了までと

いう形でスタートをいたしました。

ただ、その際にも議論になりましたけれども、我が国の場合に児童手当のお手本になりましたヨーロッパ諸国と比べますと、賃金構造の違いといったようなものが構造的にあるという問題、それから税制の問題等がございまして、当初そのような気持ちでスタートをいたしましたけれども、現実にはなかなかそういう社会経済の構造というふうな中で児童手当に対する評価が比較的確得られなかつたというふうなことがあつたのではないかと思つております。そういうことから、今日に至るまでいろいろな形でヨーロッパの諸国に比べると制限されたような形に相なつていくわけでございます。今回私どもいろいろな形で努力をいたしまして御提案申し上げているような内容でぜひお願いをいたしたいという気持ちでございます。

○日下部権代子君 それでは改めて伺いますが、児童手当制度の目的、趣旨というものは何でございますでしょうか。これは再び御質問が出ていと思ひますが、もう一度確認させていただきたいと思ひます。

○国務大臣(下条道一郎君) 児童手当の制度的目的は、いかに、こういうお尋ねでございます。これは児童手当法の第一条に「目的」として規定されておまして、児童を養育している者に児童手当を支給することによりまして、家庭における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成と、それから資質の向上に資することを目的とする、この趣旨でございます。

○日下部権代子君 昭和五十五年の中央児童審議会の意見具申では、「老人扶養は年金等によりかなり社会化されているが、このような社会的扶養が円滑に維持されていくためには、将来の社会の担い手である児童を「社会の子」として社会的に配慮していくことが当然必要となる」と述べて、児童を社会の子と位置づけておられますが、この認識は厚生省は現在でも変わつておりませんか、大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(下条進一郎君) 変わっておりません。

○日下部禮代子君 今回の改正案におきまして、その主要な改正点というのは、支給対象を第一子から、現行の支給額を倍額にする、そして支給期間というのを三歳未満というふうになっておりますが、これは午前中の衆議院の御質問にもございました児童手当法では、「児童」とは、十八歳に満たない者」と定義されているにもかかわらず三歳未満というふうな事になっております。その三歳未満というふうな理由として、午前中では挙げられましたものが、三歳未満が人間形成の重大な時期である、そして手がかる、あるいは親の年齢が低いので経済的理由だというふうな御答弁がございました。また、衆議院の方から、経済的支援の必要性が高いのはむしろ幼稚園児とか就学児童を持つ家庭であるというふうな御質問がございましたが、この三歳未満に限定したことに関連してもう一つお尋ねしたいと思っております。

支給対象児童は、平成元年度事業実績で三百八十五万人から二百七十万人に大幅に減少する、これは衆議院の社会労働委員会におきましての御答弁の中にございました。こうなりますと、少なくとも現行の義務教育就学前という線を維持すべきだというふうにはお思いにならないのでしょうか。維持できない理由というのはどういうことでしょうか。

○政府委員(土井豊君) ただいまお話にありましたとおり、支給対象児童が減少いたします。非常に恐縮でございますが、図形的に申しますと、大体六割弱の子供が長い期間、これは縦長の支給対象でございます。今度はまあ子供全部を第一子から対象にしましたので横長、横に広がりまして支給期間が短いということで縦の矩形が横の矩形になるようなそんな違いがございます。その大きな違いは第一子に拡大するという問題と年齢の問題というところでございます。その総面積は今回三割ぐらいふえるという中身でございます。非常に不十分な説明ですけども、そんな考え方で今回の

改正内容を固めた次第でございます。

○日下部禮代子君 そういたしますと、三歳未満という年齢制限というのは、なぜ三歳未満かということに関連いたしましたか、今私がお尋ねいたしました義務教育就学前の線をなぜ維持できないのかという点に關しては答えがないように思うんですけれども、もう一度お願いいたします。

○政府委員(土井豊君) 大変失礼いたしました。私も今回の改正内容を検討するに当たりまして、中央児童福祉審議会におきまして、一年余にわたりましていろいろ御議論をいただきまして、いろんな立場の方々の委員にも入っていただきまして、各方面の議論をしたわけでございますが、最終的に昨年十二月に今回御提案しているような意見具申をちょうだいしまして、それに基づいて案を取りまとめたわけでございます。その場合、確かに今御指摘の年齢の問題というのは議論がございました。意見具申の中にもそういった意見があったという事は付記しております。

これらの問題につきましては、全体として申し上げますと、現実的な改正内容というものはお金を伴う内容でございますので、金を出す側、具体的には税金あるいは事業主の拠出金というものの協力を得ながら制度を実施するという仕組みになっております。そういう前提のもとに、現実的な形でどういふ案がつけられるかということで御提案しているような案をまとめた次第でございます。

したがって、そういう意味では中央児童福祉審議会からも残された問題という形で、私どもも宿題として幾つかの将来における制度のあり方というものは残された形に相なっております次第でございます。

○日下部禮代子君 今お答えの中にもございましたが、また午前中の衆議院の御質問に対する御答弁の中にもございましたが、いわゆる現実的、今日の改正という事で三歳未満という事になった、そしてその中には財源規模の問題もあるというふうに御答弁ございましたように記憶して

おりますが、一言で申しますと、要するに給付の引き上げ、年齢の問題も含めまして、財源、財政上の理由というのが一番大きいというふうにとらえていいのでございませうか。財源があれば年齢を三歳に限定するということはないかというふうにとらえてよろしいのでございませうか。

○政府委員(土井豊君) ヨーロッパ諸国との比較において今回の改正内容はいろいろ問題があるじゃないかという御指摘をこの案を固めた以降各方面からちょうだいしております。私も日本の社会経済構造というものとヨーロッパの児童手当の関連における比較でございますけれども、比較をいたしますと、賃金構造の問題、それから税制面における扶養控除の問題、この二つが大きな違いがあるんじゃないだろうかというふうに思っております。

したがって、国庫あるいは地方団体、経済界、拠出金その他の財源をちょうだいして運営しているわけでございますけれども、その場合にそういう他のいろいろな事情の中でどう考えればいいのかという問題も全体的な仕組みとして当然議論として存するわけでございまして、そういう中で、今回の改正内容が最も今日も妥当であろうという事で、問題は残るけれども最も妥当であろうという事でこの案を固めたような経緯になっております。したがって、そういう意味では、財源問題というのは無視できませんけれども、単に財源自体というよりも少し周辺における幾つかの日本の社会構造、そういうものの関連における財源問題というふうにお考えいただきたいと存じます。

○日下部禮代子君 財源問題だけではない、財源問題は大きな理由ではあるというふうにはお認めになるわけでございませうか。

○政府委員(土井豊君) 一つの理由であると考えておりますけれども、今申しましたように、幾つかの絡みがあるという事を申し上げた次第でございます。

給付額の問題におきましても、やはりこれは午前中衆議院議員が御質問なさいました。今回、給付が第一子から、そして給付額も二倍になるということでございまして、給付額の設定の基準というのについて少しお尋ねしてみたいというふうに思っています。

制度の発足当時は養育費の二分の一の水準で決定されたというふうな承知しておりますが、では、今回第三子の場合一万円というふうな設定されておりますが、これは何を基準にして、またどのような統計を根拠にして設定されたものなのか、その点について御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(土井豊君) 第三子の五千円の金額が設定されたのが昭和五十年でございます。その後今日における経済情勢の変化というものをいような形で推計をいたしました。消費者物価で推計をいたしますと約六〇％のアップになっております。一方、総理府の家計調査をもとにして推計をいたしますと約倍になります。ちよつと数字を今手元に持っておりますが、一九七七八というような指数が出ておりました。

私どももいたしましては、総理府の家計支出というものを基準に、昭和五十年と今日の伸び率というものを求めまして、それに基づいて一万円という金額を推計したということでございまして、その金額で現在法案をお願いしているところでございます。

○日下部禮代子君 ただいま基準を家計支出の額に置かれたというふうにお答えいただきましたけれども、直接に児童の養育費の水準という事に関しましてはいかがでございませうか。

○政府委員(土井豊君) 先ほどお話がございましたが、制度発足時に、幾らかの金額にするかという場合に、おおむね子供にかかっている経費の二分の一程度という事を基準に置いて制度創設時の金額が設定されたという経緯がございます。今回は、ただいま申しましたように、家計消費支出の伸び率というものを基準に置いて一万円という金額を算定いたしました、その一万円が妥当であ

るかどうかという場合に、最近における児童養育費の実態というのを見てみると、私どもの手元として一番新しいのは、平成二年のビジョン株式会社「赤ちゃんとお母さんの白書」というものがございまして、その中に子供一人の月の支出平均額でございまして、二万三千九百円、それからその一年前でございまして、野村證券の「家計と子育て費用調査」、これは食費を除いておりまして、乳幼児一万三百円という数字が出ております。これに、これは二つの統計をくっつけて非常に恐縮でございまして、先ほど申しましたビジョンの食費の関係、これが約八千二百二十五円という金額になっておりまして、今の野村證券の調査に合計をしますと二万円弱になる。したがって、おおよそ二万円前後というのが一月当たりの支出金額であらうということで、一万円の金額というのはそれに比べて大体二分の一程度にはなるんではないかと、これも参考になりながら、一万円の金額というのを決めたというふうな経緯でございまして。

○日下部博代子君 例えば老齢基礎年金とか生活保護その他の給付というのは総理府等の政府の調査に基づく基準設定がなされております。厚生省が平成元年度にございまして全国家庭児童調査を拝見いたしました。養育費調査というのは実施されていらないように拝見しております。ただいまビジョン株式会社の調査を引用なさいましたけれども、民間の企業の調査というのを格を低く見るといふわけはございませぬけれども、国として養育費調査というものをきちんとなされて、それを支給額の基準というところで明確にすべきではないかというふうに思うのでございまして、いかがでございませうか。

○政府委員(土井豊君) 御指摘のとおり、国が直接養育費の調査というものを最近においてやっております。そういう意味では、そういう必要性は私どももあらうと思っておりますので、将来検討してみたいと思っております。

いたしてその一定割合というふうな考え方がよろしいのか、あるいは午前中の御意見にもございまして、たように、物価スライドというふうな考え方がよろしいのか、あるいはそれ以外の方法もあり得るのかといったような点については、よく私どもの審議会の中でも御議論をいただく必要があるというふうに思っております。いずれにいたしましても、常に養育費の実態がどうなるかというふうなことを、私どもも把握するのに努力をしてみたいと思っております。

○日下部博代子君 基準になるもの、基礎になる統計資料、そういったものが明確でない場合にはどうしても国の財政の状況とか事業主の拠出の状況、そういったものによって金額が左右されかねないとも考えられます。したがって、国としてきちんとした、どのくらい子供の養育に費用がかかるのかという調査はぜひ行っていたきたいというふうな要望いたします。

さて、先ほどからも出ておりましたけれども、他の国々について少しお答えをいただきましたと思います。

西欧あるいは北欧の国々の中の主要国、例えばドイツ、これは今ドイツとは言いませんけれども、ドイツの場合で結構でございまして、それからスウェーデン、イギリス、フランス、そういった国々の児童手当制度について、まず年齢の上限、つまり支給期間でございまして、それから財源、所得制限の有無、児童手当の支給費用の社会保障に占める割合、家族手当でなく児童手当の支給費用の社会保障に占める割合についてお尋ねいたします。

○政府委員(土井豊君) ヨーロッパにおける主要国の児童手当制度でございまして、ドイツにおきましては十六歳未満ということになっております。学生の場合は二十歳未満と延長するということになっております。スウェーデンは同じく十六歳未満ということで、学生は二十歳まで。それからイギリスは十六歳未満、全日制教育を受けている場合は十九歳未満。それからフランスでございまして、十六歳未満、学生は二十歳未満ということに相なっております。

財源でございまして、ドイツ、スウェーデン、イギリスは全額国庫負担でございまして。フランスは事業主が支払い賃金の七%、それから自営業者は事業主が所得の七%というものを拠出する、この財源でやっております。それからなお、御案内だと思っておりますが、その場合にスウェーデン、イギリスにおいては税制の扶養控除を廃止して、それをこの児童手当の財源に振り向けたという経緯がございまして。ドイツも同じように財源振りかえをやりまして、その後復活しているという経緯に相なっております。

それから、所得制限でございまして、ございましてはドイツだけでございまして、第二子以降所得により段階的に減額をするといった所得制限がございまして。

それから、社会保障給付に占める割合でございまして、ドイツ、これは今手元にある一九八六年のちよつと古い数字でございまして、社会保障給付を分母として児童手当の給付額を割りまして率でございまして、イギリス六、六七%、フランス九、四一%、ドイツ三、二二%、スウェーデン二、五%、そんな割合になっております。

○日下部博代子君 日本の場合には、特に最後の児童手当の社会保障に占める割合はどのようになっておりますか。

○政府委員(土井豊君) ○四二%でございまして。○日下部博代子君 ありがとうございます。

今御答弁いただきましたように、他の今例として挙げていただきました西ドイツあるいは北欧の国々におきましての支給期間のほとんどが十六歳未満、学生になりまして二十歳というふうな場合もあるわけでございます。また、所得制限はドイツを除いてほとんどないということでございます。また児童手当の支給額の社会保障に占める割合も日本はまだ格段に低いわけでございます。また、児童手当の導入時期におきまして、午

前中にも御答弁の中にございましたけれども、日本は非常に低いわけでございます。まず最初に導入されたのがたしかニュージーランドで一九二九年というふうに記憶しておりますが、フランスも一九三二年、つまり戦前からでございます。イギリス、スウェーデン、いずれもこれは一九四六年から四八年の間に設立されているのに対して、日本は一九七二年つまり昭和四十七年ということでございます。その当時、世界の六十を超えていうふうには、一言で言えば国際水準から児童手当制度というのには非常におくれである、そういうふうな言ってもいいのではないかと、そういうふうなわけで、経済大国と言われている日本でございまして、西欧あるいは北欧並みの児童手当の給付がなされないのか、その辺のところを御説明いただきたいと思っております。

そしてまた、財源はフランスを除きまして全部国庫負担でございまして、この点も加えて御答弁をいただきたいと思っております。

○政府委員(土井豊君) 確かに、お話しのとおり日本の仕組みとヨーロッパ主要国における仕組みの間には隔たりがございまして、ただ、スウェーデンにおきましては、この児童手当を発給する際に税制の扶養控除を廃止しまして、その財源を用いて児童手当を給付するという振りが行われております。それからイギリスもまた児童手当を第一子に対象拡大をする際に、同じく所得税における扶養控除を廃止して、その財源を振りかえるという形にしております。それからフランスはまた自営業者を含めて賃金の七%、所得の七%の拠出金をちよつといたして、それを財源として給付を行うという形にしております。

したがって、児童手当をどう考えるかというときには、やはり日本における財源をどう考えればいいのかという問題をあわせて考える必要があるのではないかと。給付内容だけを見ると確かに大きな違いがあるけれども、そういう財源をどういうふうな形で措置をしたかという一つの側

面をあわせて、どういう形が日本にとって一番いいのかという議論ではないかと私も考えております。

○日下部権代子君 いや、どの辺のところが違うわけですか、日本の場合、おっしゃってくださいます。

○政府委員(土井豊君) 給付の方でございますか。○日下部権代子君 今の御質問というのは、日本独自の事情があるというふうに承りましたけれども、どの辺が日本独自の事情でございましょうか。

○政府委員(土井豊君) 私が申し上げましたのは、ヨーロッパの主要国においては、そのような形で別の財源を手当てをして児童手当にそれを充当するということなプロセスがあったということを示し上げた次第でございます。一方、我が国におきましては、それでは税制における扶養控除の問題どうしたらいいか、議論としてはこれはかつて中央児童福祉審議会からも問題提起をいたしました。しかしながら、結果として見ると、税制の問題というのはある意味では我が国の社会におきまして基盤的な一つの重要な要素ということで、児童手当とはおのずから別の性格を持つ制度ということとで、そのような議論は進展をしなかったという経緯がございます。

それからもう一つは、賃金構造の問題、これは事業主の提出の場合の関連にならうかと思っておりますけれども、ヨーロッパの諸国におきましては、これは先生の方がよく御案内でございまして、家族に着眼した賃金構造というのが普通ではないようでございます。そういう意味で、日本の場合は大体配偶者を含めまして平均すると、万数千円、労働者の統計によりまして家族手当を賃金の中に織り込んでいます。そういう意味で、賃金で家族手当を出し、かつ児童手当のための拠出金をふやすというのは、何と申しますか、ある意味ではダブルになっているかという一面もありませんか、そういう面についての社会全体のコンセンサスと申しますか、そういったものがなかなか形成されにくかったというのが今日の事

情ではなかったかというふうに認識をしております。

○日下部権代子君 今賃金構造ということの違いをお挙げになりましたけれども、その賃金構造の違いの中でも家族手当ということをおっしゃいました。

それでは、我が国におきます企業のいわゆる家族手当の実施状況についてお尋ねしてみたいと思

います。企業規模別の実施状況について、これ簡単に制度があるかないか。規模別の実施状況とい

と、まず千人以上、それからまたその次に百人から九百九十九人、それから三十人から九十九人、そういった規模別における企業の家族手当の有無ということと、それから児童に支払われる手当額一人当たり、それぞれの規模におきまして平均の手当額をお願いいたします。

○政府委員(土井豊君) まず、従業員規模別の採用企業の割合でございまして、千人以上九〇・〇％、百人から九百九十九人までの間八二・〇％、三十人から九十九人までの間七一・一％、平均をいたしますと七四・五％という状況になっております。なお、三十人未満のところは統計がちょっと私とございませぬ。

それから、支給金額でございまして、これは平均で申しますと配偶者につきましては七千二百円、十八歳未満の第一子二千八百円ということになっておりますが、規模別に先ほどの三つの段階で申しますと、千人以上のところが一万三千九百円と四千六百円、百人から九百九十九人までのところが八千七百円と三千円、三十人から九十九人のところが六千三百円と二千七百円。大きい金額が配偶者で小さい金額が子供でござい

そんな状況でございませぬ。

○日下部権代子君 どうもありがとうございます。今伺いますと、まず第一に、この実施状況を見しておりますと、規模が千人以上というのが九〇％であるのに対して、規模が三十人から九十九人というところでは七〇％ぐらい、つまり規

模の小さいところでは家族手当のない事業所が三割もあるというふうにとらえられたいと思

います。百人未満で働く雇用者というのは、全雇用に占める割合というのとはかなり、半分ぐらいと言ってもいいんじゃないかというふうにも思

うわけでございますが、したがって、すべての雇用者が家族手当をもらっているということにはならないということになると思

います。それからまた、今手当額をおっしゃっていただきましたけれども、千人以上の規模の企業に勤めている方と三十人から九十九人という規模の企業に勤めている方ではかなりの格差がござ

います。さらにまた、共働きの場合には、扶養義務者としての男性には子供の手当が支給されるのに対して女性には支給されないというふうなこともござ

います。平というものが存在すると言っても過言ではないというふうにも思

うわけでございますが、企業の手当というものは児童手当の代替にはなり得ないというふうに私は思

います。○政府委員(土井豊君) 企業における家族手当につきましては、今先生御指摘のとおりの実態になっておりますので、これは代替になるという考え方

は私どもももともとっておりませぬ。ただ、児童手当の制度を今後どうしたいかということ

を考へる場合には、このような形であれ、しかし大多数の企業で採用されているという実態も考慮でござ

いますので、こういうこととあわせて考える必要があるであらう、そういう意味で、私どもこの推移がどうなるかという

ことは常に考えながら、児童手当のあり方というものを将来においても考える必要があるんじゃないかというふうに思

っているところでございませぬ。

○日下部権代子君 企業がそれぞれの企業の方針におきまして被用者の児童に對しまして手当を支給するということは、これはいわば福利厚生とい

うふうにも見られるわけでございますが、いわば当然と言ってもいいかわかりませぬ。しかし、

先ほど大臣も御答弁くださいましたように、児童を「社会の子」とあるというふうにお考えになる以上、現在企業の負担は増加し、そして一方国家負担というものは減少している。これは午前中の衆議院の御質問にもございました。したが

いまして、そういうことを考えますと、児童手当制度における国の責任というものをどのようにおとらえ

になつていられようのか、その点大臣に御答弁いただきたいというふうに思

りでなく、社会における次世代を担う大きな後続の強力な要素であるというような立場から、社会的に高齢の方々を支え、また新しく生まれてこられる児童を大事にしていこうという制度を築き上げていくという見地から、我々はこのような児童手当の制度をしっかりとしたものにしていこうという観点でやっているわけでございます。

ただ、いろいろ御意見がある中で、国の立場の問題でございすけれども、これは御承知のように、国の負担は今回の改正で平年度化したしと約三割、総額の子算額がふえることになるわけでございす。一方また、民間の企業にも御協力をお願いしている分もございすので、今回の改正のように第一子、第二子、第三子に焦点を当てながら、しかも三歳未満の最も御家庭で御負担のふえる時期に幾ばくかの御支援の気持ちをお示しするということで重点的に今回の形の改正をお願いするということに相なった次第でございす。

○日下部博代子君 北欧、西欧との違いということの中におきまして、もう一つ税制についての問題をおしやうと思ひますが、税制における扶養控除の問題についてお尋ね申し上げたいと思ひます。

これは、児童手当制度が創設された当時の厚生事務次官でいらしたと思ひますが、坂元貞一郎さんがお書きになりました「児童手当法の解説」というものによりますと、「扶養控除は、児童養育費の負担軽減をねらいとするものではなく、扶養者数の相違により負担能力に格差が生ずることを均衡化しようとすることに着目する税制体系の内部の配慮と考えられるので、両者は関係がないものとして観念された」というふうになされておりましたが、児童手当制度の創設当時はこのように考えられていたというふうには受けとめております。

また、昭和五十五年の意見具申では、先ほど私引用させていただきましたが、「児童扶養手当は、基礎控除などの人的控除とあわせて各家庭の家族構成に応じ、基礎的生計費には所得税を課さないという観点から設けられたものであり、この児童

扶養控除と児童手当は、政策体系上それぞれ独立したものである。」というふうになっておりますが、このように扶養手当制度と児童手当制度とは趣旨が異なるものではないかというふうに思ひますが、いかがでございすでしょうか。

○政府委員(土井豊君) ただいまの二つの制度の性格についてはおっしゃるとおりだと思ひます。私もそのように思ひます。

ただ、先ほどちょっと申し上げましたのは、ヨーロッパの幾つかの国における現実の経緯というものはこういうような選択を行ったという意味で、スウェーデンなりイギリスの事例を申し上げた次第でございす。児童手当制度、税制における扶養控除、それぞれその性格、目的というものは私もあらうと思ひます。

○日下部博代子君 また、超過累進課税では、減税額というものは所得が高くなればなるほどメリツトがあるわけでございす。したがって、扶養控除制度による税の軽減額というのは逆進的だといふふうにとらえていいというふうに思ひます。また、課税最低限以下の低所得者というのには何らメリツトもないわけでございす。したがって、税の扶養控除制度というものは、児童手当制度にかわるものとみなすというのは非常に無理があるのではないかとこのように思ひますが、いかがでございすでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 二つの制度の比較論では今おっしゃるようなメカニズムであると思ひます。ただ、問題として申し上げておりますのは、財源問題という観点で物事の選択を行う場合にはどうしたいのかといったような議論というものは将来においてあり得る議論の一つであらうというふうには考えております。

○日下部博代子君 また、昭和五十五年の中央児童福祉審議会の意見具申を引用させていただきまして、そこで、所得制限は、「すべての児童を、社会の子」としてとらえていることからして、原則としてこれを行うべきではない。」というふう述べております。

先ほど厚生大臣は、「社会の子」とあるという昭和五十五年の意見具申について今も変わりはないというふうにお答えいただきましたけれども、この考え方をどのように今受けとめていらっしゃるのでしょうか。この所得制限と「社会の子」との関係におきましてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(土井豊君) 確かに基本的には「社会の子」という形ですべての子供を対象にするという制度が理想的な姿としては考えられるのではないかと思ひますが、ただ現実には限られた財源をどのような形で最も必要性の高いところに、そして最も効率という点で語弊がございすけれどもそういうところ、というものが所得制限の存在するいわれであると思ひます。そういう意味で今日の時点においては、所得制限というものは私は必要な仕組みであるというふうには認識しているところでございます。

○日下部博代子君 ところで、今回の改正におきまして附則の第五条を削除しておりますが、どのような理由でございすでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 附則第五条は、老齢福祉年金における所得制限を「勤業して」という、所得制限を設ける場合の考え方を示しております。これは昭和五十七年にこの附則が設けられました。が、そのときは老齢福祉年金の所得制限を「基準」として「勤業して」ということになりました。六十年改正で「勤業して」ということになりました。今回落としたという経緯でございす。

それは、今回支給対象を第一子に拡大するといふことで親の年齢構成、所得の構成というものが従来とある程度変わってくる可能性があるだろうというところで、私どもどのような所得制限が改正法を国会でお認めいただいた場合に適切であるかという点について、ある程度実態を把握しながら新しい所得制限の設定をしたいという考え方であります。

したがって、とりあえず平成三年度におきましては、所得制限据え置きという形で予算上処理をしております。

理をしております。今回の改正後の所得分布というものをある程度調べた上で適切な所得制限を設定したいという考え方でございす。したがって、所得制限については今後児童手当制度の中でどういう所得制限がいいかという観点で考えてまいりたいと思ひます。

○日下部博代子君 衆議院の質疑を見ますと、厚生省はこれまでの支給割合実績を大体八〇%、その線を維持するというふうには答えていらつしやいます。そのとおりだと認識してよろしいでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 所得制限による結果としての支給実績でございす。自営業者やサラリーマンで若干異なるという推計になっておりますが、七〇%台から八〇%ぐらいの間になるのではないかと思ひます。私ども現在支給している実績を維持してまいりたいということを基本に置きまして、今後所得制限の検討の際にはそういう考え方で対応してまいりたいと思ひます。

○日下部博代子君 今回第一子から児童手当を支給することになりましたが、この支給対象児童を持つ家庭の所得分布というものは、全体として親が若いということですから収入が低いということとで下方移動するということになるというふうに思ひます。

そこで、支給割合を維持するということになると、これは所得制限を強化するということになるが、これは所得制限を強化するといふことには支給額を引き上げた、あるいはまた第一子からというふうに対象児童を拡大したといふことになつておりますが、所得制限が強化されるというふうな結果にはならないのでございす。

○政府委員(土井豊君) ただいま御指摘がありましたが、そういう意味では所得が低くなるという要素がございす。一方、毎年ベースアップという形で賃金が若干ずつ上がつておりますので、そこら

辺の相対関係がどうなっているかというあたりを私どももよく新しい対象者につきまして実態を把握した上で、先ほど申しました考え方に基づきまして適切な所得制限を設定してまいりたいということでございます。結果として低くなるか横ばいになるか、若干上がるかというあたりはその兼ね合いだろうと思っております。

○日下部権代子君 政令によって所得制限というのはかなり変えることができるわけでございますが、その点どのようにとらえればよろしいのでございましょうか。

○政府委員(土井豊君) ただいまいろいろ御指摘をいただいておりますけれども、形式的には政令によって定めるということになっておりますけれども、その定める考え方の基本は何ぞやということだろうと思っております。

私どもこれまでの支給実績を維持するという考え方を基本にしており、恣意的に所得制限を定めるといふものではない。そういうことではなくて、これまでの実績をよく勘案しながら適切な所得制限を定めていく、そういうことであろうと認識をしております。

○日下部権代子君 これまでの私の質疑あるいは午前中の永久議員の質疑というところを通しまして、我が国の児童手当制度というのは、国際的に見て、各国の事情というのとはさまざまな違いがございます。しかしながら、制度の導入の時期が非常に大きくおかれているということばかりではなくて、今回の改正が行われたということはございませうけれども、支給対象児童の年齢が国際的に見て非常に低い。二十歳を超えている国もあるにもかかわらず三歳未満であるということ、これはちょっと比較にならない。幾ら国の事情が違っても比較にならないぐらいの低さだろうというふうに思います。そしてまた、国庫負担というのは減少の一途をたどっているということがございませう。児童というものを次の世代を担う「社会の子」という視点でとらえたとすると、児童手当というのは国としての当然の人的資源への投資と言っても

いいんじゃないかというふうに思うわけでございませう。

日本では出産とか育児、老親の介護といったものを私的なことというふうになす、そういう伝統、考え方が非常に今でも根強いわけでございませうが、今日の家族の置かれている状況ということから見ますと、子供の問題、そして老親の介護問題、いずれにいたしましても、社会的に負担する施策というものが講じられなければ家族が破綻する、家族崩壊ということにもなりかねないという現状はもうよく御承知のとおりだということふうに思っております。

したがって、そういう現状から、今後この児童手当というものをいわゆる社会保障としてどのように位置づけられるのか。また、国の責任、国の役割というものをどのようにお考えになっていらっしゃるのか。二十一世紀へ向けてのビジョンをお聞かせいただきたと思っております。大臣にお願いいたします。

○国務大臣(下条達一郎君) 二十一世紀に向けては、御承知のようになり速いテンポで高齢化が進むということが想定されております。

したがって、高齢化社会への対応としてゴールドプランをお願いし、既にもう二年目に入っておるわけでございまして、その線で充実を図っていく施策を今続けておるわけでございませう。一方、その後には若く若い方、そしてまた若い方の後に続く乳児の出生率が大変に最近低下しております。御承知のように公式の発表の平成元年度の統計では一・五七という出生率になっておりまして、先行きかなり懸念されておることとございませう。

そういう見地から、先ほど来申し上げておりますように、我々の社会は高齢の方々を十分に支えていくと同時に、後に続く赤ちゃんが健やかに生まれ育つような環境づくりを各家庭の力だけではなく、社会的な力でこの方々にお手伝いをしていくという社会づくりが必要である、こう考えておるわけでございませう。

その中で、先ほど来御議論のありました児童の問題をいかにとらえ、そしてまた御家庭の御負担の最もかかりやすい時期に集中的に児童手当を改定いたしまして、少しでもお役に立てるような条件をつくっていく、こういうことで今回の改正をお願いしているわけでございませう。もちろん児童手当を改正するだけで十分とは決して申しませうので、先ほど来お話を申し上げておりますように、審議会等々の答申を踏まえて子育ての環境づくりを十分に整えながら、この大きな課題を解決していくように厚生省といたしましてもこれから全力を挙げて努力してまいりたい、こう考えておる次第でございませう。

終わります。

○高桑栄松君 それでは最初に、戦傷病者等援護法に関連した質問をさせていただきます。

最初に、サハリン残留者のことを伺いたいでございませう。厚生省は現地で面接調査などを行っておられるようでありますので、抑留者の数字、実情について把握しておられると思いますが、その実情を述べていただきたいと思っております。

○政府委員(岸本正裕君) お答え申し上げます。厚生省が把握しております樺太地域における未帰還者及び自己意思残留者の数は、平成三年一月一日現在でそれぞれ百二十人及び百五十一人であり、合計では二百七十一人というふうになってございませう。

○高桑栄松君 面接をしておられたというふうに聞いておりますが、何名ですか。

○政府委員(岸本正裕君) 面接は皆さんに声をかけたんでございませうが、四カ所の会場にお越しいただいた方が、合計で百七人でございます。

○高桑栄松君 そうすると、その残が百六十何名かおられるようであります。

私は、実はこの二月十一日から十三日までサハリン友好協議でサハリンに行つてまいりましたんで、いろいろ現地の方のお話も承つてまいりました

たが、その中にやはり朝鮮、韓国人の方々が二千七百人ぐらいたと資料にありましたが、そういう方々がおられるわけで、そういう方々に対しては我が国として調査を行っているんでしようか、どうでしょう。

○政府委員(岸本正裕君) 厚生省としては調査を行っておりません。

○高桑栄松君 まず、日本人の残留者についてのちゃんとした調査で数字的な面でも把握しておいてもらいたい。韓国、朝鮮人の方々にについてもできるなら調査をしてあげる必要があるのではないかと私は考えます。

その次に、集団一時帰国について現地の方々は大変期待を寄せておりましたんで、今度五月の三日でしたか、第三回目の集団帰国が予定されているというふうになっておりますが、そうすると、第一回、第二回と第三回でいつ、何人ぐらいた、それから男女の比率ではどんなぐらいた帰国をしておられるんでしょうか。

○政府委員(岸本正裕君) 今、先生のお話にございまして第三回目、平成三年の五月三日から五月十六日までが予定されております。

初めから申し上げますと、第一回目が平成二年の五月二十八日から六月十一日でございまして、男三人女九人、合計十二人でございまして。第二回目は平成二年九月の五日から九月の十九日まで一時帰国されまして、男七人女二十三人、合計で三十人でございませう。もう間もなく参ります五月三日から五月十六日の第三回目は、予定でございませうが、男十二人、女七十五人、両方合わせまして八十七人という規模を予定されております。

今までの合計でございまして、第一回目と第二回目とで男性が十人、女性が三十二人、合計で四十二人ということになっております。

○高桑栄松君 今の伺つておりますと、それは日ソ関係、国交関係の問題でできなかったことはよくわかりますが、敗戦後もう大変な年数、四十五年たつております。私たちも千歳空港から直行便で参りましたけれども、初めての直行便だった

○政府委員(岸本正裕君) 厚生省といたしましては、従来からサハリンに残留しておられます邦人につきまして、本人から身元の確認調査の希望があつた場合には、各都道府県に対して照会を

○国務大臣(下条進一郎君) 樺太残留邦人の一時帰国につきましては、先ほどお話が出ておりましたように、昭和六十三年十二月に帰国援護制度を創設して以来、現在までに既に五十八名がこの制度を利用して一時帰国をしておるわけでございます。さらに、これも先ほど政府委員からお話が出ましたように、来月三日からの予定で八十七名が一時期帰国する予定になっております。

におくれているとは私は思っておりません。例えばモスクワに行ったら日本と対等である、先進国の第一級の国でございますから医学的なレベルで相違はない。ただし、旧樺太になりますとモスクワからは何千キロと離れておりましてもうどうにも、途中はシベリアですから中継基地がないようになわけて、ほとんど文明、文化、そういったものにはモスクワからは非常におくれて到着をするということだろうと思うんです。官吏で来ておられる

ぐらいの人口もあるサハリンで、ユジノサハリン
スクが十七、八万でしたか、そんなところで一台
というのとは考えられないわけです。ですから、急
性腎不全とかあるいはそういった慢性のものでも

人工透析をしなければ、日本なら透析で助かるのをみすみすアウトになっていくというのが常識なわけでありまして、こういうときには、もしやるとすればどういふことになるんでしょうか、外務省の方にまずお伺いいたします。

○説明員(東郷和彦) ゴルバチョフ大統領の来日の前から御指摘の問題にしましては、外務省としては二つの観点から努力してまいりましたというふうに考えております。

一つは、ソ連との間で人道的な観点での支援というところで、昨年の十二月に、このときは食糧とそれから医薬品という分野で日本政府としてのソ連国民に対する気持というものを伝えたいというところで一定の措置をとったわけでございます。なかなか、その中では赤十字社連盟に五億円の資金を供与いたしました、赤十字社連盟より日本赤十字を通じて今サハリンを含めまして医薬品の供与というものをやっている最中でございます。

それからサハリンとの関連では、特に今後の日ソ間の交流とそれから相互理解の深化という観点から、サハリンとのいろいろな形で交流が非常に大事であろうというふうに私も考えまして、昨年の十一月に非常に小人数ではございましたけれども、初めての政府の交流ミッションというのを派遣し、それからことしになりましてからは文化行事の開催等、いろいろな形で交流、相互理解の深化というところに努力してまいりましたつもりでございます。

御指摘のように、今般、ゴルバチョフ大統領の訪日が終了いたしました、それではこれからどうするのかがというところでいろいろな課題があるのではないかと思います。サハリンとの医療品、器材に関する協力というものは、そういう意味で一つの重要な御示唆として承りまして、政府として何ができるかということ、これからいろいろな政府の予算、それから日ソ関係の動向等を踏まえながら検討させていただきたいと思っております。ただいま現在、どういう枠組みで何ができるかというお答

えは今の時点ではまだ持ち合わせておりません。○高桑栄松君 若干、私の方から補足いたしますと、人工透析器については国が考えてもらうのが一番であります、そうでない場合どうするかというのも私たちは検討してまいりましたが、それはそれとして、だんだんわかつてまいりましたのは、人工透析器は透析器を上げればよいというものではない。ちなみに正価で一台六百万円、それに附属で二十チャンネルという、二十人一緒にやれるものが千二百万円というので、附属品の方が高いようなわけであります。そしてランニングコストは一回その人に使うだけで日本円で一万二千円かかる、これは実費であります。

そういうことを考えますと、人工透析器を一台やればよいというのではない。もちろんドクターが責任を持つわけですが、しかも技術者、日本で言うところの医療工学士という制度がありますけれども、この医療工学士のようなトレーニングを受けた人でないと任せられない、これは三年コースでありますから、とてもじゃないが半年ぐらいの訓練では難しいのではなからうか、こういうこととあります。なるほど一人一人の患者について血液を分析しながら、これが足りないからこれをに入れておくとか、これが多いからこれだけをとらなきゃだめだとか、非常に微妙なコントロールをしないと、ほうっておいたらいいということではないということがよくわかりましてね、これは並み大抵ではないなと。

ただ、私たち三人のドクターは専門家はございませんでした、人間のテクニシャンとドクター、あるいは看護婦さんのトレーニングが要するということは言っております。仮に器械をやるとしても、それはそのもので済みますから、それで終わらねえ。これは仮にやってもいいかなというのがあったんです。しかし、人間のトレーニングは向こうのお金で来てくれと。やけどは札幌医科大学が知事の権限で全額持ちましたが、簡単に申しますと、やけどだけで一日ICUを使って三十万ぐらいかかりますから、一カ月で一千万か

かっているわけです。これは札幌医科大学が持つたわけですね。ですから、私は北大に、国は予算を伴うものはだめだというわけですから、せめてトレーニングぐらいは引き受けてくれるかと、時間を割けばいいと、それはできますと、こういうぐあいな話は私は個人ではやってまいりました。

（委員長退席、理事対馬孝且君着席）それで、先方は人間のトレーニングには自費で送る、それはそれで相談をして、副知事でございましたが、我々に対しては答弁はそう言っていました。人を送るのは実費で自分たちで出せるからということでございます。

しかし、今申しましたように、要員の確保、それから毎日毎日の保守管理が日本ではメーカーが行って見ていると言っておりますので、その病院の方々がやるというのはちょっと難しいのじゃないか。例えば千歳とユジノサハリンスクに定期便があれば一時間以内で行きますから、そういうことがないとメーカーがしつこく巡回するということではできないわけだし、大変なことだと思つたんです。薬剤は全部使い捨てで、一日一人一万二千円ということになりますから、この後のお話にも若干関連をいたしますが、こういったことを厚生省はどうお考えでしょうか。

○政府委員(熊代昭彦) ただいま外務省からもお答えがございましたように、サハリンを含みますソ連への支援につきましては、政府全体で対応すべき問題ということでございまして、外務省を中心に検討をいたしているという状況でございます。

ただいまお話しございましたような、医療協力の要請が外交ルートを通じてございまして、協力した場合は、政府としての態度が決まりまして協力すべしというようなことがございまして、外務省と協議の上、厚生省といたしましてどのような協力ができるか積極的に検討はいたしたい、このように考えております。

○高桑栄松君 実は、去る四月三日に、今のユジノサハリンスクの市立病院長とか小児科病院長とか医療担当のしかるべき上の方々が札幌においでになることになっておりまして、私も待機しておつたら、ゴルバチョフさんが来るというためにかどうか知りませんが、キャンセルになりまして、そして再度通知が来たのによりまして、あさって二十五日に札幌に来ると、私にきて説明してくれということでございますが、残念ながら国会で私も質問に立つたいろいろなことがありまして、でも行けませんので、本日の委員会での問題については質問をするということだけは向こうに申し送っております。それで、今の御答弁がそのままだと向こうにはある意味では答弁になるかと思つて

いるわけです。あと二つほど言われていることがございまして、細かいのはやめますけれども、大きな面で一つ言うと、病院の建設を合併事業でできないか、そのときにドクターとそれから医療の技師を派遣してもらえないか、全部じゃないと思いますが、何人か応援をしてくれないか、こういったことがあるんですが、こんなのは外務省はどんなふうにお考えになるでしょうか。

○説明員(東郷和彦) 御指摘の点を含めまして、具体的にどういふことをやるかが適切であろうかという点につきましては、これからじっくり考えさせていただきますというふうに考えております。

○高桑栄松君 厚生省、どうでしょう。○政府委員(熊代昭彦) 外務省を中心にいたしまして政府の態度が決まりますれば、厚生省といたしまして、その線に沿いまして積極的に努力はいたしたい、そのように考えております。

○高桑栄松君 それから、医学交流のことなんです、いろいろなことを言われまして、泥炭浴の立派な温泉浴のようなところがあつて大変評判がいいから日本もぜひ来てくれ、その交代にこっちも何かもらいたいみたいなお話でございました。そういうことで医学交流ということですが、これらちょっと記録に残るとまづいいかなとは思いますが、けれども、私個人の考えでは、サハリン自身に関

か医療担当のしかるべき上の方々が札幌においでになることになっておりまして、私も待機しておつたら、ゴルバチョフさんが来るというためにかどうか知りませんが、キャンセルになりまして、そして再度通知が来たのによりまして、あさって二十五日に札幌に来ると、私にきて説明してくれということでございますが、残念ながら国会で私も質問に立つたいろいろなことがありまして、でも行けませんので、本日の委員会での問題については質問をするということだけは向こうに申し送っております。それで、今の御答弁がそのままだと向こうにはある意味では答弁になるかと思つて

いるわけです。あと二つほど言われていることがございまして、細かいのはやめますけれども、大きな面で一つ言うと、病院の建設を合併事業でできないか、そのときにドクターとそれから医療の技師を派遣してもらえないか、全部じゃないと思いますが、何人か応援をしてくれないか、こういったことがあるんですが、こんなのは外務省はどんなふうにお考えになるでしょうか。

しては我々医学関係者あるいは医師が出かけて
いてメリットは私はないと思うんです。しかし、
日ソ関係だと将来の外交関係、二国間のことを
いろいろ考えて、サハリンはもう北海道、日本を
頼るしか私はないと思うんです。距離的にとにか
くモスクワからはるかに遠いんですから。日本は
もう本当に大事な隣国だろと思ひますので、そ
ういう意味で国が国際感覚で何とかするといふの
であれば、我々は応援しなければいけないのでは
なからうか。我々と申し上げたのは、例えば北海
道医師会なんかも大分一生懸命に考えておるよう
であります。我が国としてこれをやる必要がある
のかどうか、私は隣国としてそんな気持ち
の方が強いですが、外務省はいかがですか。

○説明員(東郷和彦) 累次申し上げております
ように、具体的なことはこれからじっくり考えて
まいりたいというところでございますが、一、二私
の今の時点での考えを申し上げさせていただきます
ば、まず先ほど申しましたように、サハリンを一
つの舞台といたしまして日ソ間のいろいろな形の交
流が進んでいくということ自体は大変いいことでは
ないかというふうに考えておるわけでございま
す。その中でなかなか、例えば医学というよう
な分野でのいろいろな形の交流が進んでいくとい
うことは大変結構な、結構というか国としても
そのこと自体は望ましいお話ではないかというふ
うに考えております。そういう意味で民間の方
々のいろいろな積極的な発意というものが、例
えばこの前のコースチャ坊やを受け入れたとい
うようなことを含めまして非常に望ましいことでは
ないかというふうには思っております。

他方、それでは国としてそれに対して具体的
にどういう措置をとるのかということにつきま
しては、これは国の全体の予算等を含めましての
枠組みの中でこれから考えていかなくてはいいけ
ないことかと思ひます。一つ、今回ゴルバチョフ大
統領の来日を機会といたしまして、ソ連政府との
間でいわゆる技術的支援に関する協定というのを
締結いたしました。これはある程度の予算措置を

伴いまして、そういういわゆるペレストロイカに
対する技術的な支援という観点で人の往來をやろ
うという協定でございます。

ちよつととりあえずの印象では、そういう意味
での純粹の医療技術に関する交流というのはこの
協定の対象にはなっていないような気がいたしま
すけれども、そういうような協定を一つ政府間で
結んでいるということもございまして、そういう
ものを一つの実際の政府間交流の枠組みとして、
私もほまはまさにゴルバチョフ大統領の訪日後にそ
の実施をこれから始めようというところでござい
ますので、そういう基礎も踏まえながら御指摘の
点も検討させていただきたいというふうに思つて
おります。

○高桑栄松君 人的交流等について厚生省はいか
がですか。お考えをどうぞ。

○政府委員(熊代昭彦) 繰り返し申し上げてい
るところでございまして、基本的に国としての方
向を定めるといふのが第一でございまして、そ
の外務省を中心とする方向を定めるということと
もに努力していきたいと思ひますが、人的交流を
積極的に促進すべしという国としての方針が決ま
れば、その線に沿ひまして積極的にやりたいとい
うふうに考えております。

○高桑栄松君 残留日本人の方々が非常に不安に
思つてゐるのは、病気のときに日本と同じレベ
ルの治療を受けられないかということであつたよう
です。ですから、私が今申し上げた日ソ間の交流
ということとは、数は少ないけれども日本人残留者
の方の希望も考慮しながら、ひとつ十分に前向き
というか積極的ににお考えいただきたいな、こうい
う希望を述べさせていただきます。

次のもう一つのテーマでございまして、現地の
方々の声の中に、だんだん年をとってきた老人
ホームをつくつてもらえないか、こういう話がご
ざいまして、もうとにかくお金のかかることは、
私は医者でございまして、医療関係以外のこと
とは一切わかりませんが、医療関係以外のことは
一切わかりませんが、老人ホームの建設というふうなのは、

これはやっぱり外務省ですね。どうぞひとつ。
○説明員(東郷和彦) そういう老人ホームの建
設のような、日本政府として具体的ないわゆる建
設にかかわるようなそういう問題につきましては、
先ほど来累次申し上げておりますように、ゴ
ルバチョフ大統領来日後の新しい情勢のもとで何
をするかが適切かつ可能かという観点から私ど
もとしては検討したいということで、ただいま現
在具体的な答えを持ち合わせておりません。

○高桑栄松君 どうもありがとうございます。
厚生省も老人ホームというのを願を出してい
ただくんだらうかと思ひますが、お考えはいかがで
すか。

○政府委員(熊代昭彦) 先ほど申し上げました
医療協力の件と同様でございまして、老人ホーム
というものは極めて具体的な案件でございませ
が、そういうことを一応拾ひ上げて、そ
ういふ方面でのソ連国家に対する援助でございま
すから、そういう細かい援助が果たして可能であ
るかどうかという問題はありますけれども、
外務省を中心として検討いたしまして、
先ほど御説明ございました枠組みの中で、さうい
うことが可能である、しかもやるべしという御結
論が下りますれば、厚生省としては積極的に協力
いたしたいと思つております。

○高桑栄松君 先ほど申し上げましたように、
積極的に進めていただきたい。同時に外務省の
方かどうか、直行便だとか連絡の方法というの
はなければ困りますので、今ですとハバロフスク
経由で行つてゐるようでありますから大変な日
にかかつております。その辺ひとつ積極的ににお考
えいただきたい方がよい、こう思ひます。

次に、シベリア抑留者のことについてちよつと
質問させていただきますが、これも今度ゴルバ
チョフ大統領が見えて両国政府間の協定がいろ
いろ結ばれたということで、これからということ
のようでありまして、次第に実情が明確にな
つてくるわけでございまして、抑留者あるいは
死亡者、帰還者等の数字が幾つかの資料によると

もう大変まちまちでございまして、日本政府は抑
留者五十七万五千、死亡五万五千と言つてゐるし、
キリチエンコ東洋学研究所の部長さんは捕虜五十
九万四千、死亡者八万三千五百九十一とか、ウ
ラジミール・ガリツキー国防省研究員は捕虜が六
十三万九千、死亡者は六万二千、こうなつており
ます。実情といつても今の段階で困りなんだろ
うと思ひますが、どの辺が一番信頼に足る数字で
あるか、厚生省教えてください。

○政府委員(岸本正裕君) 私ども厚生省が把握し
ております数字は、一つはソ連に抑留された方々
が昭和二十一年以降逐次日本に帰つてこられた、
そういう方々から事情をお伺ひしていろいろと推
計をいたしました。またもう一つは、日本にい
らっしゃいます留守家族の方々からまだ帰つてこ
ないといふことで、未帰還者の調査依頼といいま
しうか届けが出されたわけでございまして、そ
ういふものをまた逆の面から、そういう数字と帰
還者からの情報とを突き合せて推計をしたとい
うことでございまして、先ほど先生おっしゃいま
したように、シベリア抑留者は約五十七万五千
人でございまして、そのうちの死亡者は五万五千
人であらう、こういうふうに推計をいたしてござ
います。

いろいろな数字がございまして、私もどれが
絶対正しいんだというところは申し上げられない
でございまして、厚生省といたしましては、
このようにして推計をした数字でございまして
で、実情とそれほど大きな違いはないのではな
いかというふうに考えております。

〔理事対馬孝且君退席、委員長着席〕
○高桑栄松君 これはもう全く私は根拠がなく
て申し上げるんですが、五味川純平さんの「人間の
条件」といふ何部作かの本を読んだときの印象で、
どうも極寒、強制労働で少なくとも何十万人か、
十万人かそれ以上の人がシベリアで死んでいった
ように私は受け取つたんです。だから五万とか七
万とかというのは、私はもつとキヤツチできな
かったものがあつたんでなからうか、こんなふう

に思ふんですね。あれは一つの小説ですが、全く史実のないものを書いたんじゃない、こう思ふんです。

ですから、そういう意味で両国間のいろんな協定の中でしつかり実情を把握することがまず第一ではないか、こんなふうに思ひます。そして死亡者がわかり次第それは速やかに、名簿が来ておる分だけでも早く遺族にお渡しをして、何というか覚悟のほどを固めていただくことになるでしょうし、甚参なり遺品のことが出てくると思ひます。

そこで、今度の協定の中でありましたのに、外務省に伺いますけれども、捕虜収容所にある日本人捕虜であつた方々の所持品とか遺品を日本政府または日本政府が指定する団体に引き渡すと書いてありますが、日本政府はいいが、日本政府の指定する団体というのはどういう団体なんですか。

○説明員(東郷和彦君) 御指摘のように、今般締結されました捕虜収容所に収容されていた者に関する協定の第一條五に、「捕虜収容所に収容されていた日本国民の所持品のうち、ソウイェト社会主義共和国連邦の公の機関により保有されているもの及び将来見いだされるものを、日本国政府又は同政府が指定する団体に對して引き渡すこと」という規定がございます。

これにつきましては、つまりこの団体につきましては、現在国内関係省庁で検討中でございます。これからソ連側から引き渡されることとなり、ます所持品の量、それから種類、それから引き渡し方法、こういう点をまず日ソ間で確認ないし確定いたしまして、その段階で必要に応じてこの団体を指定するというのを考えております。

○高桑栄松君 時間になったようですので、急いでもう一問外務省にお伺いしますが、前例によりまして、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN、東南アジア諸国、米国等では捕虜になつた方々が強制労働させられたときの労働証明書が出るという日本が補償しているという前例がある

というふう聞いておりますけれども、シベリア抑留についてもソ連が労働証明書を発行すれば、これは日本政府が補償することになりますね、どうでしょう。

○説明員(東郷和彦君) 仮の問題として、ソ連政府が労働証明書を発行した場合に、これにどういうふうに対応するかというところは、これは日本政府で判断される問題でございますが、国際法上の観点で申し上げれば、その労働証明書に基づいて補償する義務というものは日本という国は負つておらないということを外務省の所掌との関連で申し上げたいと思ひます。

○高桑栄松君 でも、今前例があるというふうには承つておるんですけれども。

○説明員(東郷和彦君) 今申し上げましたのは、国際法上の観点から日本政府としての補償の義務というものは発生しないということを申し上げたわけでございます。

○高桑栄松君 それじゃ、時間になりましたので、委員長(福岡知之君) 午後三時まで休憩いたします。

午後二時十六分休憩

午前三時三十一分開会

○委員長(福岡知之君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、児童手当法の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○高桑栄松君 それでは、私は次に児童手当法の改正案について質問をさせていただきます。

既に同僚委員がいろいろ御質問をされましたが、あわせてちよつとサマライズさせていただきますが、まとめさせていただきますが、まず支給年齢

は一番最初五歳未満、昭和四十六年ですか、五歳未満というところから始まって、四十九年から六十年までは義務教育終了時、それから六十一以降は就学前、そして今度は満三歳になろうというわけでございます。

次は給付額でありますけれども、給付額は昭和五十年以来はベースアップがない。これはこの十六年間で物価にスライドすれば約二倍になっているというお話が先ほどございました。それから、国庫負担は昭和五十四年をピークにいたしました。それから、主の拠出金はどんどん増加している。給付総額は今の昭和五十四年をピークにいたしますけれども、ほぼ千四、五百億というところに定着してきていて、同じレベルであるという理解ができたわけでございます。したがって、今度の法改正によつて、もし試算をしてみても千四百五十二億でしたか、それが千九百億になるといふもので、これはほとんどが拠出金の増によるものであるということがわかつたかと思ふわけです。

そこで私が伺いたいのは、まずILOの第百二二号という条約でありますけれども、この条約を批准している国は現在何カ国あるかということ、それから児童手当法に抵触する家族給付の部門を受諾している国は何カ国に及んでるか、そして日本はどうか、これについてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(土井豊君) ILO百二二号条約の批准国でございますが、現在三十二カ国がいたしております。そのうち家族給付部門の義務を受諾している国は二十二カ国でございます。なお、日本につきましては、批准はいたしておりますけれども、家族給付部門の義務についてはこれを保留しているという状況になっております。

○高桑栄松君 このILO百二二号の給付事由というのを見ますと、そこには子とは義務教育終了年齢または十五歳未満と、こうなっているわけで、昭和五十年に我が国が取り入れたときはこの条項のとおりであつた、こういうふうに理解してあり

ますが、それでよろしいわけですね。

○政府委員(土井豊君) 私どももそのようになっているというふうに理解しております。

○高桑栄松君 先ほどと同僚議員の質問にございましたけれども、昭和六十年の六月の参議院社労委員会公明党の中野議員の質問に對して政府は、義務教育終了時までをあるべき姿と考へていて、こういうふうな答弁をしておられます。これもそれでよろしいですね。

○政府委員(土井豊君) まことに申しわけありませんが、ただいまちよつと私そこを存じ上げておりませんので、保留させていただきますと思ひます。

○高桑栄松君 いや、それはここに実はございしますが、そういうふう書いてございします。

つまり政府としては、あのときに、昭和六十一年ですが、十五歳というのを六歳に下げようとしたときに、あるべき姿はやはり十五歳だと、義務教育終了時までを目指すのがあるべき姿だと考へていて、まことにそのとおりだと思ふんです。

そういったしますと、先ほどのILO百二二号の児童手当に抵触する家族給付のところですが、この十五歳未満というのは、日本はそのつもりでずっときていた。今度満三歳に下げるといふのは大変格差が大きくなったというふうに言えるわけでございます。

それからもう一つは、給付総額をILOがリコメンドしている、指示しているというのか、基準にしている計算方式によりまして試算をすると、一兆一千億円になるということでございます。これはことしの三月十五日の衆議院社労委員会公明党の石田委員の質問に、政府の答弁がそうなっております。

そうすると、今度の試算でいけば千九百億と言つておられるわけですね。千九百億と一兆一千億という、何かほとんどけたが一つ違うので、非常に大きな違いがある。そうすると、我が国が批准しているが家族給付の部門を受諾していないというところでしたが、受諾する方向で考へてお

られるのかどうか、これをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(土井豊君) ただいま御指摘の点でございませうけれども、百二号条約の四十四条に規定がございまして、賃金の一・五%に十五歳未満の子供の人数を掛ける、これが基準額になっております。その金額が約一兆一千億円というふうな推計をいたしております。それに対して、現在の児童手当の給付規模は、現在御提案している改正法が平年度化した場合に千九百億円と、約五倍半ぐらいの開きがあるという状況でございまして、そういう意味で、私どもこの点については大変難しい問題であると思っております。

なお、批准をしている国で、しかも家族給付についても受諾をしているという国は、主としてヨーロッパの児童手当制度等先ほど来いろいろお話がございましたけれども、そのような国が大勢を占めているというふうな考えをしております。繰り返し恐縮でございませうけれども、税制の問題とかあるいは家族手当の問題等々の給付をどう考えていくかというような全体的な問題も背景としてはあるのではないかとこのように考えている次第でございます。

○高桑栄松君 私がいただきました資料を見ましても、経済大国日本が受諾できないというのは極めて情けないのではないかと。大団どころか小国も入っているわけですね、二十二カ国という相当数の国が入っておりますので、ですから、これが受諾できないという理由が二つあるんじゃないか。つまり満三歳と満十五歳というのは非常に大きな違いがある、これが一つ。もう一つは、もしそのとおり試算をすれば、一兆一千億が千九百億である、こういうことではもう受諾しようにも余りにも遠い遠い山の上みたいなので、望むべくもないのではないのかなという気がいたします。ですから、受諾をしない方向にあるとすれば、現代国家の国々というか、そういうスタイルからはだんだん遠ざかっていくのではなからうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 先進国の中ではアメリカ合衆国が受諾をしていないという、これはたしか批准もしていないかと思っておりますけれども、そのような状況になっております。我が国について現在の児童手当の給付規模ではとても追いつかぬじゃないかという隔たりというのは、私どももそのような状況になっている、その現実を踏まえて、先ほど大変困難であるというふうな考えを申し上げた次第でございませうけれども、その背景として社会経済の中に児童手当の関連でいつも議論になる幾つかの問題点があるのではないかと、このことを申し上げている次第でございませう。確かに御指摘のような点もあろうかと思っておりますけれども、その間の事情につきまして御理解を賜りたいと存じます。

○高桑栄松君 私は、今まで三歳だったのを六歳にしようというじゃなくて、十五歳だったのを六歳にし、そして三歳にするというところが問題であると申し上げたんで、今までもどおりでなぜやらなかったのかというのを指摘しておきたいと思つたわけですね。

次の質問に入りますと、附則の第五条でしたが、老齢福祉年金の所得制限並みという所得制限がついておったわけですが、これを今度削るといふことについて伺いたいんですが、これを削るといふのはなぜかということなんです。

○政府委員(土井豊君) 当初、老齢福祉年金の所得制限を基準として児童手当の所得制限を定めるという規定が導入されたのは昭和五十七年の特例給付を導入した時点でございまして、その後昭和六十年の改正の際に第二子に拡大すると同時に、年齢につきまして学校に入るまでというときには、その「基準として」というのを「勘案して」というふうに直しました。今回、それを削除いたしました。

その考え方でございませうけれども、親の所得をどう見るといふことにつきましてもいろいろ御議論ございませうけれども、今回の改正案では年齢を三歳未満に重点化をするという前提で改正内容

固めておりますので、その場合に、親の収入というものを老齢福祉年金の所得制限を勘案するといふ基準でいいのかどうかという新しい問題が出るであろう。私どもとしては、受給対象の親の収入をベースにして従来から実績として支給割合というものがあつた程度固まつておられますけれども、それを維持するための所得制限というものを新しい対象者につきましてある程度実態を把握して取り組んでまいりたい、そのような考え方から児童手当制度としての所得制限を今後は定めていきたい、そういうふうな考えでございませう。

○高桑栄松君 経過措置の場合どうなるのかというのがありますが、先ほどの同僚委員の質問の中で出ておりましたけれども、給付対象者のパーセント、七割とか八割とかという話が出ていました。これは注文というのか私の考えを申し上げますと、これは一種の福祉なわけございまして、したがういまして一つは福祉というものは人口の中のパーセントでやるのではなくて、生活水準がかかわっているわけでありまして、生活水準にかかわるのだから、何%で対象者を絞りたいという考え方を持つとすれば、第一子を入れれば対象者はふえますから、そうすると所得制限を下げることになるのではないかと。先ほど同僚委員の質問のとおりのことが出てくると私は思ふんです。

したがういまして、だからそういうのではないというのと、もう一つは生活水準にかかわるとすれば三歳未満までということになるとどう考えても若くて、したがって収入の少ない階層になりますから、その意味では所得制限というものが厳しくなることを恐れているものであります、いかがですか。

○政府委員(土井豊君) 現在、今回の対象の親たちの所得の分布がどうなっているか私どもも把握しておりませんので、新しく法律をお認めいただいた場合には、新しい対象者を中心にある程度実態を把握しながら適切な所得制限を設定してまいりたいと考えておりますけれども、その場合に私どもとしては従来の支給実績というものを確保し

ていくという観点からの所得制限を設定したいという考え方であります。したがって、その所得制限が適切かどうかという議論はあろうかと思ひますけれども、あくまで支給率維持というふうな考え方を基本に置いて適切な所得制限をとりたい。それが結果として数字が上がるか横ばいか下がるかというのには、もう少し時間をかけていただきたいというふうに思っております。

○高桑栄松君 それでは、時間も大分もう縮まつてまいりましたので、大臣にお伺いをしたいと思ひます。

まず、見直し事項がいついていられるわけですが、これは経過措置終了時点、つまり三年後において見直すというふうに理解をしておりますけれども、大臣のお考えをお聞かせください。

もう一つ、三歳未満に年齢を下げたということ、これは先ほど申し上げましたILOの第百二号でわかつておりますように、児童手当に関しては非常に後退をしていることを意味しております。これについて経過措置はどういうふうになるのか、この二点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) この見直しの規定についてのお尋ねが第一点でございますが、ただいまの情勢では見直しの時期を具体的に申し上げることはまだできないわけでございます。ただ厚生省といたしましては、御意見の趣旨も踏まえまして今後の社会経済情勢の推移等を見る必要がありまますので、経過措置三年でございませうが、その経過措置終了後最も早い時期に必要な見直し等の検討を行うよう最大限の努力をする所存でございませう。

それから第二点の三歳未満という問題についてでございますが、これはILOとの関係というところはちよつと直接つながらないのではないかとと思ひますが、私たちの方では従来の児童手当の考え方についてこの時期に見直すということの中で支給年齢を三歳未満にいたしまして、そのかわりにと申しますか、さらにそういう形で第一子からの支給、さらにまた支給の金額を増増するという形

で重点的に乳児また児童の小さいころの御家庭に御支援の総力を挙げる、こういうことで改正に取り組んだ次第でございます。

○高桑栄松君 私は三年後のできるだけ早くというよりも三年後には見直してもらいたいということとを強く要望いたしまして、せっかく質問通告しておきますので、母子保健のことを一、二伺いたいと思います。

母子保健については、時間がございせんので、まず大臣に最初にお伺いしたいと思います。母子保健サービスの一貫性ということについて、母子保健は母子健康手帳というものがあつた。老人には老人健康手帳というものがあつた。その中間は学校保健があり、それから健康保険があるわけでありまして、これらを念頭に置く中で生涯健康管理ということが念頭に浮かんでくるわけであつて、そういう生涯健康管理システムについて厚生省、大臣はどのように認識しておられるか、お考えを持っておられるか伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 人生八十年、この長い期間に当たりまして、生涯にわたる一貫した健康管理のあり方について取り組んでいくことは非常に重要な課題だと考えております。その人生八十年代のその時代に当たりまして、生涯にわたる一貫した健康管理のあり方については我々は真剣に取り組んでいく所存でございます。

特に母子保健のお話でございますが、母子保健は生涯にわたる健康づくりの基礎とも言えることとありますので、これをスタートにいたしまして、老人保健等全体を見通した施策の整合性や一貫性に十分配慮しながらこれら制度の充実を図ってまいりたい、このように考えております。

○高桑栄松君 それでは時間になりましたので、もう一問だけさせていただきますか質問したいと思ひます。

母子健康診査の充実ということで、私のいたしてきました資料を見ますと、厚生省が推奨しておられるのは、妊婦健診では分娩までの間で大体十二回くらい健診を受けた方がいい、乳児健診は五回

それからあと就学前まで毎年一回ずつということと五回ということになろうかと思ひますが、その間妊婦の健診の公費負担は何回分であるか、乳児についてはいかがであるか、あるいは乳児から今度就学までの期間の公費負担は何回分でしょうか。これちよつと伺ひます。

○政府委員(土井豊君) 妊産婦につきましては二回でございます。それから、乳児につきましては乳児期に二回やる受診券を母子手帳に入れております。その後は一歳半健診、三歳児健診ということに相なっております。なお、学校に入る前には文部省サイドでの健診が予定をされております。

○高桑栄松君 今伺ひましたとおりでございます。厚生省が推奨している回数から見ると大分回数には少ない。私は、母子保健というものがこれからの日本の将来を担っていく子供たちも含めまして、母親はまた大事でございますし、こういったことで自己負担をなるべく減らすように、厚生省としてもできる限り公費負担の回数をふやすような予算上の措置を希望いたしまして、お答えをいただいて質問を終わらせていただきます。

○政府委員(土井豊君) ただいまの御指摘の点についてでございますが、私もよく専門家の先生方の御意見をお聞きしながら今後とも取り組んでまいりたいと思ひます。

○省脱タケ子君 児童手当法案についてお伺ひをいたします。

我が国の児童手当制度というのは、主要諸外国から大分おくれまして世界で六十三番目、一九七二年にやつとスタートいたしました。その後うまく育つてはなしに、一貫して改悪の方向への見直しの標的にされてきた。とりわけ臨調行革以後は改悪も含めて検討という大変ひどいことになって、どんどん改悪をしていくターゲットとしてさらされてまいりました。そういう結果が実際に十五歳未満が就学前になり、さらに今度は三歳未満にというふうになってきています。臨調そういう結果をずっと見てまいりますと、臨調第一次答申、その当時に比べまして国庫負担とい

うのは二分の一以下どころじゃなしに四割足らずというところまで減額をされてきている。そういう中でさらされておつた児童手当ですから、国民の中では今回の改正については一定の期待が持たれておりました。というのは、内容が第一子から支給する、金額は二倍にするという原案だったので、これは大いに期待を持たれていたので、対象児童は三歳未満ということで、それじゃ児童手当じゃなくて育児手当じゃないかということとが言われるように、国民の期待を大きく裏切つたと思つたのでございます。諸外国を見てまいりまして、三歳未満というような国はどこにもないですね。皆さんがおっしゃるように、世界第二位の経済大国でよくもこんな三歳未満というのを出して恥ずかしいもんじゃないかと思つたわけです。

大臣、各委員からこもこも御要望になつて質疑がされておりますように、せっかく改正をなさるんなら経済大国にふさわしい姿にぜひ早急に改善をするべきだと思つたので、その点はどうか。これは年齢です。

○国務大臣(下条進一郎君) 三歳未満のところは改正することにつきまして、先ほど各委員からお尋ねがございましてお答え申し上げましたように、今回の改正制度におきましては、中央児童福祉審議会の提言を踏まえまして、三歳未満の時期は人間形成の基礎となる極めて重要な時期であるということと、育児に手がかり生活上の制約が大きいことや、親の年齢も若く収入が低い時期と考えられることから経済的な負担も相対的に大きいことを考慮いたしまして、支給期間を三歳未満に重点化することにしたものでありまして、今回の改正案は妥当なものと判断いたしておるわけでございます。

支給期間のあり方については、今後児童手当制度の目的を踏まえまして、社会経済情勢の変化あるいはその推移、制度改正の効果等を勘案いたしまして、給付内容及び費用負担のあり方を含め制度全般に関しまして検討する中で今後取り上げてまいりたい、このように考えております。

○省脱タケ子君 そういうふうにおっしゃるなら、社会保障制度審では、今回の改正の対象が第一子以降にまで拡大したことは懸念の解決であり云々で理解できるが、他方で支給期間を三歳未満までに限定したことなどは問題が残るという点が明確に指摘をされていると思ひます。

ちよつとお伺ひをいたしたいのは、衆議院修正で参りました第八条の「検討」の項、これなかなか難しいですね。意味を酌み取るのが大変困難なんです。「児童手当法による児童手当制度については、児童手当制度の目的を踏まえ、この法律の施行後における児童手当制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用負担の在り方を含め、その全般に關して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。」なかなか難しいですね。何を言っているのかよくわからぬのですけれども、時間の都合があるので逐一お聞きをするわけにはまいりませんが、しかし今も言われた「必要を見直し等の措置を講ぜられるべきものとする。」という点で、今さきの質問者への御答弁でもありましたように、経過措置を三年して、その後三年以後に時期は見直しをするというんですね。見直しの内容は何ですか、ちよつとそれを伺ひたい。

○政府委員(土井豊君) 第八条の修正にかかわる事項でございますが、私もよく言葉どおり理解をさせていただいております。したがって、見直しの内容でございまして、給付及び費用負担の在り方を含め、その全般」ということが対象になるのであるというふうな理解をいたしておきます。

個別的には、個々の問題として御指摘をいたしたい、検討課題というふうには私も認識しておりますというふうにお答えしているような事項がかなりあつたと思ひますけれども、そういうものが対象としてなるのであるというふうな理解をしております。

○省脱タケ子君 ちよつとこれで細かく聞きたいんですが、時間の推移がありますので。

「必要な見直し」というのは時期だけじゃなくて中身でしよう。給付年齢を引き上げるということもその見直しの要件に入っているのか。あるいは支給金額の見直しというのは、あなたのところの見直しは改善もあるけれども、支給金額の改善も見直しの中に含まれているのか、その点をちょっと伺っておきたい。

○政府委員(土井豊君) ただいま御指摘の点は、いずれも検討課題の一つであるというふうに考えております。

○審脱タケ子君 いや、まさか三歳未満をさらに切り下げるといふような見直しはないでしょうね、念のために。

○政府委員(土井豊君) いろんな御議論の経緯を十分踏まえて私どもは検討に取り組むということをお願いしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○審脱タケ子君 それでは手当額を倍にした。これは給付というののちよつと気になるんですけれどもね。給付というのは何でかなと思うんですけど、いんだけれども時間がないからやめますが、だつて給付といふようなものではないですかね、児童手当の中に。

手当額を今回倍にしたというのは、実質倍になったのかという点ですね。これは昭和五十年以降の国民の消費支出というのは倍になっておりま

すね。だからせいぜい二倍になったというのとは、昭和五十年の水準に国民消費支出を掛けたらもとへ戻ったということで、実質二倍にしたということにはならないわけですね。どうですか。

○政府委員(土井豊君) 昭和五十年を基準にして考えますと、物価は六割ふえておりますので、消費者物価でやると八千円という金額が計算上出てまいります。一方、国民の消費支出につきましては、家計支出ベースですけれども、いろんな消費の実質的な向上といふようなものがありますので、これが二倍になっているという状況でございます。

したがって、私ども実質倍にしたという言い方

は申し上げておりませんけれども、金額を倍にした、その考え方は、消費支出の向上に見合ったその間の倍率を使つたといふような内容でございませうので、御理解を賜りたいと存じます。

○審脱タケ子君 実質倍にしたということじゃなしに、金額を倍にした。わかりました。

児童手当制度基本問題研究会ではこのように書いてありますね。「支給額の水準については、当初、児童の養育に係る費用の半分程度を手当として支給するとの考えに基づき、」発足した。そういう方向であつたんですから、当然そういうふうな方針を貫くべきではなかつたのかなと思ふんですが、それはどうですか、昭和五十年以来十六、七年にわたつて据え置かれていたという点では。そういうことはこの十六、七年にわたつて勘案しなかつたんですか。

○政府委員(土井豊君) 児童手当制度を創設する段階では、御指摘のとおり養育費の二分の一程度というところで支給金額を定めたという経緯がございします。その法律におきまして、著しい経済変動があつた場合には金額の手直しをすべしというような規定が法律の中に盛り込まれております。したがつてそのような状況があれば当然金額の手直しということが必要であらうというふうに思つております。昭和五十年までは何回か金額の手直しがございましたが、その後今日に至るまで据え置かれていたという経緯もございします。

そういう意味で、私もその間のいろんな状況の変化といふものを勘案して今回御提案しているような金額をお願いしたという経緯でございします。で、常に養育費の二分の一ということをやつておいて、それによつてやつていくという考え方を今日の時点までとつてきたといふものではございしませんので、御理解を賜りたいと思ひます。

○審脱タケ子君 養育費の二分の一程度のものを手当としていふことで、始まるよきといふのは原則を立てていふと思ふんですね。そういうことはいくら、これはもう既に何回も言われておりますように、児童児童の養育にはビジョン株式会

社の資料というのが盛んに引用されていますけれども、これによりますと乳児一人一月二万三千九百五十七円といふのがはじき出されてますね。これは大都市周辺ですがね。そうなつたら、二分の一といふ一万二千円弱になるんですよ。

本来、第一子からいふ手当を出すのが当たり前ではないのかと思ふんですが、そういう今日のギャップ、第一子今度五千円になるんですね。大分金額のギャップがありますが、それはどういふふうに考えたらいんですか。

○政府委員(土井豊君) まず一万円につきましては、びたりじゃありませんけれども、おおむね今おつしやられました金額の二分の一程度にはなつていふところというふうに私も考えております。ただ、積算は先ほど言いましたような考え方でやりました。

それから一方、六十一年に第二子を支給対象に加えるというときに、第二子の支給金額の設定として第三子の二分の一という金額で二千五百円という金額を設定しまして、そういう形で第三子の二分の一という金額を設定いたしましたものですから、今回の手直しをするに当たりましては第三子を一万円、第二子につきましてはその倍率で五千円という金額を設定いたしました。新しく対象になる第一子を幾らにするかという問題はございしますが、第二子と同額にするといふような考え方で五千円、五千円、一万円といふような金額を御提案申し上げている次第でございします。

○審脱タケ子君 第一子と第二子と養育費が半分ずつというふうなことは考えられないですね。たまたまそういうふうな事務上うなされたといふことでしか理解できないですね。だつて、第三子の半分で第二子や第一子が養育できるなんといふようなことは具体的にないですから、ちよつと実情に合わないと思ひます。

そこで、この手当は今度はいつ上げますか。何しろ昭和五十年に第三子五千円にして十六年も七年も据え置きにされたわけですから、この次はいつごろ上げるのかということがはつきりしませ

んと、これはまた十五年も六年も据え置かれるのと違ふかといふことで国民の方は不安になりますよ。どうですか。

○政府委員(土井豊君) 児童手当の支給金額の今後の問題でございしますが、給付のあり方につきましては財源問題とも現実には密接に関連をする問題でございします。で、現段階におきまして具体的に今度はいつ上げるという時期を明らかにすることは困難であるといふふうに考えております。今後ともいろんな諸情勢を踏まえながら検討してまいりたいと思ひます。

○審脱タケ子君 またほつておいたら十五年もといふことにならぬようにしてもらいたいんですが、そういうことにしないためには、各委員からも御指摘があつたように、物価スライド制の導入をせめておやりになれば、そういう十五年も十七年も放置したといふ非難をされる、そしりを免れることができるんですが、それはどうなんですか。

○政府委員(土井豊君) 物価スライドの問題でございしますけれども、年金などのように社会保険システムの中で運用している場合にはそのような考え方を基本に置かれておりますけれども、制度の違いといふことで、物価スライドがいかんのかどうかといふ点については議論する余地があるんであらうと思つております。

ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、今後の経済情勢の推移に応じて、制度全般に関する検討の中でたゞいま御指摘の点も検討課題の一つとして取り上げてまいりたいといふふうに考えております。

○審脱タケ子君 次に、所得制限の問題について伺ひます。

これも各委員から既に御指摘がございましたから簡潔にしたいと思ふんですが、今回の改正では、前回の改正のときに入られた制度の見直し規定と、所得制限について老齢福祉年金と横並びで行うという規定が削除されましたね。

そこで、ちよつと基本的な点をお聞きしておきたいんですが、所得制限のかんぬきを外すといふ

ことになるんですが、それを外してもいいわゆる支給率というのは従来の支給率を維持するという考え方なのかどうか、その辺を先に聞いておきたい。

○政府委員(土井豊君) 御指摘がありましたように、な支給率維持という考え方に基いて、今後における所得制限の水準を決めてまいりたいというふうに考えております。

○審議タケ子君 維持することなどないけれども、例えば所得制限の金額をどうするんですかね。私ちょっと不安だなと思っておりますのは、平成二年の非被用者の所得制限は六人世帯で四百三十三万九千円ですね。だから、ことはどうするの。お聞きしたら、去年も同じ率でいくんだということなんですが、そうですか。支給率を下げないという立場をお述べになつておられるんですが、そういう意味ですか。

○政府委員(土井豊君) 平成三年度におきましては、制度の見直しが行われる最初の年でありまして、今後の所得制限がどうなるかという見きわめがつかないという時期でもありますので、据え置きということで予算上セツトをいたしております。今後実態を把握しまして、先ほど来言っているような水準の所得制限を設定してまいりたいというふうに考えております。

○審議タケ子君 その点は各委員からも既に御指摘があったように、非常に不安が残ると思うんですね。特に子供の数が減っていますよね。該当者が三百八十五万人ですね。それがちょうどこの制度の完成時は二百七十万くらいになるでしょう。いつも財政の都合都合とおっしゃるけれども、支給の人数を減らそうかと思つたら、所得制限がけんしたらいけないでも減らされるんですね、パイに合わせる事ができる。そういうことにしたいというのは非常に国民に対する不安を広げるやり方だと思ふんです。

この点は、新制度だから去年と同様にいたしましたとおっしゃるけれども、例えば水準から見たら去年だって春闘でいわゆるベースアップというのは五・九四%上がっているんですよ。その分が

ことしの制度のところに乗っていなかったら同水準というふうに考えられない。その部分だけは切り捨てられるということになるわけですからね。その辺は細かいような話だけれども、実際にはそういう影響が出てきますので、とにかく所得制限を下げた上で支給率を下げるといふやり方はやらないという点ははっきりしておいてほしいですね。

○政府委員(土井豊君) 所得制限の設定水準でございましてけれども、私も支給率を維持したいという考え方を基本に新しい金額を設定したいというのを申し上げておきますので、今御懸念になりましたようなことにはならないというふうに考えております。

○審議タケ子君 支給率はいずれにしても維持していくという点はきちんと言ったということですね。それじゃ、それはそう伺っておきます。

時間がありませんので、私は各委員からも鋭く指摘をされておりますように、諸外国の例に見られるように、義務教育終了前まではせめて支給する制度にすること、当面の措置として現行の義務教育就学前までは、せっかく対象を広げんだからせめてそういうことにすべきだと思ふんです。手当金額でも十五年も十七年もほとつたと言われぬで済むように物価スライド制の導入というのはいくらやいなさいないんじやないかと思ひますし、今お伺いしましたような所得制限によって支給対象が左右されるというやうなやり方じやなくて、きちんと一定の支給率というの維持するべきだと思ふんです。

各委員からも既に指摘されておりますように、私も思いますが、児童が「社会の子」として本當に位置づけられるならば、所得制限なんてものは本来なくて当たり前なんです。今制度があるからまたまたそのことで申し上げておりますが、本来なくて当たり前のやうなものを、できるだけなくしていつて支給率を維持するという立場をぜひおとりいただきたい。そのことをお願いしておきたいと思ひますが、一言。

○政府委員(土井豊君) 所得制限を本来ないやうな形でというお話でございしますが、私も責任者として申し上げますと、所得制限というのはいや必要であるというふうに考えておりますので、所得制限のあり方については先ほど来申し上げておりますけれども、所得制限自体については必要であるという認識の違いがございします。

○審議タケ子君 それじゃ、残った時間をもう少しいただきますして、児童手当法に関する福祉施設事業について伺いたいと思ひます。

この中で、放課後児童の対策事業、いわゆる学童保育対策というのですか、厚生省は児童クラブとおっしゃるんですか、こういう事業がございしますが、これについて質問をしたいと思ふんです。

学童保育というのは、これは要するに保育所の学童版みたいなものだと思いますが、厚生省からいただいた児童対策の概要を拝見してもほぼそういうことですね。それでいいですか、理解はよろしゅうございしますか、一言言うてもらいましようか。

○政府委員(土井豊君) 新年度から放課後児童対策というやうな立て方で低学年児童に対する放課後のお世話をして、これは両親が共働きというやうなことで家庭にいないというやうな状態もふえておりますので、そういう施策に力を入れたという考えで新年度予算も計上した次第でございします。

○審議タケ子君 学童保育の制度化の歴史というのはいま二十年以上になるんですね。「ランドセルゆれで」というのは大阪の学童保育二十年というこんな本ができていられるんですね。全国学童保育協議会という全国組織もありまして、そこではこういう月刊誌「学童はいく」というんです。これは約四万部発行されているんですね。

実は非常に強い御要望がありまして、そういう要望を背景にして私が学童保育の制度化を厚生省にお願いをしたのは、考えてみますと昭和四十九年です。今から十七年前の当委員会でも予算委員会でもお願いをしたんですが、当時の厚生大臣

は齋藤邦吉氏でした。都市児童健全育成事業としてスタートしたのがその二年後なんです。それから昭和五十一年、一九七六年。

それで大臣、御出身の長野県にも学童クラブというのはいま百七クラブあります。学童クラブが児童の健全な健全育成に役立っているかということ、詳しく言う時間がないんですが、ごく一部を紹介いたしますが、例えば随分子供たちは放課後を含めて行事をやっているんですね。

年間の節目となる行事では、キャンプからクラブ祭り、クリスマス会、お別れ会。日常活動の中では、キックベース大会、竹馬大会、こま大会、ばかす大会。市内の学童全体で取り組む行事では、子供祭りだとかたこ揚げ大会。その他誕生祝いとか母の日、父の日、七夕、ひな祭り等をやっているんです。

これは御紹介の時間がありませんけれども、子供たちの感想、喜び、それから親たちの啓発というのには非常に活気づいてきているんですね。というのは、子供たちが年齢の上下の子供たちと接触をする、そして指導員が子供たちのためにいろいろと苦労をし、親との連携をとるといふやうなことで、具体的に読み上げた非常にいいわかついていただけなんです。そういう点では児童の健全育成に大変役立っていると思ふんです。

ところが、この学童保育ですが、指導員が本當に安い給料で父母と協力して、何よりも子供のために、子供の成長のためにと運営をずっと続けたこの二十年なんですね。私は大臣、こういうことが全国でやられているわけですから、こういう学童クラブの事業についてひとつ御理解をいただき、少なくとも厚生省は実態をつかまれている必要があるのじやないか。正確な施策を進めていく上でも実態をつかまないとはいけません。施策がもつたないないと思ひますが、そういうことのお考えありますか。

○国務大臣(下条進一郎君) 子供は先ほど来お話がありますように、非常に少なくなつておる。し

たがって、家の中で兄弟で遊ぶということもだんだんなくなっているということからいまして、学童保育の重要性、これはもう委員の御指摘のとおりでございます。

実態につきましては、一応私の方にも全国の状況をとりまとめた資料もございまして、今お話しのように、今後ともその発達を図るよう、助長を進めてまいりたいと思っております。予算では全体では十億一千八百万円という金額を三年度に入れておまして、前年度に比しまして約二倍の金額にふやしたところでございまして、今後この面については大いに力を注いでまいりたい、このように考えております。

○沓脱タケ子君 実態調査を一通してくれますね。これ後で結構ですが、時間の都合があるから。

今大臣がおっしゃったように、学童クラブ事業に本年度から非常勤の指導員の一名分の人件費が補助をされるということになったということ、これは関係者も父母も大変ありがたく喜んでおられます。ところが、概要を拝見して思ったんですが、一カ所当たりの事業費が二百六万円なんです。これではちょっと運営できないなと思ふんです。私は大阪の実例などを若干調べてみましたけれど、一カ所当たり安くやっていると、二百七、八十万、ちょっと高くついているところでも二百七、八十万、ちよつと高くついているところでも三百四十万あるのは七百三十一万というふうな、もう細かく申し上げませんけれども、そういう点で二百万ではちよつと足りないんじゃないかなという点が一つなんです。とりわけ公的施設を使えないで民間の家を借りてやっているというの、大都市特に大阪市なんか非常に多いんです。家賃だけで十五万もするというふうな状況で、運営費が二百万円ではこれはもう大変なことなんです。一カ所二百万というのをもうと実態に事業費というの、は近づけてもらいたいということが一つです。

それからもう一つは、補助対象なんです。二千九百六十六クラブということになっているようですけれども、実際とはちよつとかけ離れている

んじゃないか。今全国で、私も全国学童保育連絡協議会の調査を聞きますと、七千カ所を上回る学童クラブになっております。そういうことで、これらに対してはほとんど自治体がいらない形で補助をして何とか運営をされているということになっておまして、ひとつ大臣、御理解を賜りまして、一カ所ずつの運営費二百万をひとつ上げまして、もう一つは補助対象を二千九百カ所じゃない、実態を御調査いただいて、七千カ所全部に行き渡るようにふやしていただきたいなと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(土井豊君) ただいまの御指摘の内容はそのとおりでございます。

私も従来はボランティアの方々の御協力をいただいていたことで人件費補助をしておりました。今回は非常勤の指導員一名分という人件費も補助対象に加えるという形で、従来の約七十七万から二百六万円というふうな事業費の規模も大きく引き上げたつもりでございます。また、補助対象がございまして、従来は一クラブ三十人という規模のもの以上のものを補助対象にする、今回は二十人以上と、これも基準を緩和したところでございまして、御指摘がありましたように、大変大切な事業であるというふうな考えをしておりますので、よく市町村からいろいろな実情を私ども聞きまして、今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長(福岡知之君) 沓脱君、時間が迫っていますので、短く願います。

○沓脱タケ子君 戦傷病者援護法をちよつと一言と思つていたんですが、時間になりましたので、きょうは終わります。

○乾晴美君 私、援護法の方から先に質問させていただきます。

中国孤児の帰国後、就職なさっておりますけれども、何らかの理由でやめられた方がいらつしやるわけなんです。就労しない理由というのが「病気のため」というのが三五・七%、「日本

語が十分にできないから」とおっしゃる方が三・四%というふうなことです。

就職を全然しなかったという人は非常に少ないようなんです。今でも帰国後就職しなかった方々の理由の中にも、「日本語が十分にできない」という方が五四・九%、そして「病気のため」という方が一九・三%、「できる仕事がない」という方が八・二%だということですが、そのうち就職していただけたけれども離職した人も就職してない人も、日本語が話せないということが非常に大きな原因になっているというふうに考えるわけなんです。

それで、ちよつとお尋ねするわけなんです。日本語教室というのは全国でどれくらいあるかというのを聞いてみたいと思ひます。それには授業料が要るのか、民間でやっているのか、いわゆる公のものなのかということも聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(岸本正裕君) 先生のお尋ねでございますけれども、日本語教室が全国でどのくらいあるかということについて、私も今把握をいたしておりません。

○乾晴美君 帰国された方々が日本語を習得するときに、語学教材といひましようか、テープレコーダーとかカセットとか学習書というふうなものを配付してあげるとかというふうなことはしているんでしょうか。

○政府委員(岸本正裕君) 先生御承知と思ひますが、孤児が肉親捜しで訪日調査をいたしました際には、テープつきの日本語教材とラジオカセットを贈呈しているわけでございます。そして中国に帰ってから、中国在住から日本語の学習をしてほしいという気持ちで贈っているわけでございます。

○乾晴美君 日本語教室が全国でどれくらいあるかわからないとおっしゃるわけなんです。日本語のそういう学習のためのいわゆる学習する側の方と、それからまた指導する側の方の国の対応はどうなっていますでしょうか。

○政府委員(岸本正裕君) 日本語教室というのは外国人がたぐさん日本にも参つておりますし、いろいろの方が日本語を学んでいると思ひますので、私も把握しております。けれども、中国からの帰国孤児並びにその世帯が日本に定住をする、その場合に今先生おっしゃるとおり自立のための基礎的な要件として日本語の習得というのは非常に大事なことであると思ひます。

今申し上げましたように、訪日調査をした際にテープとカセットをお贈りしているわけでございしますが、孤児が帰国した場合には、まず全国にありますが、定着促進センターに滞在するわけでございしますが、ここで四カ月間集中的に日本語の習得のための研修を行っているわけでございまして、さらに四カ月たつて、修了後におきましてはそれぞれ定着地に行きまして、そこで自立研修センター等への通所によりまして八カ月間の日本語研修を行うということにいたしているわけでござい

ます。このように帰国後一年間を通じて日本語指導、日本語教育を行うことによりまして帰国孤児等の早期日本語習得を図っております。これによりまして約半数の方々が帰国後一年で買物をする、交通機関、郵便局、銀行等々におきまして日本語での会話で自分一人で用を済ませることができるようになっているわけでござい

ます。○乾晴美君 それじゃ指導している側の方の対応はどうなっていますでしょうか、指導者。

○政府委員(岸本正裕君) 定着促進センターでは日本語を教える専門家がおりまして、そこで先生として、そういういろいろなグループに分けまして、年齢別とか能力別に分けまして四カ月の集中的な勉強をしていただくわけでござい

ます。また、地域に入りましてからは、自立研修センターで通所によりまして自立指導員等が中心になって日本語の研修を行っているわけでござい

を正しく理解をした人が教えるということが必要だと思っております。私どもはそういう意味でこの研修センター等でのいわゆる日本語の講師、こういう方々のそういう面での資質を向上するということから専門家にいろんなマニュアルの作成を頼んだりいたしまして、それをもとにして研修会等をやっているところでございます。

○乾晴美君 よくわかりました。

それでは、次の問題に移らせていただきますが、政府が昨年七月にサハリンの残留邦人の現地調査をなさったということで、その際四カ所面接をされたと先ほどおっしゃっていただきましたけれども、その人たちは一時帰国をほとんどの方が希望されたということなんですが、その方々の一時帰国の状況はどういうふうになっておりますでしょうか。

○政府委員(岸本正裕君) 昨年七月に樺太残留邦人の調査におきまして、百七人の方々と面接調査を実施いたしました。このうち一時帰国を希望した方は百名でございました。これらの方のうち平成二年度までに一時帰国をした方は、これらの方に絞りますと三十四名ということでございます。

本年五月三日に集団一時帰国をする予定がございまして、これは八十七名でございますけれども、そのうち先ほどの面接調査をして希望した方々は三十二名入っているということになりました。それを合わせますと六十六名一時帰国をされるということになります。

○乾晴美君 一日も早く希望された方が全員こちらへ来れるように御配慮をお願いしたいと思います。

今後、政府は再度サハリンでの現地調査をなさいます御予定がございましてどうか。

○政府委員(岸本正裕君) 昨年七月に現地調査を行いましたときに、サハリン州当局及び訪問した四カ所の市当局に對しまして、現地調査の実施期間中に調査会場においでいただけなかった邦人の方々に對しまして、申し出があった場合にはサハリン州当局及び訪問した各市の当局に調査票を託

してまいりました。それに記入をしていただいた上で厚生省まで送付されるように依頼をしたところでございます。本年三月までに既に十七名分の調査票が私の方に届いております。

また、調査会場に來場された邦人の方々に對しても伝言で、他のきょう来れなかった方々に對してもこの旨を伝えてほしいという依頼をしてありますので、今後さらに現地調査を実施する必要は今のところないと思っております。

○乾晴美君 はい、よくわかりました。

ちよつと時間の関係で、私次に児童手当法の方に移らせていただきます。

午前中から皆さん、各委員がおっしゃいましたけれども、私も児童手当というのが第一子から支給されるというのは非常に評価したいなと思つたわけなんですけれども、三歳未満に支給範囲が狭められたというのは納得できぬなというふうに思います。子供の養育に本当にお金がかかるのは三歳未満でなくて学校へ行き出してからも随分かかるのではないかとということで、子供を持つ家庭にとつて何が本当に必要なのかということを考へての施策であるならば、親のニーズからも合つてないのではないかなというふうに思います。児童養育家庭の生活の安定を図り、児童の健全育成、資質の向上に資するということの本来の目的からいへば、西洋諸国並みに義務教育が終了するまで児童手当を支給すべきだと、それがだめならせめて現行の小学校の就学前までにしなきゃいけないというふうに私も思っています。

今までは厚生省の方ばかりにお伺いをしていましたので、私は今度大蔵省の立場からどうなのかということをお聞きしてみたいと思つております。

児童手当のあり方は財源とも関係あるということとは私もわかりますけれども、これまでの制度の推移を見てみますと、現行の五千円というのは昭和五十年以降据え置かれておつたということで給付の総額も一千五百億円程度とほとんど変化してないというわけで、特に国庫負担の状況を見ま

すと、先ほど同僚議員が言いましたように、かなり減少してきていてはないか。この国庫負担の推移がどうであつたかということ、国庫負担が減少しているその反面に事業主の方の負担が増大している、こういったことについて大蔵省はどのような御見解を持っておられるか、お聞きしてみたいと思つております。

○説明員(渡辺裕泰君) 児童手当に對する国庫負担の額でございますが、通常公務員に係る部分を除いて御説明をしておりますので、そのベースの実績でまず計数を申し上げます。

国庫負担の額は制度創設時の四十六年度の二十億円からスタートをいたしております。経過措置等の関係から四十七年度に百八十二億、四十八年度三百五十五億、四十九年度四百四十五億と増加を続けまして、五十五年度にはピークの七百四十七億円になっております。その後は減少に転じまして、直近の実績でございます平成元年度には二百九十九億円となっております。

五十六年度以降国庫負担が減少した理由は何かというお尋ねでございますが、大まかに申し上げますと次のようなことかと思つております。

第一に、オイルショックの発生後、御承知のとおり社会経済情勢が急激に変化したところで、国の財政も赤字公債に大幅に依存せざるを得ないという状況になったわけでございます。その中で行政改革の必要性というのが叫ばれてきたわけでございます。このような中で、臨時行政調査会から児童手当については公費負担に係る支給を低所得世帯に限定する等、制度の抜本的見直しを行うべしと、そういうような答申がございまして、これに沿つて所得制限を強化いたします一方で、この所得制限によりまして受給できない方々に對しまして、特例給付を実施するということで一連の制度改正が行われたわけでございます。これらの制度改正が国庫負担減少の理由の一つというふうに考へております。

第三は、自営業の方とそれからサラリーマンの方の比率が變つたことだということに考へております。すなわち、国庫負担が相対的に高い自営業の方が減少いたします一方で、国庫負担が相対的には低いサラリーマンの方が増加してきたことというのが三つの原因かと思つております。

以上、大要大まかでございますが、減少の理由を申し上げます。

○乾晴美君 税制のことまで言つていたら大変時間がかかると思いますが、私はもともこのサラリーマンと農家の方々の税の取り方というのか、二本立てになっているところにも疑問を抱いているわけなんです。次に進ませていただきます。

これも大蔵省にお聞きしたいと思つてます。今後急速に高齢化が進む中で、次代の我が国の社会を担う児童を健全に育成していくことは極めて重要な問題であるということで、児童の養育費を社会的に分担し、児童養育家庭に對して経済的な支援を行うという児童手当の役割というのは今後ますます重要になってくると思つてます。今後さらに児童手当の充実に向けての努力というものを私は行つてほしいと思つておるわけなんです。財政当局としては児童手当の充実についてはどのように考へていらっしゃるか。

○説明員(渡辺裕泰君) 今後児童手当についてはどう対応していくのかというお尋ねでございますが、あるいは厚生省からお答えした方がよろしいのかと思つてますが、財政当局としての考へ方を申し上げます。

私どもといたしましては、今後の財政状況全体の推移を見ながら、その中で社会保障予算全体をどうしていくか、特に先生おっしゃいました今後高齢化社会に向かつていくわけでございますが、その中で国民負担率がある程度上昇せざるを得ないという状況にございまして、上昇せざるを得ないわけにございまして、どうしたら社会の活力を損なわない程度にとどめ得るかということが社会保障予算全体を考へる上での基本かと思つておりま

す。

その中で、児童手当制度等の児童福祉施策につきましては、今回の児童手当制度の制度改正の効果を見た上で、他の社会保障施策との関連でどういう優先度をつけるかというように見地から適切に対応してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後とも厚生省とよく御相談をいたしながらやってまいりたいと考えております。

○乾晴美君 ありがとうございます。

それでは、今度厚生省の方にお伺いするわけなんです。午前中から問題になっておりました支給期間のあり方とか、それから支給額の問題、それから所得制限のことなどですけれども、徳島県に麻植郡鴨島町というところがあるんですが、そこに私の友達が住んでおまして、お子さんが三人いらっしゃいます。どんなぐあいがこの間隔りましたときに聞きまして、その一番下のお子さんが六カ月なんです。その方がエンゼルという保育所に通っているんですが、一カ月で四万六千円要するというわけで、ここで零歳から二歳までの間に給食とかおやつ代が入るとまたこれにプラス一万円要するようになってくる。現在は六カ月です。その一万円は要らないんですが四万六千円。下から二番目の子は三歳なんですけれども、この子は四万一千円、それにおやつ代と給食費がまた一万円要するので合計五万一千円要している。一番上のお子さんがぐみ幼稚園というところへ行っておりまして、これがまた三万四千円要するということです。これ全部足しますと十三万一千円要る、こういうことなんです。やがてその下の子どもがもう少し大きくなると十四万一千円払わなければならないということなんで大変だと思っております。

育児休業法案の方も所得保障はやらないというようにやっておりますし、この児童手当の方も非常に低いところで抑えられているというように、期間もそれから支給額についても再検討を行っていただきたい。制度本来の趣旨が生かされる

ような形で制度を見直していただけないかなというように、基本的な考え方というのを大臣から伺いたいと思っております。

○国務大臣(下条進一郎君) 基本的な考え方は先ほど申し上げておりますように、今児童が出生率の低下に伴って非常に少なくなっている。しかし、社会を構成していくのはお年寄りも大事でございますし、また若い方も大事であるし、後へ続く赤ちゃんも大事である。そういうことでございまして、この出生率の低下ということも社会構成の中から考えれば、我々としては非常に大きな問題としてこれに対処していかなくてはならない。そういう中で、生まれてこられる赤ちゃんが健康に生まれ健康に育つという環境をつくり上げていくというのが全体的に考えて一番の基本になっておるわけでございます。

その条件を整える一つといたしまして今御提案申し上げておりますのが児童手当の改正でございます。これだけで十分であるということとは申しません。しかし児童手当の目的に書いてありますように、児童手当が健全な赤ちゃんの育成、資質の向上等に寄与することを念願しながらこのような制度を導入しているわけでございまして、いろいろな各般の情勢からどこに重点を置いてこの制度を見直すかということを考えた場合に、御両親が若くして、あるいはまた所得もともとと少ないにかかわらず、今核家族でございまして、奥様が赤ちゃんを産んだことによって職を離れるというような場合も出てまいりますので、そういう点などを考えますと生計の中では一番影響を受けやすい、また影響の度合いが高い、そういうことで三歳未満の御家庭に重点的にこの制度を拡充していこうということで改正をいたしました次第でございます。

趣旨はそういうことでございまして、どうぞよろしく御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○乾晴美君 健康に生まれ育って、健全な子供を育成していくために児童手当も大事だということ

となんですが、私また視点を変えて、健康に生まれ育っていく、そのためには保育サービスというそちらの方の充実も大事ではないかというように思うわけです。

今回の児童手当制度の改正に伴って、福祉施設の事業として新しい保育サービスを実施されているというようにしてまいりますけれども、その内容と予算額はどうかになっていくのでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 新しい保育サービスは二つございまして、一つは夜十時ぐらいまで地域保育所をオープンする。これは一定の人数というところで、八時以降六人ぐらい子供が来ればそれを認めていこうということにいたしております。

その予算額でございまして、ことしの年度後半ということで考えておりますが、四億五千万円という予算額を考えております。なお一カ所当たりの金額につきましては、保育所一カ所当たり、これは平年度ベースでございまして、五百三十九万四千円の手当てをするというふうに考えております。

もう一つは、企業委託型保育サービスというものでございまして、これは深夜とか休日における企業の中につくる保育施設を社会福祉法人が運営を受託するというのを新しくやろうということにいたしております。この場合に社会福祉法人が受託のために相当の準備経費がかかりますけれども、それに着目した助成を国としてやろうというように二つの内容の新しい保育サービスを計上しております。

なお、後者の方の予算額でございまして、一億五千万円、これは八十二カ所分というところでございまして、ちょっと内訳でございまして、一社会福祉法人当たり百数十万円程度の補助額というふうに予定をいたしております。

○乾晴美君 児童手当の福祉施設事業というのは事業主の拠出金を財源にして実施されているというように思うわけなんです。今回の新しい保育サービスは児童手当の福祉施設で実施するということが適当としたその理由をお聞かせいただきたい

と思います。

○政府委員(土井豊君) お話のとおり、児童手当の拠出金財源を用いまして今の新しい保育サービスの予算を計上しております。

これは特別な就労形態でありますとか、特別な労働時間に対応するような特別のサービスという考え方、私も拠出金を出していただいております。事業主団体ともよく協議をして、それは非常にいいことだから協力しようという考えで御返事をしようとしたという経緯がございまして、ただ、お話のとおり保育サービスというのは非常に大きな広がりを持っておりまして、これは一般会計におきましても大変力を入れている行政の一つでございまして、例えば一般会計で措置費という形で保育所に金を出しておりますけれども、これは平成二年度が二千百一十一億に達しまして、平成三年度予算では二千二百九十四億という予算を計上しております。

また、いろいろな保育需要の多様化に対応する特別保育事業でございまして、これは措置費外の形でやっておりますが、四十五億に達しまして四十九億というふうに、そちらの面でも大変力を入れてきているところでございまして、全体として精いっぱい頑張っているという状況を御理解賜りたいと思っております。

○乾晴美君 私はもともとと公費をふやしていくべきである、いわゆる社会の子であり、社会が育てていかなきゃいけないということになれば一般会計の方ももつとふやしていくべきであるというように思います。

先ほどの御説明の中で、現在でも保育料が高いという声があるんですけれども、それを十時ごろまでの長時間サービスをやるといことなんです。が、この保護者の保育料は非常に高くなるんではないか、負担が高くなり過ぎるんではないかという心配があるわけなんですけれども、保護者の負担はどれぐらいにするというようにお考えなんですか。

○政府委員(土井豊君) 先ほど申しましたように、

年間五百四十万円程度の経費を見込んでおりますが、このうちおおむね四分の三は国が補助する。今の児童手当勘定の中の福祉施設費として補助をする。したがって、四分の一につきまして保護者からお金をちようだいするというふうに考えております。それは今の見通しでございすけれども、月一万一千円程度保護者からその分としてちようだいする。したがって、その場合に昼間の保育料につきましては、先ほど御指摘がございましたが、現在の保育料の徴収基準に基づいて出していたんだけど、それに夜の分として上乗せをしていただくという形でありますので、これはおのづから限界料があろうということで、今言った金額を予定しているところでございます。

○乾晴美君　十時まで保育するというのもうれ
しいことなんですけれども、乳幼児保育というこ
とももう少し考えてほしいと思うわけです。

例えば、昨年と本年と私二回にわたりまして産休明け保育について質問いたしましたんですけれども、そのいずれも産休明け早々に乳児を保育所ですでに入れておくことについては、乳児の身体的な問題あるいは心理的、情緒的な問題から問題があるというように中央児童福祉審議会ですか、その答申を引用されてお答えいただいたと思うんですが、この審議会答申が出たのはいつなんでしょうか。

○政府委員（土井豊君） 昭和三十九年十二月でございす。

○乾晴美君　そしたら、この答申が出たときと現在ではもう既に二十年以上の歳月がたつておるということになっておるんで、当時幼稚園に預けられておった子供というのはもう既に成人して大人になつてゐるということになるわけなんです、この二十年の間に女性の就業率を初めとして、女性と子供をめぐる環境というのは非常に大きく變つてきたというように思ひます。それにもかからず、この答申でいつもお答えいただくというのとはちよつと時代錯誤とまで言つたら言い過ぎるかも知れないんですが、そういうふうに思うわけ

けです。もっと産休明けの保育の実施について思い切って検討していただくというか、実施していただくという方向にはなりませんでしょうか。

○政府委員(土井量君) 乳児保育自体につきましては、既に御案内のとおり大変力を入れておりまして、平成三年度予算では五千六百六十二カ所、六百六十一カ所対象箇所をふやしております。これは保母さんが六百六十一人ふえるというような、そういう内容でございます。

したがって、乳児保育自体の努力は私ども一生懸命頑張っているつもりですが、ただ、乳児のうち何カ月の赤ちゃんをお世話するかという問題はかなりこれは専門的な部門もございまして、私どもいろいろ専門家にお話を聞いているん

ですけれども、三カ月未満の赤ちゃんの身体的な、あるいは情緒的な発達的事情というのは、確かに二十年ぐらい前の話ですけれども、その当時と今日と変わっているのかという点については必ずしもそうであるというような考え方ではなくて、いろいろ問題もあるんではないかという意見を現在でも聞いております。そういう意味で、古くて新しいようなことでございますけれども、その点についてはなかなか現実問題として対応が難しいんじゃないだろうか、そんな感じを持っております。

ただ、一部保母さんに特別の研修を行って、産休明けの赤ちゃんを預かるというものも地域によつては若干出てまいっている、そんな状況でございます。

○乾嘯美君　三カ月以降はいんだけれども、それより以前は非常に難しいということなんです。が、結局現実問題として労働の実態からそぐわないために、多くの母親は一般的に劣悪なといましようか、無認可の保育所とかベビーホテルに子供を預けていくということが起こっているわけなんです。ですから、そこら辺の対応も大切ではないかと思ひます。産休明けの保育とか乳児の延長保育というのは認めていってほしいというように私は思ひます。

今回 育児休業法案が提出されて、そして勤務時間の短縮等の措置が盛り込まれておるわけなんですけれども、現実には八週間の産休、それから一時間の育児休暇というのがあるわけなんです、それさえもなかなかとれないという勤労者もいるわけなんです、育児休業法の法制化を理由に、これがまた乳幼児保育の延長とか長時間保育の進みかともなるといふようなことになったら大変だなというふうに思うわけなんです、そこら辺の御見解を厚生大臣からお伺いしてみたいと思います。

○国務大臣(下条達一郎君)　　そういう御心配のないように努力してまいりたいと思うわけでありますが、女性の就労形態の変化に伴う保育需要の多様化に対応いたしまして、厚生省といたしましては従来より乳児保育、延長保育等の特別保育対策の推進に努めてきたところであります。

平成三年度におきましては、乳児保育等の特別
保育対策の一層の充実を図るとともに、児童手当
制度の中で一般の認可保育所において夜十時ごろ
までの保育時間の延長を行う長時間保育サービ
スなどを新たに実施することとしたしております。
御承知のとおりでございます。

今後、育児休業が法制化されても、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、保育事情に対応したきめの細かな保育サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

○乾晴美君 次に、病児保育の方もお願いしたいと思うわけなんです、病児保育の現状はどの程度把握されていますでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 個別の事例については若干承知をしておりますけれども、全体的な状態については把握をいたしておりません。

○乾晴美君 本年度から東京都の狛江市においても、市の運営費の助成によって病児保育が始まったということが報じられておりますけれども、本来的には家庭で親の介護で安静にして養生するというか療養するということが非常に望ましいということとは言うまでもないわけなんですけれども、

就労において介護休暇とか介護権というのが、そういうものが保障されていない現状にあるわけですから、病児保育の検討というのはぜひ必要だということに思っています、いかがでしょうか。

○政府委員（土井豊君） 介護休暇と今御指摘がございましたが、そのような雇用面における子育てに対する配慮というものについては大変大事な事柄であると思っております。ただ、保育所サイドの問題というものにつきましては、いろいろ私も研究しておりますけれども、なかなか難しい問題があつて限界があるのではないかと、今

日そんな感じにいるところでございます。

○乾晴美君 私も子供二人育てたわけなんですけれども、下の子が非常に決まり切った病気で、ぜ

んそくというような形なんて友達にうつすとかい
うんじゃないんです。朝少しだけ苦しい、その
ときでも学校を休んで看病しなきゃならぬとい
うようなことがあります。病原がはつきりしてい
るような場合は預かっていただきたいなと切実に
思っていたわけなんです。高齢化が進んでいく中
で、現在でも保健とか医療とか福祉の総合的施策
の推進が叫ばれているわけですから、児童にとつ
てもこの問題は切実であるというふうに思いま
す。病児保育はまさに保健、医療、福祉の総合化と
いう観点から検討していただきたいというように
お願いをして、私の質問を終わらせていただきま
す。

○勝木健司君 今回の改正案につきましては、既にポイントと思われる点については相当質疑が行

われておるわけであります。若干重複する点があるかもしれませんが、我が党としての立場を踏まえた上で具体的に幾つか御質問させていただきます。

まず第一点は、厚生省はいわゆる合計特殊出生率が平成元年に一・五七人ということで統計史上最低になったということを受けまして、子供が健やかに生まれそして育つ環境づくりをすることを当面の最重要課題とされております。また、この

調査結果から、理想とする子供数は三人なの二人以内の家庭が多いのは、第一点は子育てにお金がかかる、第二点は育児の肉体的、精神的負担、第三点は家が狭いというのが主な要因と分析をされておりました、この中の経済的負担を少しでも改善しようというのが目的であるというふうに関心しておられるわけですが、現行の小学校入学前まで支給しているものを三歳未満に引き下げていく、そして支給範囲を狭めようとするのは、子供の養育に本当にお金がかかるのが果たして三歳未満であるのかどうか、そしてまた子供を持つ家庭にとって何が本当の援助になるのかということ、を十分考えた上での回答にはなっていないんじゃないかというふうに私は思えるのであります。

理想子供数三人という親の四割近くが三人目をあきらめている背景には、子供を持つ費用と費用の変化があるというふうに思うわけであり、経済学では子供を持つ主な三つの費用ということ、第一点は子供を養育するものとする消費財費用、労働力としての生産財費用、そして親の老後保障の費用が挙げられておられるわけであり、現在の日本では、出産期にある有配偶女子の中で九割が老後保障の費用を挙げておられます、また一割が生産財費用を認めているにすぎません、大半が消費財費用のみを子供の中に見出しているものであります。

そして、これらの女性の約七割近くが子供をもう欲しくないというふうに出ておられて、その主な理由として圧倒的に子供の教育費を挙げておられるわけであり、大都市圏では住宅、住宅ローンの負担など第二の理由を挙げておられるもの、国全体としては教育費の負担というものが極めて大きな出生抑制の要因を形成しているということであるわけであり、厚生大臣はこの結果につきましてどのようなお考えをお持ちか、まずお伺いをしたいというふうに思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 子育てがこれからの日本の社会を健全に発展させるための非常に大きな問題であることは、委員の御指摘もありませんが、

私も全く同感でございます。その障害になつている問題について今委員から三点の御指摘がございました。私は、それらの要素も確かに大きな障害の要因と思ひますけれども、やはり世界観と申しますか人生観と申しますが、そういったものの違いも以前と今日とは若干違つておるんではないか、そういう面もあわせて考えていく必要がある、こう思います。

そこで、今日ではかつてのように自分の子供を労働力として使用したり、老後の世話をしてもらうということに期待することは割合に少なくなつていり、一方で、子供数の減少や生活水準の向上によりまして子供一人当たりにかかる教育費を初めとした費用や精神的な負担も大きくなつていり、これは委員御指摘のとおりでございます。

一方、子供は将来の社会の担い手であり、社会保障システムを健全に運営していくためにも子供を健やかに産み育てることが重要であります。このため、子育てに伴う負担を家庭だけに負わせるのではなくして、社会全体の問題といたしまして積極的に子育てを支援するための環境づくりを努めていく必要があるものであります。こうした環境づくりを進めることによりまして、親たちにとつても子育てそのものが楽しく感じられ、子育てに精神的充実を見出せるという望ましいあり方になつていくものと考えておるわけでございます。

○勝木健司君 また別の、昨年一月に厚生省が行いました児童家庭施策の充実に関する有識者調査結果によりますと、児童手当の支給期間についてであります、現行どおりでよいとするものが三七・六%、そして中学卒業まで支給すべきであるとするものが三五・九%、支給額を厚くするために支給期間を例えば三歳未満に重点化してもよいというものはわずか一六・〇%にすぎなかったわけであり、

そこで、厚生省はこの有識者調査結果をどのように受けとめられたのか。そして、この有識者調査結果にもかかわらず、なぜあえて三歳未満の引

き下げに踏み切られたのか、見解をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(土井豊君) ただいま御指摘のとおり、有識者調査の結果につきましては、先生お話がありましたような数字が出ております。私ども、今回の有識者調査全体として、これは中央児童福祉審議会における議論の場には十分御報告申し上げまして、いろいろ御議論の参考にはしていただいた次第でございます。そうした中で、先ほど来御説明申し上げておりますけれども、今回の改正内容としたしましては、第一子に支給対象を拡大したということ、これを重要な課題として位置づけまして、全体として財源問題にもらみながらどのような形の答えを出せばいいかというような形で昨年十二月、意見具申をちょうだいいたしまして、御提案申し上げているような内容の案を固めた次第でございますので、全体としての御理解を賜りたいと存じます。

○勝木健司君 厚生省はいろいろな答弁の中で、支給期間を経済的な支援の必要性が高い三歳未満の時期に重点化をするということで支給年齢を引き下げたことを説明いたしておられますけれども、三歳未満が最も経済的支援の必要な時期というところ、それが本当なのか、誤っておるんじゃないか、真の意味での親のニーズに合致していないというふうに私は思うわけであり、

支給期間を三歳未満にしたことは何のための改正だったのか。そしてまた、制度の目的からすれば制度本来の趣旨に反するものと断ぜざるを得ないなというふうに思うわけであり、実際に子供の養育費の負担が重くなる時期に児童手当の支給が打ち切られることになつてしまふわけであり、こうした生活実態とのずれを厚生省は一体どのように認識されておられるのかお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(土井豊君) 確かに、子供にかかる経費という面では小さいときが一番たくさんかかるというものではないと思ひます。ただ、先ほど来申し上げてまいりましたとおり、子育てのために親が働

けなくなるといふような収入減という一面もございます。それからまた、もう一つは賃金体系における年功序列型というふうな要素もございます。そういう意味でプラスマイナス両面あるかと思ひますけれども、そういう意味で総合的に三歳未満が一番大変であろうというふうな考え方をとつた次第でございます。

○勝木健司君 児童手当は制度創設当初は第三子以降の児童を対象に中学を卒業するまで支給されておつたわけでありまして、昭和六十一年の改正で第二子以降の児童を対象に小学校就学前までとするというふうに改められ、さらに今回は支給対象を第一子に拡大する一方で、支給期間を三歳未満にしようとしておられるわけであり、私は、これでは余りにも何か計画性のない、場当たり的ではないかというふうに思ひます。明確な将来ビジョンを示した上でその実現に向けて制度の充実を図るべきではないかというふうに思うわけであり、

厚生大臣の御所見をお伺いしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(下条進一郎君) 今回の児童手当の改正は、将来を展望して一応我々たちのビジョンを持ちながら検討した次第でございます。

児童がどの段階で負担になるか、これはもう金額自体をとらえれば年が大きなものになつたが費用がかかることは、小さいときよりは多くなることは御承知のとおりでございます。しかし、先ほど来御説明いたしておりましたように、親御さんとその子供さんの関係では一番小さい赤ちゃんのとき、あるいはまだ一歳未満あるいは二歳、三歳というあたりは親御さんの所得は共働きをされる場合でもかなり低い水準でございます。しかも、赤ちゃんを産まれた後は核家族でないというところもあり、先ほど来お話がありましたように、乳児保育の制限などもありますので非常に御負担が高い、しかも場合によっては片方の方が一時仕事をやめざるを得ないという場合も起こつてまいりますと、その場合の若い方の所得の中の打撃は非常に深刻なものであるということから見ま

すと、これはやはり三歳未満のところが一番大きいのではないかと、このように私たちは考えております。

今委員御指摘のように六歳ではどうか、あるいはそれ以上といういろいろな御議論もございませうけれども、その場合には共働きの条件により整ってまいりますし、得られる所得もまたそれ相応に上がつてまいりますなどを勘案いたしまして、私たちといたしましては重点的に、しかも第一子というものを今後重視いたしましてその改正を図り、少しでも健やかに生まれ育つ条件を整えるように努力してまいりたい、このように考えた次第でございます。

○勝木健司君 この児童手当法は一九七一年から実施をしておられるわけですが、その内容は諸外国に比べて非常に立ちおくれしておるように思っています。そこで、この手当の額は西欧諸国などと比べて妥当な額なのかどうかをお伺いしたい。あわせて、我が国は理想子供数三人という親の四割近くは三人目をあきらめておられるわけですが、出生率を回復しつつありますシンガポールでは大型児童手当として第三子以上の出生に対して二万シンガポール・ドル、日本円にして百五十万円で与えられるケースもあるわけでありまして、第三子以上に対してもっと増額してみれば、だということに考えるわけですが、見解をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(土井豊君) ヨーロッパの支給金額でございませうけれども、御案内のとおり第一子につきましては、日本との比較で申しますと、比較的似ているのが西ドイツでございまして、この時点での換算で四千二百六十円という金額になっております。なお、フランスは第一子は支給対象になっていません。

それから第二子以降でございませうけれども、大体ヨーロッパの国では通増方式という国が多ございまして、一万円から二万円、スウェーデンなんかの場合にはさらにもっと大きい金額というのが支給されているところでございます。

ただ、いろいろ御説明申し上げて恐縮でございますが、税制との関連等で日本の所得控除というのをどういうふうに変算するかといったような観点での見方もあろうかと存じております。

次に、シンガポールでございませうけれども、お話のとおりシンガポールは一九八六年出生率が非常に低下しまして、一・四二という非常に低い水準になりました。それが私どもの手元では一九八八年というものが一番新しい数字で一・九八というところに回復をいたしております。それでシンガポールの場合は中国系、マレー系、インド系という三つの民族があるようでございまして、それぞれ違ひがあるようでございまして、全体としては今のようになっているところでございます。

なお、シンガポールでは、そのためにお話がありましたような所得税の控除というのが二万シンガポール・ドル、約百五十万円というふうになっておりますが、これは多分所得税の所得控除の額ではないかと思ひます。ちよつと私もそのところの詳細はわかりません。あるいは小学校登録の優先というところで小学校へ入るときの優先的な登録という仕組みとか分岐費の補助、住宅割当などの優先、これは子供を三人以上産んだ場合に優先割り当てをする、それから結婚した女性公務員が特別休暇をとれるとか、あるいは何とないまじょうか、大学卒の男女が知り合う機会を促進するための何か集団的な交際の機会の場を提供するとか、さまざまなことをシンガポール政府としてはやっているようにございまして、これらのいろいろなものもろのものが影響して先ほど言ったような出生率の回復というところにつながったのではないかとというふうに伺っております。

○勝木健司君 次に、特例給付、特例措置についてお伺いしたいというふうに思ひます。

昭和五十六年の臨調答申を受けて五十七年から所得制限の強化及びサラリーマンを対象とした特例給付の支給が行われておられるわけですが、昭和六十一年の改正の際に平成三年五月までという

期限つきで延長してきておられるわけがあります。今回の改正案では、特に期限を明示してありませんで、「当分の間」継続することとしたしておられるわけですが、「当分の間」とした理由をまずお聞かせいただきたい。あわせて、この「当分の間」とはどのくらいの期間を考へておられるのか、お伺いしたいというふうに思ひます。

○政府委員(土井豊君) まず、六十年改正の時点で、平成三年六月までということと昭和六十五年度というところで、そのような規定の仕方になっております。これは国の財政再建期間の完了するめどということと昭和六十五年度までということとでございまして、ところが、今日おかけさまで、財政状況は非常に厳しゅうございませうけれども、赤字公債依存体質というものは一応脱却しているという状況に立ち至っております。

それから一方、特例給付の基本的な必要性というものは一定の所得制限で適用した場合に、自営業者の子供が支給を受ける割合とサラリーマンの子供が支給を受ける割合が大きく違うというものを何とか解決しようということが特例給付という考え方の基本であらうと私も認識しております。そういう意味で今回は一定の財政再建期間完了といったようなよりどころがなくなったというような事情も考えながら「当分の間」というような規定の仕方をした次第でございます。

なお、「当分の間」というのは、私どもとしては考え方としては今申しました実態的な問題が残ればそういう特例給付という仕掛けがあるいは必要なのではないか、いつまでにこれをやめようというふうな形のものはないんではないかというふうな考へていく次第でございませう。

○勝木健司君 特例給付はもう全額事業主が負担しておられるということで、特例給付を実施する結果は事業主負担というものがますますふえる一方でありまして、国庫負担が大幅に減少しているというのが実態であらうかというふうに思ひます。現在ほとんどの企業が家族手当を支給しておられる上に児童手当のための二重の提出を今現在強い

られておられるわけでありまして、しかもこの児童手当の実績を見てみましても一貫して事業主負担ばかりがふえ続けておられるということで、国庫負担は減少の一途をたどっておられるわけでありませう。

諸外国におきましても、この財源につきましてもは全額国庫負担で賄われるのが通例じゃないかと申すように思っております。あわせて、児童の健全育成という児童手当の趣旨から考へても当然全額国庫負担で行うべきじゃないか。早急に特例給付のあり方を見直し、本来の費用負担に戻すべきであるというふうに考へるわけでありませうけれども、厚生大臣の見解をお伺いしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(下条達一郎君) これは先ほど来事業主負担のことも若干触れられておりますけれども、特例給付は被用者が生計の資を事業主から支払われる賃金に専ら依存しているなど、自営業者と異なる特有な事情に着目して支給されておるものでありまして、被用者と非被用者にと共通する所得制限の限度額を定めることにより生ずる支給率の不均衡を是正する役割を果たしている、このように解釈いたしております。国の財政事情等、今日の社会経済情勢を踏まえれば、引き続き特例給付は今のところ継続するのが適当ではないか、このように考へております。

○勝木健司君 児童手当制度は施行後も見直しと称して支給年齢を次々に縮小するなど後退をしておられるのではないかと申すように思ひます。今回の三歳未満への支給年齢の引き下げもその路線を引き継いだものであるように思ひます。ありまして、衆議院で見直し規定が入りましたけれども、また見直しと称して後退するのではないかと申すように私どもは危惧を感ずるを得ません。改正時期も含めて支給期間を就学時まで回復していただくように明確にしたいと思ひます。また、先日の育児休業法案の審議におきましても、私は社会保障給付の財源のあり方を取り上げ

たわけでございます。児童手当制度が今日までなかなか定着してこなかった背景の一つには、財源負担の問題があるというふうに考えられます。三年後の児童手当制度の見直しの際には、今申し上げました趣旨を踏まえて制度の見直しを図っていただきたいというふうに思うわけでありますが、あわせて御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 今回の改正は、御承知のように調整期間を置いております。そして平年度化するまでの間、各年のなだらかな、衝撃を緩和する措置を講じておりまして、それに要する年限が約三カ年かかる、こういうことでございます。

したがって、その間における今回の改正がどのように受けとめられ、またどのような形で浸透していくか、またあるいはそれに伴うところのいろいろな問題点がどのように出てくるかということとを、我々は今の三年を超えたところのなるべく早い時期に見直すということとをこの間の改正で決めたにいたるわけでございます。衆議院の段階で、その中で私たちは、一番大きなことはやはり給付がどうあるべきか、あるいは提出がそれに伴ってどうあるべきか、さらにまた今御指摘の支給年齢の問題等を総合的にその時点で再検討いたしましてこの制度の充実を図ってまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○勝木健司君 次に、もう一つの法案について若干質問させていただきますというふうに思います。

このたびソ連の元首として初めてゴルバチョフ大統領が我が国を訪問されたわけであります。今後の日ソ関係に新たな段階がもたらされたものと私たちも理解をいたしておりますが、こうした状況のもとで、これまで日ソ両国間のわだかまりとなっておりましたシベリア抑留中の死亡者問題についてもその解決に向け日ソ両国で十八日夜に合意がなされたところであります。その協定調印式において抑留中死亡者名簿が引き渡されるなど一定の前進が見られたことは、関係諸族のお氣

持ちを考えるとまことに喜ばしいことであります。

そこで、このシベリア抑留中死亡者名簿については御遺族からも強い関心が寄せられていることと思いますが、こうした御遺族の心情を踏まえ名簿を扱っていく必要があるというふうに思います。名簿の翻訳作業、そして名簿の照合などの作業が今後必要になってくるというふうに思いますが、厚生省としてどう取り組んでいこうとしておられるのか、いつごろをめどに遺族に伝えることができるのかを含めてお考えをお聞かせしたいというふうに思います。

○政府委員(岸本正裕君) 今回ソ連側から提出されましたシベリア抑留中の死亡者名簿につきましては、私も早速翻訳作業に取りかかったわけでございますが、コピーの状態が混乱をしているというようの中身もございまして、今確たる時期を区切って申し上げることができかねるわけでございますけれども、おおよそのめどをいたしましては、五月の中旬ぐらいまでに翻訳作業を終了したい。そして引き続きまして、当局保管の資料との照合を行いつつ、名簿記載者の本人の特定ができましたものにつきましては、これも恐らく本年の暮れぐらいになるかと思っておりますけれども、都道府県別の名簿を作成したいと思っております。そして御遺族に對しましては、都道府県別の名簿をもとにしまして、都道府県を通じて名簿の記載内容をお知らせするというようにしたいと考えております。

○勝木健司君 この名簿はこれまでの戦後処理なり援護行政に對してどのような影響をいたしますか、効力を有するのをお伺いしたいというふうに思います。

例えばこの名簿が効力を有することになりますと、今まで行った補償を訂正したり、新たに補償をするというふうな問題が生ずるのであります。その他どのような問題が考えられるのかお伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(岸本正裕君) シベリアの抑留中に死亡した方々につきましては、恩給法、援護法等によりまして従来から遺族年金等を支給しているところでございます。これらの制度が私ども十分に周知をされているだろう、十分と言えなくても相当地に周知をされていると思っておりますので、今回ソ連側から提出を受けたこの名簿によりまして新たに相当数の対象者の適用漏れ、こういうものが出てくるというふうには考えていないところでございます。

ただ、仮に御指摘のような適用漏れというふうなものも確認をされましたときには、その遺族からの申請を待ちまして、他の死亡者の場合と同様に援護法の適用をしていきたいと考えております。

○勝木健司君 大臣にお伺いをしたいというふうに思いますが、今回のゴルバチョフ大統領の訪日によりもたらされましたこのような新しい状況を踏まえまして、遺骨の収集とかあるいは墓参に今後どのように取り組む方針でありますか。また、遺族の方も大変高齢化しているというふうに思われますので、迅速な対応が求められてくるというふうに思いますが、厚生大臣の決意のほどをお聞かせしたいというふうに思います。

○国務大臣(下条進一郎君) シベリア抑留中の死亡者名簿の引き渡しは委員御指摘のように最近行われました。また遺骨収集、墓参等のシベリア抑留中死亡者問題については、これまで日ソ両国間において大きなわだかまりとなっておりました。人道上的見地からも早期に解決すべきとの立場から、従来よりソ連政府に強く働きかけてきたところでありまして、このたび日ソ両国政府間でこれらの問題の処理に関する基本的な枠組みについての協定が先日締結されました。また抑留中死亡者に関する名簿及び埋葬地資料の提供があったところでもあります。ただ、この資料は今政府委員から御説明いたしましたように、非常に雑なコピーでございます。また中にドイツ人の名前も入っているというふうな、整理がまだ十分でございませんで、翻訳をし整理をするというところで

全力を挙げて今整えるようにやっておりますので、これによりまして、これまで必ずしも順調に処理されていなかったシベリア抑留中死亡者問題の解決に向け前進があったと受けとめております。これを機会に、関係御遺族の心情を十分に踏まえまして、本問題の解決に向けさらに真剣に積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○勝木健司君 余り時間もありませんけれども、次に、中国残留孤児対策についても触れてみたいというふうに思います。

私自身も中国の大連の出身でありますので、中国残留孤児の問題は他人ごととは思えないわけでありまして、こういう立場で例年質問をさせていただいておるわけであります。中国孤児の定着自立の支援策とか、あるいは経済的な意味での支援はもちろんのことでありますけれども、いわばソフトの面、心の問題について厚生省としてどのような取り組みを現在されておられるのか、また今後されていくのかお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(岸本正裕君) 今、帰国孤児世帯の定着自立を促進するためには、定着促進センター及び自立研修センターによりまして一年間の自立支援体制をとっているわけでございます。ここでは、日本語教育と生活指導、就労指導、これが三本柱であるというふうに考えておるわけでございまして、そのための指導内容の充実につきましては、先生今御指摘になりましたようないろいろな生活習慣、文化の違いから来るギャップを埋める心の問題を視野に入れた対応策を考えていかなければいけないというふうに考えております。

それで、具体的に幾つか申し上げますと、定着促進センター及び自立研修センターの職員を対象といたしまして、平成二年度から、精神保健の専門家の研究成果を踏まえまして適切な指導方法の研修会を実施しているところでございます。またそのほかに、このような生活環境が大きく

変わった、こういう方々の特性もよく理解した上で効果的な指導や接遇を行うということが必要でございませう。そのために孤児やその家族に対する指導は、日本語の指導、就職の指導、それからソーシャルケースワーク等々につきましても指導のマニュアルを作成しているところとございませう。

また、平成三年度からは全国四カ所、特に自立困難なケースというものがあつたところとございませうけれども、こういう自立困難なケースの方々につきましても、都道府県とか福祉事務所等のほかに、必要に応じて心理学でございませうとか精神医学等の専門家も支えて、一体となつて個別の問題の解決を図るということにしております。そして、その結果を全国の指導を担当される関係者の方々に示しをして自立の促進を図つていこう、こういうような事業も考えているところとございませう。

○勝木健司君 時間が来ましたので、終わりたいというふうに思います。

昭和二十七年の援護法が制定以来、その給付水準が逐次改善されてきたことは非常に喜ばしいこととありますが、その一方で、戦後四十六年を経た今日でも、いまだに障害年金などの請求があるというふう聞いております。援護法の対象者は高齢化をいたしておりますので、潜在的な受給者が速やかに請求がきますように一層の制度の周知徹底を図るべきであるというふうに思います。大臣の見解をお伺いして、質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 四十六年経過して、今なおいろいろな問題があるということでは、今議員の御指摘のとおりでございまして、援護年金の受給資格者が確実に年金を請求できるように制度についての周知を図ることが重要であることは十分認識いたしております。そのため、厚生省にいたしまして「民生委員児童委員のひろば」に広報記事を掲載するなど広報に努めるとともに、都道府県に對しても会議の場等、さまざまな機会をとらえまして制度の周知を図るよう要請して

きているところでございませう。

御指摘のように、対象者の高齢化が進行している状況にかんがみ、対象者が速やかに請求を行うことができるよう、今後とも制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○勝木健司君 ありがとうございます。

○西川潔君 私は、まず援護法の方からお伺いしたいと思ひます。

昨年六月十二日の社会労働委員会の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案審議の場、私自身お伺いしたところでございませうが、このときは、各党の先生方からも御質問がございませうした中国残留婦人の方々に對して、残留の孤児の皆さん同様温かい手を差し伸べていただきたいというところをお願いしたわけですが、特に残留婦人が一時帰国される場合の滞在費を国費で負担していただく、こういうふうにお願ひをいたしたいたしました。平成三年度の中国残留孤児等対策予算の中に新規施策として中国残留婦人等の一時帰国者滞在費という項目がございませう。予算が計上されておりました、その内容について詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(岸本正裕君) 従来、中国残留婦人等の一時帰国は内親が受け入れる、そして日本での滞在中のお世話を行うというところでございませう。ところでございませう。戦後四十五年という時の経過によりまして、親でありますとか兄弟というような近親者がいなくなつてきていませうとか、また在日親族の理解が得られないというようなことがございまして、在日親族以外の第三者が滞在中のお世話をする場合がふえてまいつております。

このような状況にかんがみまして、これらの第三者が一時帰国旅費の申請手続及び日本滞在中のお世話をする場合には、今年度から一時帰国する中国残留婦人等に對しまして、それぞれ二週間程度の日本国内の滞在費をいたしまして十三万円を定額支給するべく予算措置をしたところでございませう。これによりまして、中国残留婦

人等の一時帰国が円滑に行われることを期待いたしております。

○西川潔君 ありがとうございます。我々がお願いいたしましたことを早速予算に計上していただきました、本当に感謝をいたします。

中国残留婦人の方々は、終戦当時十三歳以上の方々でございませうので、現在ではもうすぐ六十歳の高齢になるわけですが、このような方々に対して心温かい施策を今後とも続けていただきたい、こういうふうに思つておりますが、大臣一言お願いいたします。

○国務大臣(下条進一郎君) 残留婦人の御心情を思へば本心に心痛む思ひでございまして、この各種援護施策の充実が当然図つていかなければならぬ、このように考えております。

実は昨日、残留婦人の帰国を前にして、百名近い方でしたか、おそろいで私のところへおいでいただきましたとお会いいたしました。いろいろとお話も承りましたけれども、余りに感動と申しますか、感きまわつてほとんどの方が泣かれるばかりでございませう。私も、もう何をお慰め申し上げていいか言葉を探することに窮しまして、本当に御同情申し上げた次第でございませう。

そんなことで、先ほどお話が出ておりましたように、従来の旅費に加えて滞在費でもということで行うように相なつたわけとございませう。これらの方々は終戦に伴う混乱の中で異国の地にとどまり本心に並み並みならぬ御苦労をされた方々ばかりでございませうので、その心情を思い、帰国援護を初めとする各種援護施策について今後とも充実を図つてまいりたいと思ひております。

○西川潔君 ありがとうございます。我々はお願ひをさせていただきましてそういうふうな予算をつけていただきました、そして今大臣のお話もお伺いいたしました、何かこの委員会に温かいものが流れているような気がいたします。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは次に、児童手当の方に移らせていただきます。

既に諸先生方からいろいろな角度から御質問がございましたが、今回支給対象を第一子に拡大したことは大変喜ばしいことです。私はもう最初これを見せたいだいたときに、第一子から本当は、まだ一年生議員ではございませうが、そういうふうに思ひました。と申しますのは、新婚当時はどちらも収入が少なく大変苦しいわけですから、第一子からお助けいただくと本心にうれしいのではないかなというふうに思ひました。今後、三歳未満ということについてはまた問題が残ると思うんですが、ひとつよろしく願ひいたします。

最初に、児童手当制度につきまして小さな子供を育てておられるお母さんの御意見をちよつと参考質問させていただきたいと思ひます。

一つお便りをいただいておりますが、読ませていただきます。

先日第二子の児童手当の申請に市役所までいってきまして。一月に生まれてすぐに申請すれば良かったのですが、すっかり忘れていて気がつくともう三月の末、慌てて市に電話をするので、三月中旬に申請すれば四月分から支給されるので早めに手続をして下さいとのこと、でも受給のためには、家の近くの銀行に口座を開設しなければならなかったり、主人に会社で厚生年金加入証明を取ってきてもらつたりと、一週間ほどあたふたし、申請できたのは四月に入ってから。

結局、申請した翌月分からしか給付されないというところで五月からの支給になつてしまひました。数か月遅れでも気がついただけでも私はまだ良いほうで、私の周りではそのことをまったく知らず、何年も児童手当をもらひ損ねた人がたくさんいます。

母子手帳の交付の際や出生届を提出したときにも、職員の方が一言いってくればこんなことにはならずにすんだのに。税金の取り立てとなるというさい役所も、こと還付給付となると知つて知らんぶりのこの態度、こんなところにも出生率低下の一因があるのではないでしょ

うか。

というお便りをいただいておりますが、これは一主婦の御意見でございます。

また、夫婦共働きの方の御意見では、児童手当制度のことは知っていたが、二人の収入を合わせると所得制限にひっかかると思い、手続をしなかったが、後で父母どちらか一方の所得と聞き、大変残念だったという声もございました。

こちらに、役所に置いてありますそのパンフレットをいろいろ見せていただいたんですけれども、十分な説明をお願いしたいんです。今後児童手当を発展させていくためには、制度を国民に身近なものとして定着させ、制度内容について国民によく知っていただくことが私自身大事だと思います。ある自治体の広報活動を伺いますと、パンフレットが役所に常設してあり、町内の回覧板で年に一回、市政便りで年に一回のお知らせとなつてゐるようでございます。しかし、これだけでは制度の周知徹底を図るのは難しいのではないかと思います。

出生届の手続と同じ窓口で同時に児童手当の申請手続が可能などともあると聞いております。何とか手当の漏れが起こらないよう国、自治体などで積極的な広報活動を行うなど、周知徹底を図っていただくことをお願いしたいのですが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(下条進一郎君) 国が税金を取り立てることに熱心で、そして支給に横を向くなどということは私はないと思います。ただ、この制度、すなわち児童手当制度の内容、またその受給手続、この周知徹底について、いささかお尋ねのような面があるかもしれませんので、そういう点につきまして、これから周知徹底を図るよう、そしてまたどういった形で周知徹底をすることが具体的に受けられる資格のある方により円滑に届くかどうか、そういったことも検討しながら、これから努力をしてまいりたいと思っております。

○西川潔君 よろしくお願いたします。次に、出産間もないお母さんにとりまして、小

きな子供を抱えて役所への往復は大変でございます。例えば、御主人が手続に行つていただくチャンスがなければ、うっかりしている間に支給期間が過ぎてしまいます。

そこで、年金制度の第三号被保険者の場合ですと、手続をすれば忘れていた二年間はさかのぼって適用対象になるわけですが、今回の児童手当制度の場合でも、生年月日、所得は明確であるわけですから、例えば養育状況につきましても、出生証明書や税の扶養控除で明確にできると思いますが、申請の翌月からの支給ではなくさかのぼりまして、誕生した翌月からの支給を何とか認めてもらいたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 年金の場合は、確かに一定期間遡及するという仕組みになっております。ところが、児童手当等につきましては、申請主義というのを原則としてとっておりまして、お話がありましてたとおり、申請の翌月からという支給期間に相なっております。

これは児童手当について申しますと、住所要件、要するに、市町村も一定の割合で負担をするというところから、あるいは子供に対する養育状況、それから所得の状況、そういった実質的な幾つかの条件を加味して支給を受けるというような形になっております。したがって、遡及主義という、遡及して適用するということは実務的には非常に難しいのではないかと私も考えております。

ただ今回、今までは生まれる子供の四割強を占める第一子の子供が支給対象から外れていたというふうなそんな仕組みでございましたが、今回はその年に生まれる子供は全部支給対象になるという関係に相なるものですから、したがって、できますれば市町村の窓口で出生届をするというときに一緒に児童手当の申請の書類をお渡しするとかそういう工夫が実務的にも十分可能になると思っております。したがって、よく市町村の関係の方々と打ち合わせをしまして、そのような実務処理が可能ないように最大限の努力をしてまい

りたいと思ひます。

○西川潔君 ぜひよろしくお願いたします。

最近では核家族化、都市化が進む中で、昔であれば大家族の中で、何かあればおばあちゃんやおじいちゃんによく聞いていたんですが、今はお母さんと赤ちゃんがマンションの一室で孤立化している場合が多いというお話を聞いております。どうやって赤ちゃんに接すればいいのか、ちよつとしたことですぐ育児に自信をなくしてしまうお母さんが多いということをよく伺ひするわけですが、けれども、その中で、同じ状況にある若い夫婦の体験談をお伺ひしましたが、あるとき保健センター、そして保健所へ連絡をすればいろんなアドバイスが受けられるということをお伺ひしたというところでございます。そして早速連絡をすると、保健婦さんがお家まで来てくださったわけですが、そしていろんなアドバイスをしてくださった。大変ありがたかったというお話で、その御夫婦はその後育児について何かあることに必ず保健センターで相談に乗ってもらつてゐるようでござい

ます。この場合、保健所、保健センターをうまくこの方は利用なさつてゐるわけですが、まだまだ保健所といへば本当に予防注射を打ちに行くところというふうなイメージがあるわけですが、その保健所の機能を御存じない方が大変多いわけですが、本当にこのごろの最近の保健所はいろんなことをやつてくださつておられますが、そこで、保健所や保健センターを核にして、地域のお年寄りがおばあちゃん役として若いお母さんたちの相談に乗つてあげる、育児のためのおばあちゃんヘルパーのようなものを私は全国的にシステム化をしていただきたい。そして育児のネットワークをつくつていただきたい、こういうふうな提案したいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 御指摘のとおり、最近若いお母さん方あるいはお父さん方を含めまして育児に大変大きな悩みを持っているという方がふえてゐると伺つております。

それで、私も特に生後一カ月ぐらゐの間が、育児不安のピークがその期間に見られるというふうな専門家の方々からも伺つておりまして、私どもの中でもこれからの母子医療に関する検討会というところで専門的にどういった取り組みをしたらいいかということも勉強している最中でございます。

しかしそれと同時に、今御指摘がありましたように、現実的な対応として保健所でありましてか母子健康センターでありますとか、あるいはもつと身近な保育所でありましてとか、そういうところで育児相談を気軽にやつていただくというふうなことも非常に大事である。そういう際にお年寄り、これはもう子育ての経験のある方でございまして、これはもう子育ての経験のある方でございまして、お年寄りとの連携のもとでそういう若い親たちの悩みを解消するというような形で工夫も大いに今後取り入れていきたいということで、今御指摘の点につきましては十分努力してまいりたいと存じます。

○西川潔君 よろしくお願いたします。

平成元年の児童手当制度基本問題研究会報告書を私読ませていただきますと、「児童対策と高齢者対策の一体的実施」ということで、「例えば保育所に高齢者のデイ・サービスセンターを併設するなど児童に関する施設と高齢者に関する施設の連携を図っていくことも今後の検討課題の一つである」とあります。

施設の複合化の現状と将来についてどのように考えておられるのか、お伺ひしたいと思います。○政府委員(土井豊君) 今お話がありましたとおり、子供の施設であります保育所と、それから老人の施設であります特養とかいろいろな老人のデイ・サービスセンターとか一緒にできないかという御指摘かと思ひます。

最近の子供たちは、朝から忙しい、疲れたという子供が本当に随分ふえていゝるそうでございます。夜遅く駅の立ち食いそばでそばを食べているような塾通いの子供、朝から夜まで大變でございますが、夜電車の中なんかでも深い眠りに落ちながらしっかりとばんを抱えている子供をよく見かけるんですけれども、児童手当の精神、目的はその場だけのものではないと思ひますし、その子らにとつて生きていきやすい社会をつくる責任を私たちは負つてゐると思ひます。今後とも児童対策を総合的な観点から推進していただくようお願いいたしますが、最後に厚生大臣の御決意をお伺ひして、終わりにしたいと思います。

○國務大臣（下条進一郎君） 子供の大事さ、これはもう私も何回もお答え申し上げております。しかも、なかなか出生率が上がらないということで、本当にこれは若い御両親と社会が一体となつて健

やかに子供をつくり、そしてまた育てていくということが御家庭にとつても社会にとつても極めて大事なことである、このように認識しております、そういう観点から、少しでも環境整備の一助になるというふうな観点から今回の児童手当の改正をお願いしているわけでございます。

また、最近の女性の社会進出、出生率の低下等子供と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえまして、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりが大切になっております。このため内閣におきまして、関係十四省庁から成る健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議が去る一月二十三日に、子育て環境づくりに向けた総合的な対策の内容とする報告書を取りまとめたところでございます。

厚生省におきましても、ただいまお話しいたしましたように、平成三年度予算では児童手当の充実、また多様な要請にこたえるため細かな保育サービスの実施、子どもと家庭一〇番事業の拡充など総合的に対策を盛り込んでおりまして、今後とも関係省庁とも連絡を図りながら総合的な観点から子育て環境づくりの推進に一層努力をしてみたいと考えております。

○西川潔君 ありがとうございます。

終ります。

○委員長(福岡知之君) 以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

これより両案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○香取タケ子君 私は、日本共産党を代表して、児童手当法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

我が国の児童手当制度は、主要諸外国よりおかれて世界で六十三番目に制度化されました。世界の水準から比べても大きく立ちおくれであり、本改正案はそれを補うものとは到底言えません。

私の反対理由の第一は、児童手当の支給期間を三歳未満としたことであります。これでは児童手

当というより、育児のための手当、出生促進手当的なものとなってしまいます。また、制度完成後の延べ支給児童数は、現在の三百八十五万人から二百七十万人と大幅に減少するのであります。支給年齢の大幅引き下げは、児童手当の性格を变质させるものと言わざるを得ません。

第二は、所得制限を老齢福祉年金と横並びで行うという規定が削除され、今後所得制限をどう設定していくかは行政の裁量にゆだねられることとなり、受給人数を行政が自由に調節できるようになることでもあります。政府のねらいは、所得制限を厳しくして受給者数を少なくしたいということにありま。

第三は、現在児童手当を受給している全世帯が、今回の改正により全期間を通じての受取額が減額となることでもあります。政府は、八人以上の児童を養育している世帯以外は現行法に比べて増額となるとの説明をしていますが、これは制度完成後であつて、提案されている経過措置では現在児童手当を受給している全世帯が損をするのであります。

以上のように、本改正案は児童手当の性格を变质させ、現行に比べ受給者の大幅減少と減額を招くものであり容認することはできません。

我が党は、衆議院で修正案を提出いたしましたように、当面の措置として、手当の支給期間を三歳未満からせめて義務教育就学前に延長すること、手当額の完全自動物価スライド制を導入すること、所得制限に係る特例を当分の間、継続することなどが必要と考えています。これこそ児童手当制度の充実を求めている国民の声にこたえる道だと確信いたします。この方向での充実を求めて、反対討論を終わります。

○委員長(福岡知之君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより順次採決に入ります。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、前島英三郎君から発言を求められておりますので、これを許します。前島君。

○前島英三郎君 私は、ただいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護国共同、公明党、国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党、スポーツ・国民連合、参院クラブ、各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案) 政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

二、海外旧戦域において今なお残置されている遺骨については、相手国の協力を得て早期収集に一層の努力を払うとともに、慰霊巡行等についてはさらに積極的に推進すること。

三、中国残留日本人孤児等に関する情報収集に努め、引き続き中国の積極的な協力が得られるよう配慮するとともに、訪日調査により肉親が判明しなかつた孤児に関する調査

に最大限の努力をすること。

また、中国及びサハリンの残留邦人の帰国援護については、今後とも積極的に推進すること。

四、帰国孤児の定着先における自立促進を図るため、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的な実施に遺憾なきを期すること。

五、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(福岡知之君) ただいま前島君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手) 全会一致と認めます。よつて、前島君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、下条厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。下条厚生大臣。

○国務大臣(下条進一郎君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重して努力いたす所存でございます。

○委員長(福岡知之君) なお、両案の審査報告書の作成につきましてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○対馬孝且君　ただいま議題となりました積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

北海道を初めとする北国の冬は、温暖な地方に住んでいる人々の想像を超えるほど長くて厳しいものであります。このため、これらの地域におきましては、冬期に、積雪・寒冷などの厳しい気象条件に阻害されて建設業等の事業活動が著しく低下をし、その結果、地域経済活動の停滞、大量の季節的失業者の発生、出稼ぎの増加等さまざまな経済的、社会的問題が生じているところであります。

例えば、北海道を例にとりますと、冬期における建設工事量は夏期の十分の一近くにまで落ち込みます。この冬期における建設活動の低下の影響は、建設労働者の雇用状況に最もよくあらわれており、建設業における夏期と冬期の雇用者数の差は約十五万人にも及んでおります。この建設業における季節労働者を初め、北海道には約二十三万人の雇用労働者が存在をしております。北海道の雇用労働者数が約百九十四万人と言われておりますから、北海道の雇用労働者のおよそ八人に一人が、季節労働者ということになるわけであります。

そして、これらの季節労働者は、その大半が通年雇用を希望しているにもかかわらず、冬期に失業を余儀なくされているのであって、その間、これらの人々は、雇用保険法の特例一時金の受給や、預貯金の取り崩しなどによって、辛うじて生計を立てているというのが実情なのであります。なおこの特例一時金の支給額は、北海道の建設業の季節労働者に支払われているものに限ってのみ、また、も年度合計で四百億円余にも上っております。

北海道等におけるこのような問題を解決するためには、通年雇用の確保、通年施工の促進が不可欠であります。この通年雇用、通年施工の問題は古くて新しい問題であり、これまで、雇用促進事業団法による通年雇用設備設置資金融資制度、雇業団法による通年雇用設備設置資金融資制度、雇用保険法による通年雇用奨励金制度、暫定措置と

しての冬期雇用安定奨励金、冬期技能講習助成給付金制度等種々の対応策が講じられてきたところではありますが、残念ながら十分な効果を上げているとは申せません。そこで、この際、季節労働者の職業及び生活の安定と地域経済の健全な発展を図るためには、新規立法により、通年雇用の確保、通年施工の促進のための諸施策を積極的かつ強力に推進していく必要があると考えられ、ここに本法草案を提出した次第であります。

次に、本法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律で対象とする地域は、通年雇用対策地域及び特別通年雇用対策地域の二つの地域としております。

通年雇用対策地域は、積雪または寒冷の度が特に高いため、季節的にその地域内に所在する相当数の事業所の事業活動に支障が生ずる地域を、特別通年雇用対策地域は、通年雇用対策地域のうち、積雪または寒冷の度が著しく高いため、季節的にその地域内に所在する相当数の事業所の事業活動に著しい支障が生じ、かつ、雇用に関する状況が著しく悪化する地域を指定することとしております。

第二に、これらの地域における建設業等の指定業種に係る事業所に雇用されている労働者等の年間を通じた雇用の確保等のため、労働大臣は、通年雇用対策指針を策定することとしております。

第三に、通年雇用対策地域においては、指定業種に係る事業所に雇用されている労働者に関し、年間を通じた雇用の確保等の措置を講ずる事業主に對して必要な助成及び援助を行うほか、雇用促進事業団の行う資金の貸し付け、雇用促進事業団の行う施設の設置に関する特別の配慮、積雪または寒冷の度が特に高いために必要となる設備の設置または整備に要する費用等の助成等の施策を実施することとしております。

第四に、特別通年雇用対策地域においては、通年雇用対策地域に係る施策のほか、季節的な離職を余議なくされる労働者の再雇用の促進等のため

の助成及び援助の措置を講ずるとともに、これらの労働者の年間を通じた雇用を促進するための職業訓練、職業紹介等の施策を実施することとしております。

第五に、国、地方公共団体等は、公共事業の計画実施に当たつて、指定業種に係る事業所において通年施工ができるように配慮するとともに、通年施工のために必要な事項に関する研究等を行うこととしております。

なおこの法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、特別通年雇用対策地域に関する施策については、この法律の施行の日から十年間を限り実施されるものとし、この期間の経過に際し、特別指定業種に係る事業所における事業活動の状況等を考慮して検討を加え、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるべきものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ
さいますようお願い申し上げます。提案理由と
いたします。

○委員長（福岡知之君） 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十五分散会

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案（対馬孝且君外七名発議）

積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案

積雪又は寒冷の度が特に高い地域における
指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の

確保等に関する法律

目次

第一章 總則（第一條—第

第二章 通年雇用対策指

第三章 通年雇用対策地

種に係る事業所

者の年間を通じ

の措置(第六條)

第四章 特別通年雇用対

者の再雇用の促

十條—第十三條

第五卷 雜則(第十四条、第十六条)
附則
第一章 總則
(目的)
第一条 この法律は、積雪又は寒冷の度が特に高いため、季節的にその地域内に所在する相当数の事業所の事業活動に支障が生ずる地域について、建設業等の指定業種に係る事業所に雇用されている労働者等に関し、年間を通じた雇用の確保等のための措置を講ずることにより、これらの者の職業及び生活の安定に資するとともに、これらの地域における経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

に高いため、季節的にその地域内に所在する相当数の事業所の事業活動に支障が生ずる地域であつて、第三章に定める年間を通じた雇用の確保等のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。

二 指定業種 建設業その他の業種であつて季節的に通年雇用対策地域内に所在する事業所における事業活動に支障が生ずる業種として政令で指定する業種をいう。

三 特別通年雇用対策地域 通年雇用対策地域のうち、積雪又は寒冷の度が著しく高いため、

季節的に、その地域内に所在する相当数の事業所の事業活動に著しい支障が生じ、かつ、雇用に関する状況が著しく悪化する地域であつて、第三章に定めるもののほか、第四章に定める特別労働者の再雇用の促進等のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。

四 特別指定業種 指定業種のうち、季節的に、特別通年雇用対策地域内に所在する事業所における事業活動に著しい支障が生じ、これに伴い雇用量が相当程度減少する業種として政令で指定する業種をいう。

五 特別労働者 特別通年雇用対策地域内に所在する特別指定業種に係る事業所において季節的に事業活動に支障が生ずることに伴い季節的な離職を余儀なくされる労働者をいう。

2 労働大臣は、前項第一号又は第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 労働大臣は、第一項第二号又は第四号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該通年雇用対策地域又は当該特別通年雇用対策地域における当該業種に係る主たる事業主団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

(事業主の責務)
第三条 通年雇用対策地域内に所在する事業所において指定業種に係る事業を行う事業主は、その雇用する労働者について、年間を通じた雇用の確保その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)
第四条 国は、通年雇用対策地域における季節的な雇用の動向に的確に対処するため、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者について年間を通じた雇用の確保等を図るために必要な施策及び特別通年雇用対策地域に係る特別労働者について再雇

用の促進等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特別通年雇用対策地域に係る特別労働者の再雇用の促進等に必要の施策を推進するように努めなければならない。

第二章 通年雇用対策指針

第五条 労働大臣は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者の年間を通じた雇用の確保等及び特別通年雇用対策地域に係る特別労働者の再雇用の促進等に関する指針（以下この条において「通年雇用対策指針」という。）を策定するものとする。

2 通年雇用対策指針においては、国の通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者についての年間を通じた雇用の確保及び特別通年雇用対策地域に係る特別労働者についての再雇用の促進を図るための基本方針その他これらの者の雇用の安定を図るための事項について定めるものとする。

3 労働大臣は、通年雇用対策指針を策定しようとするときは、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 労働大臣は、通年雇用対策指針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、通年雇用対策指針の変更について準用する。

第三章 通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者の雇用の確保等のための措置

する事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 前項の助成及び援助を行うに当たっては、暴風雪その他これに類する事由のためやむを得ず業務に従事させることができなかった労働者に對し特別の手当を支払う事業主について、特別の措置を講ずるものとする。

(雇用促進事業団の行う資金の貸付け)

第七条 雇用促進事業団は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所において、年間を通じて、事業活動を行い、かつ、労働者を雇用するために必要な設備を設置し、又は整備する事業主に対して、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第十九条第三項に規定する業務として、必要な資金の貸付けを行うものとする。この場合において、その貸付けの条件については、特別の配慮をするものとする。

(雇用促進事業団の行う施設設置に関する特別の配慮)
第八条 雇用促進事業団は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用される労働者に関し、効果的な職業訓練の実施を図ることにあつて、年間を通じて雇用の確保に資するため、雇用促進事業団法第十九条第一項第一号の事業主その他のものを行う職業訓練の援助を実施するための施設で労働大臣が定めるものを設置するに当たっては、当該通年雇用対策地域について、特別の配慮をするものとする。

(積雪又は寒冷の度が特に高いために必要となる設備の設置又は整備に要する費用等の助成等)
第九条 国は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所において年間を通じて事業活動を行うことを促進するため、年間を通じて事業活動を行う事業主であつて、積雪又は寒冷の度が特に高いために必要となる設備の設置又は整備に要する費用その他の積雪又は寒冷の度が特に高いために必要となる費用を支出

するものに対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

第四章 特別通年雇用対策地域に係る特別労働者の再雇用の促進等のための措置
(特別労働者の再雇用の促進等のための助成及び援助)
第十条 政府は、特別労働者に関し、再雇用の促進その他の雇用の安定を図るために、特別通年雇用対策地域内に所在する事業所において特別指定業種に属する事業を行う事業主（次条において「特別通年雇用対策地域指定事業主」という。）で次の各号のいずれにも該当する措置を講ずるものに対して、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

一 特別労働者を離職させる際に、当該特別労働者を労働省令で定める期間内の日に再び雇用すること、当該特別労働者に再び雇用する日までの間の生活の安定に資するための資金として労働大臣が定める額以上の額の資金を支払うことその他労働省令で定める事項を約すること。

二 前号に規定する約定に基づき、同号に規定する手当を支払い、かつ、当該特別労働者を同号に規定する期間内の日に再び雇用したことにあつて、

三 第一号に規定する特別労働者を労働省令で定める期間において労働省令で定める日数以上特別通年雇用対策地域内に所在する事業所において就労させたこと。

第十一条 政府は、特別労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

一 雇用していた特別労働者に対し労働省令で定める期間において年間を通じて雇用を促進するために必要な知識及び技能を習得させる

ための講習を実施する特別通年雇用対策地域指定事業主又は特別通年雇用対策地域指定事業主の団体（当該講習を適切に実施することができるとして労働大臣が認定するものに限る。）に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二 前号の講習を受ける特別労働者に対して、当該講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること。

第十二条 国及び雇用促進事業団は、特別労働者の年間を通じた雇用を促進するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

二 国は、道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

（職業紹介等の実施）

第十三条 公共職業安定所は、特別労働者の年間を通じた雇用を促進するため、雇用情報の提供求人への開拓、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

（公共事業についての配慮）

第十四条 国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人で政令で定めるものは、公共事業の計画実施に当たっては、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所において年間を通じた事業活動を行うことができるように配慮するものとする。

（年間を通じた事業活動を行うために必要な事項に関する研究等）

第十五条 国は、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所において年間を通じた事業活動を行うために必要な事項に関して、調査研究及び資料の整備を行うとともに、知識の普及を図るように努めるものとする。

（中央職業安定審議会への諮問等）

第十六条 労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

二 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、通年雇用対策地域内に所在する指定業種に係る事業所に雇用されている労働者の年間を通じた雇用の確保等及び特別労働者の再雇用の促進等のための措置に関し、関係行政機関の長に建議することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（第四章の規定による措置の実施期間）

第二条 第四章の規定による特別通年雇用対策地域に係る特別労働者の再雇用の促進等のための措置は、この法律の施行の日から十年間を限り、実施されるものとする。

（検討）

第三条 特別労働者の雇用の安定については、前条の期間の経過に際し、特別通年雇用対策地域内に所在する特別指定業種に係る事業所における事業活動の状況、当該地域における特別労働者に関する季節的な離職の状況その他の雇用の動向等を考慮して検討を加え、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第四条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十六の次に次の一号を加える。

二十の十七 積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律（平成三年法律第 号）

（労働省設置法の一部改正）

第五条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十一号中「及び港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）」を「、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律（平成三年法律第 号）」に改める。

この法律の施行に必要な経費

この法律の施行に必要な経費は、平年度約五百億円の見込みである。

四月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療の改善に関する請願（第二二七五号）

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願（第二二七九号）（第二二七九号）

一、国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願（第二二八二号）

一、あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療行爲取締りに関する請願（第二二八八号）

一、重度心身障害者とその両親及び養ひたり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第二二八九号）

一、医療の改善に関する請願（第二二九二号）

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願（第二二九四号）

一、重度心身障害者とその両親及び養ひたり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第二二九五号）

一、国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願（第二二九六号）

一、医療の改善に関する請願（第二二九九号）

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願（第二三〇一号）

一、公的骨髄バンクの早期実現に関する請願（第二三〇三号）

一、国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願（第二三〇四号）

一、原爆被爆者援護法の早期制定に関する請願（第二三〇五号）

一、重度心身障害者とその両親及び養ひたり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第二三〇七号）

一、あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療行爲取締りに関する請願（第二三〇八号）

一、国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願（第二三〇九号）

一、医療の改善に関する請願（第二三一一号）

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願（第二三一二号）（第二三一二号）

一、国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願（第二三一二号）

一、腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第二三二三号）

一、国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願（第二三二四号）（第二三二七号）

一、公的骨髄バンクの早期実現に関する請願（第二三三一号）

一、低肺機能者（呼吸機能障害者）の医療と生活保障に関する請願（第二三三二号）

一、軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願（第二三三三号）

一、原爆被爆者援護法の早期制定に関する請願（第二三三六号）

一、重度心身障害者とその両親及び養ひたり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第二三四〇号）

一、あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療行爲取締りに関する請願（第二三四四号）

一、軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願（第二三四七号）

一、医療の改善に関する請願（第二三二五号）

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善

に関する請願(第三二七号)

一、公的骨髄バンクの早期実現に関する請願(第三一九号)(第三三〇号)

一、国立医療機関に働く全職種的大幅増員に関する請願(第三三二号)

一、重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第三三七号)

一、軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願(第三三八号)

一、あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療術行為取締りに関する請願(第三三九号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三四〇号)

一、国立医療機関に働く全職種的大幅増員に関する請願(第三四二号)

一、医療の改善に関する請願(第三四五号)

一、看護職員的大幅増員と労働・生活条件改善に関する請願(第三四七号)

一、医療改善に関する請願(第三五〇号)

一、軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願(第三五一号)

一、保健衛生施策の充実に関する請願(第三三三三号)

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第三三五四号)

一、軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願(第三三五六号)

一、老人保健法改正反対等に関する請願(第三三五七号)

一、軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願(第三三三八号)

一、重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第三三三九号)

第二一七五号 平成三年四月五日受理
医療の改善に関する請願(五通)

請願者 熊本市国府一ノ五ノ三〇 飯干真

紹介議員 理子 外二十四名
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第二一七七号 平成三年四月五日受理
看護職員的大幅増員と労働・生活条件改善に関する請願(三通)

請願者 熊本市城山大塔町一、七三六ノ三
西山孝幸 外十四名

紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二一七九号 平成三年四月五日受理
看護職員的大幅増員と労働・生活条件改善に関する請願

請願者 熊本市東池部町陽町原水二、三〇
九 赤塚美津代 外四名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二一八二号 平成三年四月五日受理
国立医療機関に働く全職種的大幅増員に関する請願

請願者 岩手県一関市蔵美町字宿二六〇
小野寺洋子 外五百九十七名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二一八八号 平成三年四月五日受理
あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療術行為取締りに関する請願

請願者 長崎県北高来郡飯盛町後田名一、
六五六ノ一四社団法人長崎県鍼灸
マッサージ師会会長 富永仁義

紹介議員 初村滝一郎君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第二一八九号 平成三年四月五日受理
重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県南佐久郡八千穂村大字穂積
二〇五 内藤妙子 外九名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第二一九二号 平成三年四月六日受理
医療の改善に関する請願(五通)

請願者 熊本県水俣市旭町二ノ七ノ三 松
永成美 外二十四名

紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第二一九四号 平成三年四月六日受理
看護職員的大幅増員と労働・生活条件改善に関する請願(三通)

請願者 熊本市和泉町七二五 桑本信子
外十四名

紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二一九五号 平成三年四月六日受理
重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 静岡県三島市梅名三二一ノ八 吉
澤トヨ江 外九名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第二一九六号 平成三年四月六日受理
国立医療機関に働く全職種的大幅増員に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市上野町四、八六六
ノ九 前田エイ 外千七百五十五
名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二一九九号 平成三年四月八日受理
医療の改善に関する請願(五通)

請願者 熊本県水俣市袋三、〇九四 田畑
ミサオ 外二十四名

紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第二二〇一号 平成三年四月八日受理
看護職員的大幅増員と労働・生活条件改善に関する請願(三通)

請願者 熊本県阿蘇郡蘇陽町大字今八三六
ノ三 林安芸子 外十四名

紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二二〇三号 平成三年四月八日受理
公的骨髄バンクの早期実現に関する請願

請願者 新潟市寺尾上三ノ四ノ四一 橋ス
ミ 外六百二十六名

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第二二〇四号 平成三年四月八日受理
国立医療機関に働く全職種的大幅増員に関する請願

請願者 新潟県小千谷市池中新田 丸山良
二 外千八百名

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二二〇五号 平成三年四月八日受理
原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 秋田県平鹿郡大雄村字三村東一八
須藤茂美 外三十名

紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第二二〇七号 平成三年四月八日受理

重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県南佐久郡佐久町海瀬 大工 原嘉代子君 外九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第二二〇八号 平成三年四月八日受理

あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療行爲取締りに関する請願

請願者 千葉県市川市押切一四ノ五 水落 博 外二十四名

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第二二〇九号 平成三年四月八日受理

国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願

請願者 京都市右京区太秦馬塚町一五ノ二 六 水谷澄子 外二千九百十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二二一二号 平成三年四月九日受理

医療の改善に関する請願(六通)

請願者 熊本県水俣市南福寺四ノ四〇 柏 木勇蔵 外二十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二二一四号 平成三年四月九日受理

看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(三通)

請願者 熊本市花園二ノ七ノ八 小崎ハツエ 外十四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。

第二二一九号 平成三年四月九日受理

看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願

請願者 熊本市電町上立田一、三七八ノ五 一 齊藤京子 外四名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。

第二二二二号 平成三年四月九日受理

国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡三朝町今泉一九五 山田実 外千名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第二二〇一七号と同じである。

第二二二三号 平成三年四月九日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田市柳田字佐渡端五九 鎌田鉄之助 外百九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二二二四号 平成三年四月九日受理

国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願

請願者 秋田県由利郡象潟町字浜山三六ノ一 佐々木勇二 外二百六十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第二二〇一七号と同じである。

第二二二七号 平成三年四月九日受理

国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願

請願者 石川県金沢市堅田町乙五九 中嶋 勉 外九百九十九名

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第二二〇一七号と同じである。

第二二三一号 平成三年四月九日受理

公的骨髄バンクの早期実現に関する請願

請願者 東京都台東区浅草橋三ノ二ノ二 加藤博信 外八百六十一名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第二二三二号 平成三年四月九日受理

低肺機能者(呼吸機能障害者)の医療と生活保障に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ一六ノ一 三 高瀬好子 外二千十五名

紹介議員 下村 泰君

低肺機能者(呼吸機能障害者)の医療と生活保障に関する請願

低肺機能者(呼吸機能障害者)の医療と生活保障に関する請願

低肺機能者(呼吸機能障害者)の医療と生活保障に関する請願

低肺機能者(呼吸機能障害者)の医療と生活保障に関する請願

低肺機能者(呼吸機能障害者)の医療と生活保障に関する請願

低肺機能者(呼吸機能障害者)の医療と生活保障に関する請願

低肺機能者(呼吸機能障害者)の医療と生活保障に関する請願

費すべてに自己負担のかからないようにすること。

三、慢性呼吸不全の治療に熟達した医療スタッフを養成し、必要な数の医療施設を増やすこと。

第二二三三号 平成三年四月九日受理

軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願

請願者 東京都東久留米市下里四ノ一ノ四ノ二〇二 平井菊一 外三百三十名

紹介議員 西川 潔君

一、国において、この病気の原因を解明し、根治療法に力を入れること。軟骨異栄養症(軟骨異形成症)を特定疾患に指定し、又は同等の救済策を講ずること。

二、十八歳以後も延長術の手術が実施される実情にかんがみ、医療費の公費負担の年齢制限を緩和すること。

三、軟骨異栄養症(軟骨異形成症)によって日常生活活動に支障が生じている現状にかんがみ、患者の実態に応じた身体障害の認定を行うこと。

理由

軟骨異栄養症(軟骨異形成症)という小人数は、人類創世以来、世界的な規模で現れている病気であるが、これほどまで医学が進歩した現在になっても、まだ改善されていない。しかも我が国では、これを特に生命に危険が無いからとして、特定疾患治療の研究対象から外しているというのでは、いつまでも無くならないものではない。しかし、現在この病気のため、背丈が伸びず、手足が短かく、他人から冷ややかな視線を注がれ、後ろ指をさされ傷つけられている子供が、全国に六千名以上生活している。その子供たちの成長過程において、知能には支障が無いのに、ただ小さいというだけで入学試験を受けられない場合もあり、教育は平等に与えられる権利があるはずなのに現実は区別されている。また、成人すると、もう成長する見込みが無いからとして、十八歳で医療費の控除

を打ち切られるが、成人した軟骨異形成症の人たちは皆、腰やひざの関節の痛みに悩まされるようになり、これらが病気の特徴ともいえる。したがって、十八歳以後も延長術の手術を実施するようになった現在、病院の費用を幾らかでも安くすべきである。この症状を持つ人は、身体障害者の対象にはならないが、現実には四肢が短かく、バスの乗車、駅の自動販売機や公衆電話の高さ等、日常の生活に不便を来している。また、就職に当たっては、せっかく決まった職業でも、面接時にこの病気の特徴である不均衡な体型のため断られてしまう例も多く、よって、軟骨異形成症を患う者のために身体障害者手帳を交付すべきである。

第二三三六号 平成三年四月九日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 福島県いわき市大原字六反田六五ノ三 矢田部克美 外十七名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第二二四〇号 平成三年四月九日受理

重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市千渡一、八二八ノ八 油井保志 外十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第二二四四号 平成三年四月九日受理

あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療行爲取締りに関する請願

請願者 福島市万世町二ノ一三 社団法人 福島県鍼灸按摩マッサージ師会会長 鈴木重雄

紹介議員 石原健太郎君

この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第二二四七号 平成三年四月九日受理

軟骨異形成症の患者の医療向上に関する請願

請願者 東京都小金井市梶野町二ノ五ノ一 小俣春夫 外三百九十九名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二三二五号 平成三年四月十日受理

医療の改善に関する請願(四通)

請願者 熊本県葦北郡田浦町 横田義松 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第二三二七号 平成三年四月十日受理

看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(三通)

請願者 熊本県菊池郡泗水町大字永四、三二ノ九八 池田美代子 外十四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。

第二三二九号 平成三年四月十日受理

公的骨髄バンクの早期実現に関する請願

請願者 福岡市城南区島飼五ノ一七ノ三六ノ一三 江副洋子 外五百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第二三三〇号 平成三年四月十日受理

公的骨髄バンクの早期実現に関する請願

請願者 新潟県柏崎市米山町二、五六〇 星野和久 外九百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第二三三一号 平成三年四月十日受理

国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大字下川堰下二〇九 阿毛さち 外五百五十九名

紹介議員 星川 保松君

この請願の趣旨は、第二二〇一七号と同じである。

第二三三七号 平成三年四月十日受理

重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 山梨県塩山市竹森三、三七四 久保貞雄 外二十二名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第二三三八号 平成三年四月十日受理

軟骨異形成症の患者の医療向上に関する請願

請願者 埼玉県富士見市上南畑三、〇二二 秋元伸一郎 外三百二十一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第二三三九号 平成三年四月十日受理

あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療行爲取締りに関する請願

請願者 千葉県八日市場市春海七、四〇九 実川昭 外二十九名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第二三四一号 平成三年四月十日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田市将軍野南一ノ一四ノ八二 高橋茂春 外八十二名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一九二二二号と同じである。

第二三四二号 平成三年四月十日受理

国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡合川町鎌沢 田中金悦 外二百四十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第二二〇一七号と同じである。

第二三四五号 平成三年四月十一日受理

医療の改善に関する請願(五通)

請願者 熊本県葦北郡田浦町 井樋口貞喜 外二十四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第二三四七号 平成三年四月十一日受理

看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(三通)

請願者 熊本県清水町榎木一、三三三 緒方成子 外十四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。

第二三五〇号 平成三年四月十一日受理

医療改善に関する請願

請願者 大阪市浪速区幸町一ノ二ノ三三 平井正也 外三千八百九十四名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第一一三三三三号と同じである。

第二三五一号 平成三年四月十一日受理

軟骨異形成症の患者の医療向上に関する請願

請願者 千葉県銚子市松岸町二ノ二二ノ三 三島田朝雄 外三百七十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二二三三三三三号と同じである。

保健衛生施策の充実に関する請願

請願者 大阪府大正区小林西二ノ一三ノ五

島袋勝久 外三万三千八百八十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

経済大国、長寿国と言われる中で、国民の有病率は年々増大し、寝たきり老人、過労死、癌（がん）患者の増加、若者・子供に広がる成人病や背骨のゆがみなど、国民の健康不安はますます深刻化するばかりの毎日である。各種の世論調査で、保健・医療・福祉制度の拡充強化を要求する声が第一位に挙がっている。憲法第二十五条は、国民の健康権をだれも侵すことのできない基本的人権として位置付け、その保障のため社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上・増進に努めることを国家の責任として明記しており、国の公的責任が厳しく問われている。このような中で、この憲法の規定を受けて設置された公衆衛生の第一線機関である保健所は、地域住民の疾病予防と健康増進並びに生活環境の安全性と快適性の保持の仕事を従来にも増して強化していくことが求められている。私たちは、厚生省の進める保健所の半数以下への統廃合、保健所法の無料の原則を覆し保健衛生業務の民間委託、有料化を進め、住民の健康問題に対する直接的サービスを大幅削減する「行革」には反対である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

- 一、すべての住民に健康な生活を保障するため、現行の保健所体制を強化するとともに、医療過疎地域、へき地、人口密集地域などには支所を設置すること。なお、管内人口十万人を超える保健所については、保健所法の規定に従い保健所を増設すること。
- 二、保健所・市町村の保健衛生サービスは、保健所法第九条の無料の原則の規定に従い無料にすること。市町村の保健事業に対する財政的援助を強化すること。
- 三、住民のあらゆる健康要求にこたえられるよう、保健所・市町村に必要な専門技術職員等を配置するため、配置基準と人件費補助制度

を確立すること。

四、保健所を半数以下に統廃合する厚生省の「特定保健所」計画と住民サービスの低下と有料化を招く保健所業務の民間委託に反対すること。

第二三五四号 平成三年四月十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県知多市にしの台三ノ三ノ四

宮地紀夫 外九百九十九名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三五六号 平成三年四月十一日受理

軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願

請願者 東京都文京区目白台三ノ一八ノ二

一 伊藤敬 外百十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二三五七号 平成三年四月十一日受理

老人保健法改正反対等に関する請願（四通）

請願者 熊本市本庄五ノ四ノ八 水谷トモ子 外三十六名

紹介議員 紀平 悌子君

現在、日本は世界有数の経済大国となり、豊かな国になったと言われている。しかし、日本の医療・福祉は先進国の中でも大きく立ち後れ、「寝かせきり大国」、「高齢者の自殺大国」などと、その貧しい実態が指摘されている。その原因の多くが病気の介護の疲れ、生活の破たんにあるとされており、日本の医療・福祉の水準は今日なお、高齢者の命と暮らしを守るものになっていない。しかし、政府は高齢者は豊かになったとして、老人保健法の「改正」を行おうとしている。その内容は医療・福祉の改善どころか、国の負担を更に減らし、高齢者の通院や入院、在宅での看護の自己負担を際限なく増やすものになっている。それは、高齢者をますます医療から遠ざけ、病気の早期発見を妨

げ、重症化をもたらすものである。しかも政府は高齢者を含め、労働者には高い保険料を強いいている。さらに、政府は患者の入院期間が長引くと判断された場合、一般の病院からの転・退院を強いる医療法「改正」法案をも国会で成立させようとしている。ついで、こうした事態を改善するため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、高齢者の負担を増やし受診抑制を図る、老人保健法の改正をやめること。
- 二、高齢者が安心して暮らせるよう、費用の心配のない医療・福祉の施策を拡充すること。
- 三、行き届いた医療・保健・福祉のために看護婦、保健婦、歯科衛生士、ホームヘルパーなどを早急に増やすこと。入院期間によって一般の病院からの転・退院を強いる、医療法の改正をやめること。

第二三五八号 平成三年四月十一日受理

軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願

請願者 東京都東久留米市下里四ノ一ノ四

ノ二〇二 瀬古博氏 外四百一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二三五九号 平成三年四月十一日受理

重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野市松代町荒神町七六〇 野村 かつへ 外三十六名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

平成三年五月十四日印刷

平成三年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局